

8B-7
no.22

GAa1/1

8B-7-22

年少者の特殊雇用慣行

— いわゆる人身売買の実態 —



女性と仕事の未来誌



00964203

労働省婦人少年局編

28/2

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

は し が き

戦後、再び戦災孤児の身売り事件から「いわゆる人身売買事件」が大きな社会問題として取り上げられてきました。

婦人少年局では、いわゆる人身売買事件の被害者の多くが年少者であり、しかも労働問題につながっているという点から、これら年少者の保護福祉のために強力な施策を推進したいと考え、前後三回に亘る調査報告を發表し、一般社会の関心を高め、こうした問題が国内からなくなる日の一日も早いことを希つてきました。

幸い、昨年二月十四日には、その対策について次官會議の決定をみる運びとなり、各関係機関による総合的保護防止対策が講ぜられました。又、一方、衆議院では第十三回國會の開会中、行政監察特別委員会が、これをとりあげ衆議院議長に報告を提出しました。

このように、国家的な関心にまでひろげられ、いろいろな面の方々が、基本的な人権を尊重する観点から、活発な動きをみせてきたことは大変喜ばしいことです。

わが国にも古くから児童の特殊な雇用慣行がありましたが、その中には基本的な人権を尊重する観点から見逃せないものがあり、その典型的なものが人身売買です。

刑法にも人身売買に対する制限規定がありますが、これでは国内問題を処理することができないため、中央青少

年問題協議会では「いわゆる人身売買」の概念を定めて青少年の福祉を推進する運動目標にした訳です。

この書は、この運動目標に呼応し、やかましくいわれている「いわゆる人身売買事件」とは、どんな實態のものをいうか、それらに対して当局ではどんな手を打っているか、更に歴史的展望をも加えてこの種事件の解明に努めました。

婦人少年局で今までに発表した調査報告を基礎に作つたもので、資料の蒐集や解説についてまだまだ不十分な点が多いと思いますが総合的な資料を提供する意味で、この問題に対する正しい理解と事件の防止に幾方でも役立つことができれば幸せです。

この書は、専ら、婦人少年局年少労働課員の手によつてできたものですが、民間の篤志家として昭和九年頃からこの問題ととりくまれていた秋田県の藤田竹治氏からは、往年の資料を提供して頂いたこと、又、婦人少年局で報告した再三の調査に当つては、各関係機関の好意ある御協力を得たことを、改めてここに深く感謝致します。

昭和二十八年二月一日

労働省婦人少年局長

藤 田 た き

目次

はし が き 一

第一章 いわゆる人身売買とは 七

一、「いわゆる人身売買」の意味 九

二、事例と違反條文 二二

三、人身売買と關係法規 二六

第二章 人身売買の發生から現在までのうつりかわり 三二

一、人身売買の發生 三三

(一) 中古(大化の改新—平氏の滅亡) 三四

(二) 中世(鎌倉開府—安土桃山時代) 三六

(三) 近世(江戸幕府—王政復古) 三九

(四) 最近世(明治維新—現代) 四〇

二、地方的な特殊雇用慣行について 三八

(一) 漁村における特殊慣行……………五

(二) 農村における特殊慣行……………四

(三) その他……………五

第三章 人身売買の発生する原因について……………五

一、経済的原因について……………六

二、社会教育上の問題について……………三

三、受入側について……………七

第四章 最近の人身売買について……………七

一、どのような経路で発見されたか……………六

二、うられゆく経路について……………六

三、仲介者について……………六

四、契約について……………六

五、就業状況……………一〇〇

六、教育状況……………一〇五

七、人身売買の分布について……………一〇八

第五章 防止保護対策について

- 一、戦前までの対策……………一三五
- 二、戦後の対策……………一三二

第六章 身売り児童の保護と仲介人その他の取締りの現状

- 一、被害をうけた年少者の保護について……………一四二
- 二、仲介人の処置……………一四八
- 三、雇主の処置……………一五四

附 録

- 一、第四回青少年保護育成運動手引書抜萃……………二
- 二、いわゆる人身売買対策要綱抜萃……………一九
- 三、いわゆる人身売の買関係法規……………三四
- 四、女子及年少者の人身売買に関する報告書（行政監察特別委員会）……………四〇
- 五、判 例……………六六
- 六、婦人及び児童の売買禁止に関する国際條約抜萃（法務府検務局資料より）……………六四

七、第四回人身売買全國調査統計中間報告	七三
八、参考図書資料文獻目錄	七五

第一章

い
わ
ゆる
人
身
賣
買
と
は

一 「いわゆる人身売買」の意味

人身売買は、奴隷制度が公然と行われていた時代には、ヨーロッパにもアメリカにも存在していたし、わが国においても古くから存在していた。

これは、古い文献その他から容易に知ることができるのであるが、このような時代における一部階級の人間は、完全に商品化され、生涯を通して売買されていたもので、川島教授のいわゆる「永代売買」の性格をもち、言葉どおりの人身売買、即ち、パトナリテイ全体の売買が行われていた。

この歴史的回顧については、次章に譲ることとするが、産業革命以来の近代的社会においては、女工募集の手段として、或いは、徒弟としての年奉公といった労働力の売買に重点をおいた長期の人身拘束がその要素となり、いわゆる「年奉公」としての性格が強くなり、時代の移り変りと共に質的な変化をきたしているといえるのである。

従つて、現在世上にいわれている「人身売買事件」は、奴隷制度時代のそれとは非常に異つた内容をもつものであり、少くとも人身売買という表現を用いることは、却つて誤解を招き、必ずしもその実体に合致したものといえないのはもちろんである。

また、刑法第二百二十六條によつて取締つてゐる人身売買は、国外移送を目的としたもので、ここに問題としてゐるのは、国内間のそれを指している。

とはいえ、最も的確に現わす用語が見当たらないまゝに、婦人少年局としては、従来「い・わ・ゆ・る・人・身・売・買」といつた表現を使うことにしてきたのである。

終戦後におけるわが国の「い・わ・ゆ・る・人・身・売・買」は、昭和二十三年十二月、新聞紙上で明るみに出された戦災孤児の売買事件を発端として、それまでに潜在していたこの種事件が急速に問題化されるに至つたのである。

そこで、現代的意味における「い・わ・ゆ・る・人・身・売・買」とは、どんな概念であるかを一応まとめてみる必要が起きた。即ち、この種事件は、取締上にも、保護の上にも適用される関係法規が散在しており、おのずから所管の行政官庁も多岐に分れてゐるのである。

従つて、現在のところ、各関係機関の総合調整と緊密な連絡が強く要請されなければ、有効な対策の実現は期すべくもない。その前提條件として、い・わ・ゆ・る・人・身・売・買の概念というか、いわば、その定義附けは、内閣にある中央青少年問題協議会が、人身売買問題を採り上げることと決定した以後における先決問題となつたのである。

この協議会において結論された、い・わ・ゆ・る・人・身・売・買の概念は、次に解説するとおりである。

即ち、ここでい・わ・ゆ・る・人・身・売・買とは、

「児童をしてその福祉に反するような勞務、または不当な人身の拘束を伴う勞務を提供させ、その対価として金銭、財物その他を給付することを内容とする契約または、これをあつせんする行為」

をいうものとされたのである。

これを更に分りやすくふえんすれば、

1. 児童の福祉に反するような労務を提供させることを内容とする契約（広い意味に用いる。以下同様）とは、

例えば、

児童に淫行、酷使等を伴う業務をさせることを内容としているようなものをいい、

2. 不当な人身の拘束を伴う労務を提供させることを内容とする契約とは、

例えば、

児童に面会、通信、外出等を禁止するような心身の自由を不当に拘束する手段によつて、労働を強制したり、

または相当の長期にわたる契約によつて拘束することを現実の内容としているようなものをいう。

3. 金銭、財物その他の給付とは、

貸金、給金、支度料等の支払、養育、被服、喜具、宿舍等の給与であり、

4. あつ旋する行為とは、

職業紹介のほか、労働者の募集、または供給等が代表的なものであろう。

そして、前記1.と3.、2.と3.、1.および2.と3.とがおのれの結びつくもの、殊に、これらに関する4.の行為が加

わるのが、ここでいういわゆる人身売買の典型的なものと考えられるのである。

なお、児童に淫行させている場合であつても、表面上は児童を女中、女給、ダンサー等として使用し、または、

養女としたり、或いは、相当の長期にわたる契約によつて拘束している場合であつても、一年毎に契約の更新をする等一応合法的な形をとつている場合が多いので、形式に捉われず実態に即して判断することが肝心なわけである。

二 事例と違反條文

こうした概念を前提とした、いわゆる人身売買のモデル的なケースを、ここに参考としてあげてみよう。

事例一

出身地

山形県東置賜郡宮内町田町

三郎 二女

被害者

H子（当時十七才）

契約日

昭和二十三年十一月十八日

契約金

（前借金）一万二千元

受入先

八王子市南町一

土建業及料理店業 G方

労働内容

女中（契約時）

仲介人 宮内町佳人 無職 S

仲介手数料 被害者側より 千円 雇主側より 三千五百円他に汽車賃として千五百円

その後の状況

1. 二カ月経過した頃、主人からきれいな衣裳を着せられ、接客を強要された。そのため逃帰つたが、前借（受入先に母親が同道したときの支度、旅費等を差引いた五千円は既に家計のため消費していた）を返済しなければならぬから勤め通して呉れと両親にせめられ、泣き泣き戻つた。仲介人 S は近隣でも嫌われているならず者で、このまゝ家に戻してゐては脅迫されることを承知しており、それを隠念していたことも手伝つてゐる。

2. 前借金は、凡そ一カ月千円の賃金、一年分の計算として（父親の憶測）受けたものであるが、二年近く働き借金を返済一旦歸村した。

右事件について、仲介人 S は他にも十一名周旋したことが判明、昭和二十四年四月三十日山形地方裁判所米沢支部に起訴され、同年六月十四日労働基準法第六條（中間搾取の排除）違反として懲役六月の判決を受け、処刑されている。

事例二

出身地 山形県東置賜郡窪田村矢ノ目

被害者 S 雄（当時十一才）

契約期間 昭和二十三年六月十八日——昭和三十三年六月十八日の十年間

契約金 五千円 仕着せ、小遣

受入先 福島県安積郡中原村高森 工方

労働内容 農業見習

仲介人 N

仲介手数料 五千円の五分

右事件に関連し、仲介人Nは、被害者他十五名の周旋をなし、それぞれ五分の手数料を得ていたことが判明、昭和二十四年二月十五日山形地方裁判所米沢支部に起訴され、同二十四年六月十四日懲役五月、執行猶予二年の判決を受けている。

右事例一と二は、それぞれ受入先の差からくる違いを現わしていることが判る。即ち、契約金の多寡、契約期間の長短にみられる傾向は、労働内容と結びつけて考えられよう。

いわゆる人身売買の具体的ケースによつては、契約金のないものや、支度料か旅費か前借か不明のものがあつたり、又仲介手数料にしても、米二升、芋五貫といった現物給与のものなど、出身地の地方的慣行や、被害者の家庭状況及び受入側の事情などによつて、その実態は必ずしも一様とはいえないが、凡そこの二つの類型に当て嵌められるものである。

右事件に対する判決から離れ、これらの事件が、如何なる法規に抵触するかを探つてみよう。

事例一の場合の違反条文

労働基準法 第五條

〃 第六條

〃 第十七條

〃 第五十八條

〃 第五十九條

職業安定法 第三十二條

児童福祉法 第三十四條

勅令第九号 第一條

事例二の場合の違反條文

労働基準法 第六條

〃 第十四條

〃 第十七條

〃 第五十六條

〃 第五十八條

職業安定法 第三十二條

学校教育法 第十六條

三 人身売買と關係法規

いわゆる人身賣買事件に抵觸する關係法規は、広範圍に亘つてゐるのであるが、一應左のようなものがあげられ、特に、⑤印のものの違反という形であらわれてくる場合が多いことに留意する必要がある。

「いわゆる人身賣買」の關係法規

事 項

適用條文

(一) 労働基準法關係

- ① 強制労働の禁止
- ② 中間搾取の排除
- ③ 契約期間
- ④ 労働條件の明示
- ⑤ 賠償予定の禁止
- ⑥ 前借金相殺の禁止

- 第五條
- 第六條
- 第十四條
- 第十五條
- 第十六條
- 第十七條

7. 未成年者の労働契約

第五十八條

8. 未成年者の独立賃金の請求

第五十九條

二、職業安定法關係

① 有料職業紹介事業

第三十二條

2. 無料職業紹介事業

第三十三條

3. 直接募集

第三十六條

4. 委託募集

第三十七條

5. 労働者供給事業の禁止

第四十四條

⑥ 不当な手段による職業及び労働者斡旋

第六十三條第一項第一号

⑦ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就勞さす目的で職業及び労働

者の斡旋

第六十三條第一項第二号

④ 児童福祉法關係

1. 不具奇形児の公衆觀覽

第三十四條第一項第一号

2. 児童にこじきをさせ又は児童を利用してこじきをする

第二号

3. 満十五歳未満児童をして曲馬等により公衆觀覽に供す

第三号

4. 満十五歳未満児童をして戸外で歌、遊芸等を行わす

第四号

5. 満十五歳未満児童をして酒席にはべらす業務

6. 児童に淫行をさせる行為

7. 右の行為をなす虞ある者に対し児童の引渡し又は輪旋をする

8. 正当な職業紹介機関外の者による営利的児童養育の轉旋

9. 正当な理由外による児童の心身を阻害さす行為をさせるを目的として

自己の支配下におく行為

四 刑法関係

1. 淫行の常習でない婦女を営利目的で勧誘し姦淫さす

2. 不法逮捕と監禁

3. 生命、身体、自由、名譽、財産等に害を加える目的で人を脅迫する

4. 右第二百二十二條の目的で、人又は親權に対する義務なき事の強要と

權利の妨害

5. 未成年者の略取又は誘拐

6. 營利、わいせつ、又は結婚の目的で人を略取又は誘拐する

7. 略取、誘拐、売買等をもつて人を日本国外に移送さす

8. 右第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十六條の幫助

〃

第五号

〃

第六号

〃

第七号

〃

第八号

〃

第九号

第百八十二條

第二百二十條

第二百二十二條

第二百二十三條

第二百二十四條

第二百二十五條

第二百二十六條

第二百二十七條

9. 略取及び誘拐の未遂罪は罰す

第二百二十八條

◎(四) 勅令第九号(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令)

1. 暴行、脅迫によらず、困惑させて婦女に売淫させる

第一條

2. 売淫を内容とする婦女との契約

第二條

3. 右二條の未遂罪は罰する

第三條

第二章

人身賣買の發生から
現在までのうつりかわり

一 人身売買の発生

わが国の人身売買のおこりも、もとはやはり、奴隸の売買に端を発している。

大化の改新以前、すなわち上代の奴隸制度は、古書をひもといてみても記されていないが、少数の貴族のほかは國民の大部分が、貴族に奉仕する奴隸民であつた。

それが、中古に入つてからは、奴隸売買として、史上にもはつきりあらわれてきている。しかし、それもごく一部であつて、賤民の子女の売買や奴隸の虐待について、くわしく記されたものは、ほとんど見当らない。

それは、当時の歴史が朝廷の歴史であり、物語りも宮廷中心の物語りに限られていたからである。文化の下積みとなつた、下層階級の生活は、文筆の対象とはならなかつたのである。たとえ下層階級についてつたえられたとしても、それはあくまで貴族生活にとつての、そのものの程度であつた。

たとえば、清少納言が、初瀬詣での記事のなかで、わずかに百姓のことをかいているが、百姓をみて、

『みの虫のやうなるものの、あやしき衣着たるが、いとにくき、たちむ、頼づきたるは、おし倒しつべき心地こそすれ』

といつてゐる。

國民の大多數であつた農民や、社会の最下層にある奴隸の生活状態は、このような記録のほか、一つとしてのこ
らなかつたのである。

以上のようなわけで、乏しい資料ではあるが、いろいろの文献にもとずいて、中古からの記録をたどつてみよう。

一 中古（大化の改新——平氏の滅亡）

西暦六四六年、大化の新政で、奴隸のうち私奴婢の売買を公許したのが、史上の記録のはじめである。

ついで、天武天皇の大化四年（西暦六七六年）五月に、下野の国（今の栃木県）では、国内の百姓が凶作のため
に飢え、子を売らなければ生活ができないので、国司を通じて朝廷に奏し、許可をねがいでたが、朝廷はこれを許
さなかつた、と日本書紀に記されている。農村の不況によつて、子供をうる風習が、すでにこの頃からめばえてい
る。

しかも、この時代から、公に許されなかつたにもかかわらず、人身売買は盛んになつてきたようで、西暦七〇一
年、大宝律令では、自由人すなわち良民を売買することを禁止している。

これによると、良民を略売したものは強盜の罪に、他人の奴隸を盗んだものは、誘拐強盜の罪にとわれ、逃亡し
た奴隸をとらえたときは、遺失物收得の報酬をうける権利があつた。人間を物品としてとりあつかう傾向のあつた
ことは、これによつても明らかであろう。馬や牛と異つていた点は、わずかに売買のときに公許を要することだけ
であつた。

また、売買の手續については、養老の關市令に定められ、

凡売奴婢、皆經本部官司、取保証、立券、付價。

とあり、奴婢の売買には、保証人の名をつらねて、売買証文をつくることが必要であつた。このような手續によつて、奴婢の取引きの安全をたもち、一方、これによつて奴婢以外のものの人身売買のとりしまりをおこなつたのである。

平安朝に入つて、壽永二年に世に出された、『撰集抄』は、西行法師がものしたとも伝えられ、或いは後世の人の偽作であるともいわれ、作者については明らかでないが、この中に越後の国で人身売買の市場を、まのあたりみたことが記されている。

『通にし比、越後國したの上村と云にまかり侍りたりしに、彼の里の海のほとりにて、奥よりの津にて、貴賤あつまりて、朝の市の如し。ただ海の色くす、山の木のみ、絹布のたぐひを売り買ふのみにあらず、人馬の族を売買せり。其中にいとけなく、又さかりなるは申すに及ばず、頭はしまりに霜雪をいただき、腰にはそとろにあづさの弓をはりかどめて、今日明日とも知らざるもの、誓しの程を責けんとて、そこばくの偽を構へ、人の心をたぶらかして売買せることをみはべりしに、すどろに泪のこぼれて侍りき』

以上のように、上流貴族の子弟たちは、『白金の目貫の太刀を提げ佩きて、奈良の都を練るは誰が子ぞ』と、神

樂歌にうたわれたような、華やかな奈良、平安の社会にも、その下層には、うられゆくあわれな子供たちがいたのである。

(二) 中世（鎌倉開府——安土桃山時代）

中世は、戦乱の多かった時代であり、また武士が社会を支配した時代であるから、一般の民衆は、しばしば戦乱のそばすえをくわされたうえ、重い税を課せられ、田畠や財産を横領されるなど、武士の横暴によつて、庶民生活はおびやかされ、庶民の子供たちは、みじめな生活を送らされていた。

しかも、封建制度の時代であり、親の権力がだんだん強くなり、子供の地位は低く、したがつて孝行の道徳が重んぜられるようになり、人身売買は、ますます盛んになる一方であつた。

かの有名な安寿と厨子王丸の姉弟が、かどわかされ、由良の湊の山椒太夫が、これを買ひとつて酷使したという話も、鎌倉時代の末頃にできたものであり、当時、誘拐や人身売買が、盛んに行われていたことを立証するものといえよう。

人身売買は、当時の言葉では、**人売**、**人商**、**人倫売買**と言ひ、これを業とする者を**人商人**、または**人買**と呼んだ。鎌倉時代の中頃の説話集である「沙石集」（僧無住の作）にも、**鬻**の時、貧しい孝子が身を売つて、その金を母に与え、人商人に伴われて、東の方へ下つていく、次のようなあわれな話が書かれている。

「文永年間のこと、久しいひでりの爲に饑饉になり、殊に美濃尾張では餓死する者が多かつた。この時、美濃の国に貧しい母子があつたが、子は身を売つて母の飢えを救おうと思ひ、母の承諾を求めたけれど、母は、死ぬなら同じ所で手をつなぎ頭をならべて死のう、いつまで永らえる世でもないのに、生きながら離れるのは口惜しいといつて許さなかつた。」

然し子は強いて身を売り、代価を母に与えて泣く泣く別れてあすまの方へ行つた。かくて人商人に連れられて、三河の国矢作の宿に着いたが、人の間に答えて、「又再び母の姿を見ずして、あすまの奥の山の奥、野の末にかさすらひ行きて、夕の煙霧の露と消えて、又母を見ずして止みなん」と泣いて語つたので、見きく人、袖をしぼらぬ者はなかつた。」と。

このように、今でも農村地帯はもちろんのこと、親のために身をうることを、最上の孝と思う子供やひとびとの多いのは、この因にねざしているということがうかがえよう。

また、室町時代の代表的な文学作品の一つである謡曲には、「桜川」、「角田川（隅田川）」、「三井寺」、「自然居士」など、人身売買に取材したものが多くある。

「桜川」では、桜子という子供が、母の貧を救うために、みずから人商人に身を売つて東国へ下り、母は悲しみのあまり、狂気して後を慕つて、東国へいく話が描かれている。

「角田川」もまた、ひとり子を人商人に誘拐された、母子の話が題材となつており、「遊女地獄太夫」の哀話も、

この時代にできたものである。

この鎌倉時代には、貧困によつて、やむなく遊女に身売りする女子も多く、この貧しい女を抱える者を長者とよび、売られた女は抱え女といわれ、駅次町々に遊女宿がふえてきた。

北條、足利の時代には、遊女屋も山村水郭いたるところにふえ、これを亡八と称した。

この亡八のなかには、貧しい家の少女を買い入れ、年頃になると遊女として使用し、利益をえていたものがある。以上のべてきたような、いろいろの説話をとおしても、中世の庶民の子弟のなかには、売られたり、或いはかどわかされたりして、親のもとからはなされ、おそらく奴婢として酷使されていた者のあつたことが、推察されるのであるが、これに対して朝廷や幕府では、たびたび禁令を發布し、これをとりしまつてゐる。しかし、なかなかこれを根絶することができなかった。

禁令のおもなものをあげると、四條天皇の延応元年（西暦一二三九年）四月には、人勾引とともに、人身売買の禁令がだされ、同年五月には人身売買のみ、ふたたび禁令がだされている。（註　人勾引とはいわゆる人身誘拐のこと、昔は人勾引と称した）次いで、寛元二年（西暦一二四四年）二月には、寛喜の飢民の処置、人身売買、奴婢の養子について法律が定められ、建長六年（西暦一二五四年）十月、正応元年（西暦一二八八年）四月にも禁令がだされた。又、伏見天皇の正応三年（西暦一二九〇年）二月には、人身売買をなすものには烙印を捺す、との具体的な法が定められている。

ところが、朝廷では、飢饉の場合に限り、尊属が卑属をうることを許したので、折角の法令も役に立たなかつ

た。

(三) 近世（江戸幕府——王政復古）

江戸時代を通じて、人身売買は、幕府や諸藩の、しばしばの禁令にもかかわらず盛んになり、遊女や子守りに身をうる者が多かつた。

殊に多いのは遊女売買であつた。元禄以後は、遊蕩の氣風が強くなり、全国いたるところに公娼私娼がはびこり、幕府は取りしまりの便宜上、吉原のような一大遊廓を設けて掟を下し、とりしまりのもとに許可をうけた遊廓がだんだん発達し、遊女も吉原だけで三千人に達したことがあつたという。

しかも、当時は鎖国が行われていたため、海外との交通はたゞ、おのずから国内の消費生活の享受にかたむいてゐた。したがつて、生活に困窮した家庭や、年貢をおさめられない農民は、都市や農村をとわず、娘をうるか、養奉公、子守奉公にでもだすよりほかに方法がなかつた。

こうしてぜげんとよばれる子女売買の仲介業者が、窮状につけこんで言葉たくみに、これらの娘たちを家庭からひきはなし、遊女や子守りとして周旋するようになったのである。

当時の川柳には、娘の身売りや悪らつなぜげんの活躍をうたつたものがある。たとえば、

あかぎれの有る内ぜげんうらぬ也

大病にぜげんの見える氣の毒さ

御年貢を大部屋へきてなし崩し

御年貢はこわい物だと忤あはい

吠えたとかえすものかとぜげんい

等、娘をうつて年貢をおさめる農民の悲劇があらわされている。

また、平安時代以来、男色の弊風が、社会の一部に行われていたが、室町時代から江戸時代初期にかけて流行となり、ますます庶民のあいだでは、娘ばかりでなく男児をうることさえ、おこなわれたということである。

以上のような、弊風に対するこの時代の禁令も、たびたび発せられているが、依然として絶えなかつたようである。

慶長九年（西暦一六〇四年）八月には、上杉景勝は、百姓の困窮をあわれんで、人身売買を禁止するとともに、法度十七條を領内に下して、貧民救済の方策をとつた。

元和三年（一六一七年）一月には、藤堂高虎が男色ならびに人身売買を厳禁し、同年十月には、佐渡国には人身売買の禁令がだされている。また、寛永二年八月には、人身売買を禁ずるとともに、年奉公を年奉十年に限る旨、おふれが出されたが、このように年奉を定める令は、この前後に、たびたびだされているのである。寛永二年のおふれは、「人身売買一円停止なり、男女抱置、年奉十カ年を限るべし。十カ年以上は曲事たるべし」と記されている。

(四) 最近世 (明治維新——現代)

わが国未曾有の大変革であつた明治維新を契機として、鎖国日本、封建日本がめざましい転換をとげ、諸制度も明治維新政府によつて改革がおこなわれた。

人身売買、売淫に関する件も、すみやかに布告によつて禁令されるに至つた。

更に明治五年十月には、太政官布告第二九五号をもつて、従来の年奉公や芸妓を、一切解放することとなり、何百年のあいだ、不文律で押しとおされてきた奴隷制度が、法律上一応打破されることになつたのである。

その第一條をあげれば、

「人身ヲ売買致シ、又ハ年期ヲ限り其ノ主人ノ存意ニ任セ虐使致シ候ハ、人翁ニ背キ有ルマシキ事ニツキ古来禁制ノトコロ、從來年奉公等種々ノ名目ヲ以テ、奉公住ミ致サセ其ノ実、売買同様ノ所業ニ至リ、以ツテ外ノ事ニツキ自今嚴禁サルベキコト。」

と書かれている。

この布告は、当時来朝したベルギー公使から、わが国の公娼の存在を指摘されてから、だされたものであり、これには、つぎのようなあれが歴史上に伝えられている。

布告のだされる数カ月前のこと、(明治五年四月二十二日)横浜に入港したベルギー船マリヤ・ルーズ号は、航行中に船が破損したため、碇泊して修理中であつた。ある日、その船から、一人の中国の青年が脱出して、わが国に

すくい求めてきたので、しらべてみると、マリヤ・ルーズ号は奴隷船であり、その青年はだまされて積みこまれたものである。これを知つたわが国のときの外務関係者および神奈川県参事等は、奴隷売買は文明国で禁止しているうえ、人道上ゆるすべからざることであると意見一致し、奴隷船の船長を裁判にかけることになつた。

この結果は、世界各国の賛否交々の批判があつたが、わが国は裁判を強行し、ついに奴隷の中国人全部を下船させたのである。

ところが、前にものべたように、他国の奴隷を解放しながら、日本には奴隷的存在である公娼を存置していることは不当である、と批判をうけ、ときのわが国の政府は、早速、太政官布告で、これを撤廃したのである。

しかし、結局、これは一年たらずで又元に復したということである。

一方、『女工哀史』の女工募集の項にも、そのはじめを勞務たらしめてゐる女工の人身売買がある。これは、日本の産業革命によつて、大阪や東京などの大都市に設けられた、巨大紡績工場が、半封建的な農村の子女に、労働力の源泉を求め、寄宿舎制度と相まつて、誘拐募集を行つたのがはじまりであつた。

当時の農商務省工務課の調査から一例をとると、

『見習製糸女工十四名誘拐、明治三十五年五月三日東京朝日新聞第六五七二号も「見習製糸女工（十四才及び十五才の者各四名、十六才の者三名、十七、十八、十九才の者各一名）十四名誘拐事件」を報道している。

「誘拐者は、〇〇紡績工場は日本有名の工場なるを以て一覽すべし、それには同工場に女工として雇われ且つ三年間継続して就業し又父兄も承諾したりと云わざれば観望せしめざるべしとて充分に瞞着し置きたるより、出張

の会社員は事実父兄の承諾ある者と認め、十七日は会社に通れ行き、父兄の承諾書を取らずして一名につき手数料及び支度金等にて三円五十銭宛を詐取し、二名の体格検査不合格者は、須定村の宿屋に伴ひ、宿賃の代償として置き去り其儘所在を晦ました。二

とあり、年少者を甘言でつづては大量に誘拐し、他に売つてしまふ者もあり、そのまま工場へつれていつて手数料をかせぐ者もいた。

この犠牲となつたのは農家の純真無垢な少女達であつて、貧困のために親や家庭を救おうとの気持から、わずかの前借金で工場に連れさられ、寄宿舎の監視のなかで籠の鳥のような生活をおくり、あまつさへ酷使に呻吟したのである。

大正五年には工女供給組合が設けられたが、これも使用者が工女募集のはげしい競争をまねかれるためであり、大正十三年十二月に、労働者募集取締令（内務省令）が発せられたが、依然として悪質な仲介者はたえなかつた。しかも、これが昭和九年の未曾有の冷害によつて東北地方の飢餓地獄をもたらし、農民の多くが娘をうらないとくらせないありさまとなり、子女の売買は一大社会問題となつたのである。

当時の年明女工の契約書を参考までにかかげてみると、次のようなものがある。

金子借用及雇用契約証書

一金貳百円也 全期間給料全額

内 金壹百円也 前借金トシテ受取

内 金五拾円也 昭和十二年三月

内 金五拾円也 満期ノ時

右ハ拙者儀昭和九年五月拾五日ヨリ昭和十四年三月拾五日マデ満五ヶ年トシテ雇傭契約ヲ締結シ右期間給金
前借トシテ正ニ受取借用仕候事実正也就テハ右契約年限無事勤続シタル時ハ借用金ハ消滅ノ定メトシ途中解
約又ハ本人逃亡等ノ場合ハ勤務日数ヲ控除シタル残期間ノ前借残金ニ日歩三錢ノ利息ヲ加算シ雇入當時ノ
諸費用ハ当方ニ於テ負担シ一時ニ御返済可仕候 尙契約事項ハ左ノ如ク定メ履行可仕候間為後日借用契約証
書一札依テ如件

但シ本証二通ヲ作製シ各一通ヅツ所持シ後日異議ナキモノトス

契約條項

一、契約期間中若シ本人扶助規則以外ノ原因ニヨル負傷疾病又ハ止ヲ得ザル事故発生ノ為引続キ十日以上欠
勤スルトキハ其ノ日数ニ應ジ給料ヲ減額スルコト

二、逃亡無断欠勤等ノ場合其ノ行為ヨリ生ズル損害ニ関シテハ貴殿ニ歸連惡ヲ掛ケザル事

三、本契約締結以前被傭本人ハ他ト被傭契約其他本契約ヲ妨グベキ契約ヲ取結ビタルコトナキヲ誓言ス
四、前項ノ契約ヨリ生ズル義務ニ対シテハ本契約者（傭主）責任ヲ負フ事ヲ茲ニ特約致置候事

五、前各項以外ノ事項ハ総テ工場法及民法ノ規定ニ基キ可申候事 但シ署名者ハ貴殿ノ所在地ヲ以テ裁判籍ト定ムルコトヲ承諾ス

昭和九年三月十五日

秋田県平鹿郡○○村字○○六八番地

右借主契約人 ○ ○ ○ ○ ○ ○

被傭人 ○ ○ ○ ○ ○ ○

秋田県平鹿郡○○町字○○拾番ノ二

右契約立会人紹介業 ○ ○ ○ ○ ○ ○

愛知県○○郡○○町○○織布工場殿

（新評論第七号より）

以上のような契約書を一読しても、当時の東北農村から年増女王にやとわれていつたものの悲惨な生活がうかがわれる。

ある工場では、これらの年俵女工百名のうち、三年間に十人は死亡、十数人は病氣帰郷、二十数人は脱出逃亡という当時の記録さえある。

なお、この頃村を離れて女工や女中に出稼ぎにいくもののなかには、女工から酌婦へ、あるいは女中から女給・酌婦へと転々と身売りをしていくものが特にかつた。

そのため、当時民間の社会事業団体から身売防止資金が出され、また関係機関から就職資金もくり出されて身売防止運動が起され、転落しようとした娘たちが相当救われたのであるが、根本的な解決策はなかなか困難をきわめた。

このようにして、苛酷な動物的扱いをうけながら、人身売買として大きく社会問題とならないまま継続しておこなわれてきたものがある。監獄部屋、製糸工場の拘禁的労働制度、蟹工船などの事例はこのもつとも甚だしいものであろう。

なお、大正のはじめ、福島県から栃木県へうられたという男が当時の労苦を思い出してのべた次のような文がある。彼は現在五十才をこえているが、酷使によつて身体も一人前に発育していない小男だという。この文によつても当時農家にやとわれていつた年少者のみじめな様子がかがえるのである。

『大正三年十五才のとき、伊達郡長岡村の畦庵に連れられて栃木県にうられていきました。』

そのとき、売られたものは十五才の私が最年長者で一番小さいものは十才、総勢十五人で、長岡、余目、飯塚、

瀬上等から集つたものでした。

私のおいたちは父が日雇で、母は私が七才の時死亡し、妹が一人ありましたが、妹はすでに三年前九才で栃木県にうつられておりました。

前借金は十五才から二十一才までの契約で三五〇円、妹は十年契約で三〇〇円でした。証文もかわしたはずですが、今見あたりません。

行先は栃木県河内郡鯉内というところで、十五人一籍に一軒の農家につれこまれました。

さて夜になりますと近所から知らせによつて大勢買手が集つてきまして、どの子を買うかと相談になり「年はいくつか」「からだは丈夫か」などと一人一人きかれました。しまいに縄ないをさせてみようということになつて、十五人そろつて縄をあたえられました。何しろ十才、十一、二才の子供ですから、なわなどみな知りません。年長者の私が一番上手ということで私が最初に買手がきまつたわけです。

一日の仕事は朝三時におこされて、馬二頭をつれて草刈りです。八束の草を馬につけて帰るのは八時か九時頃になります。それから朝食の後田畑で一人前の仕事をします。これが終ると山に木の葉さらい、帰つて夕食をする夜なべです。夜なべは荒むしろを織る縄ないで、むしろ五枚分の縄はどんな夜でもあまねばなりません。

朝からの疲れが出て、いねむりをしますと、主人がまわつてきて叱られ、たたかれどんな夜でも定められた量ができあがらぬうちは寝せてくれません。十時十一時頃まで毎晩やりました。

私は二十一才で婚つてきましたが、妹はまだかえりません。一日妹からわけのわからぬ葉書がきましたので、

勝手知つた私がいつてみますと、妹の買われた家は没落して妹はそこから轉賣されており、うつ、なぐるという虐待をうけておりましたので、十五圓で證文を買いとつて連れかえりました。九才の歳から学校にも入らず、虐待ばかりされた妹は精神も身体も人並にそだたず、二十才のとき死んでしまいました、今考えてもかわいそうです。」

（「福島労働基準」より抜粋）

以上のべてきたように、大正から昭和のはじめにかけて、未解決のまま、さらには悪化の一途をたどりながら、いわゆる人身売買問題はだんだん世の中からなおざりにされていつた。

こうして、今次大戦後、昭和二十三年の十二月、栃木県に発生したいわゆる人身売買事件を契機として、その後相ついで人身売買の色調をおびる事件がおこり、新聞紙上をたびたびにぎわして、一大社会問題となるに至つたのである。

戦後のくわしい実態については、第四章にゆずつて次に地方的な特色あるものの沿革について少しふれてみよう。

二 地方的な特殊雇用慣行について

わが国に古くから慣習としてつづいてきた人身売買は、地方的にみても、各地に特殊な慣習として地方色をもつ

てつたわつてきたものが多い。

たとえば、山形県飛島の南京小僧や瀬戸内海情島の梶子あるいは東北地方の名子制度、栃木県の桂庵小僧などがそれで、今もほとんどそのまま残っているものや、名称だけは過去のものとしてすたれながら実態はそのまま続いているものもある。また、かすかに名前が残っているが、実態はすでに消えてしまつていゝものもある。

いずれも漁村や農村の労力不足のために雇入れられる「年傭売買」または幼いうちからひきとつてやしなういわゆる「奴隷制養子」がその実態である。この「年傭売買」にしても「奴隷制養子」にしても、最も安く労働力をもとめるために、各地方でおこなわれてきたもので、その地方の特殊事情とむすびついて根づよい慣習となつていゝ。婦人少年室でしらべた範囲で、各地の特殊雇用慣行の具体例を次にのべてみよう。

このなかで「南京小僧」については、川島武宜教授「日本社会の家族的構成」を解説の参考とし、「梶子」については厚生省児童局の資料を参考とした。

(一) 漁村における特殊慣行

まず、おもに漁業をもつてなつていゝ地方では、どのような形態で人身売買的な慣行がおこなわれていたかを一瞥してみよう。

(イ) 南京小僧

山形県庄内平野の港酒田から海上二〇哩へだたつたところ日本海の中に小さな飛島という島がある。

そこには古くから南京小僧とよばれる男の子の養子制度があつた。

昔、南京袋にいて島につれてきたので南京小僧とよばれるともいわれ、また一説には南京袋でつくつた前掛けをさせておくことからその名があるともいわれている。その他南京米Ⅱ外来米Ⅱ外来小僧Ⅱ南京小僧という説もある。なぜ南京小僧が飛島にくるようになったのであろうか。

おもな原因は、もともと飛島の漁業の労力不足を補うためで、とくに北海道沖の鱈漁業にのりくませるためであつた。耕地の少いこの島では徳川時代から村内で分家させない習慣であり、また、他の多くの漁村と同じように海難により男子労働力が失われる結果をおぎなうために必要だつたという。

庄内地方の農村では子供が親のいうことを聞かないと親は「飛島へやつてしまふぞ」といつて叱つたというが、子供たちの苦境と労働は相当なものであつたらしい。

大森小学校五、六年くらいまでの子供で貧兒、私生兒、孤兒が大多数を占めている。

昭和十二年には五十七名に達し、戦争中食糧関係が窮乏になつてからは減少したが、昭和二十五年には五十五名に増加している。

現在では十八才未満の者は里親制度が行われているというが、従来は数え年二十一才まで働いて、着物などをもらつて解放され、多くの者はこのとき村をはなれ、たいていは北海道か樺太に移住していく。

ともかく鱈釣りの労力不足にそなえて無賃の労働者としてやしなわれる貰ひ子、南京小僧たちの生活状況は想像

以上にひどく、南京小僧の姉から飛鳥の中学校教官にあてられた次の手紙によつても明かである。

(前略) 最近殊の外問題になつております児童福祉週間とか人買い事件、貰ひ子等、それらの名に反して世の苦難を受けてたたかう子供達は、生まれながらの宿命とはいへ、あまりにもむざんなものでございます。お恥しいながら私の弟も一昨年の暮、種々の事情により、知人ではありましたが、一人前の漁夫となるまでの約束で、母と共に涙で別れたのでございます。別れてこの方、朝に夕に我が子を想うては涙にむせぶ母の姿、運命の道とはいへ血縁の情は痛く胸をつくのでございます。(中略)

弟は〇〇〇と申しまして本年十五才新制中学三年でございます。一年生の十二月、正月も迫つた頃実家の隣村で飛鳥へ嫁しずにいる家に期間ということもなく、いわば買われたという名のもとに、自分の身の廻りの品を持つていつたような訳で、それには深い深い理由があり、やはり生れながらの定めとして、強く元気で、早く一人前になつて母さんと一緒にくらすと、ほんとにいいらしいくらい勇気をもつていつたのでした。(中略)

母が急に会いにいつたとき、丁度運動会の日であつたそうです。ボロボロの何時洗濯したかわからぬような着物をきてしよんぼり立つていた姿を見、あまりの事に母は咽び泣き、一しよにいつた方も、もらい泣きしたのか、こちらの学校ではいつも一番、二番と何をさせても元気なのが、母はどう感じたか、それは言語につくせぬものがあつたのです。そのことからいつも注意に注意をはらい、秋頃母と弟をみたいばかりに島へいこうとしたとき、ちやうど酒田におつた島の人が、いつてどうする気かとか、いつてはならぬばかりのことをいい、私も母

も驚きのあまり、つれて帰るからと申しましたところ、島からはなそうとしない気質に驚いていうべき言葉もありませんでした。弟が「姉さんがお祭に遊びに来いといつたから」といくらたのんでも「お前そんなことをいつて逃げる気か」ととうとうよこさずに働かせてきたのでした。学校もいつも欠席ばかりして何も頭に入っていない様子ですし、恥とは申せ、今頃も海に出て働いているのかと、いくらでもあの島にいる運命の子等に世の暖き風が吹きまくり、一人残らず幸福の日が訪れてまいますよう、唯それのみを想いつつあつかましいようなことを申しあげました。(後略)

昭和二十四年四月十二日



この中学校教育をしていた(昭和二十二年四月まで)守屋幸雄氏の記録によれば、地理的環境と経済的條件から、たとえ苦痛の環境にあつても耐えしのび逃亡しないこの南京小僧たちの心境を次のように分析している。

一、貰い子として意識するが、それが人生の幸、不幸というような事柄と、どんな関係にあるかを考える能力をもつていないもの

二、宿命的なものとして、あきらめに似た考え方をしているもの

三、運命そのものをのろつている場合

四、運命ずけるような環境そのもの及び環境を作る人々をのろう場合

五、渡島前の環境と比較しては現在の環境がやや恵まれている場合

六、過去の苦境より救われたと感謝の念をもっている場合（極めてまれ）

このような心理状態から南京小僧たちの大部分は環境にそのままあまんずるようあきらめさせられているものが多い。

南京小僧の概況は以上のとおりであるが、この形態は、川島教授の説によれば、「原始的な漁業で生活している村における家父長制奴隷のための養子」で、このかたちがいわゆる人身売買の一つの形態としていまもなお存在しているのである。そしてとくにこれは後進地方の歴史的遺物といわれている。

（口） 梶子制度

山口県情島に存在する梶子制度は、飛島の南京小僧に類似した漁業の年雇入れ制度である。

情島は山口県大島郡の東端油田村から諸島水道をへだたる二軒の地点にあり、島民は漁業（鯛、スズキ）を主とし、畑の耕作を副業としている。

徳川の末期、百数十年前からつづいている梶子制度は愛媛県、広島県などの貧困家庭の子供が主に梶子としてやとわれてきた。

梶子の仕事は沖で魚を一本釣りするとき、漁船が潮流にながされて網代をはなれるので、これをはずさないように常に舵をあやつつて漁船の位置を適当にたもつ役目をつとめるので、一定期間仕込めば子供でもつかえるのであ

る。またむしろ、梶子としてのカンを身につけるためには、十二、三才くらいからたたきあげなければ一人前にならないかつたようでもある。

一人前となつた梶子は、船頭よりも重要な仕事でありながら、自分で船を持つて船頭にならないがぎり、六十になつても七十になつても梶子として一生をおわるのである。

労働条件としては、親に前借金のかたちで五カ年一〇〇円、九カ年一五〇円とかで契約し、本人に対する労賃は無給である。労働時間も潮流に左右される仕事であるためきまつていない。漁繁期には深夜業をすることもあり、漁閑期には子守をしたり遊んだりしている。

酷使される点では南京小僧同様で、学校教育もちろんうける機会がなく、雇用者間で脱走をふせぐようにたえず連絡監視している。

梶子は戦時中増加し、とくに終戦後は広島、長崎の原爆災害都市の戦災孤児又は各地の養護施設からやといれ、昭和二十三年七月問題がおこつて調査したときには五十名いたという。

その問題というのは、昭和二十三年七月二人の少年が情島から脱出して警察官に不審質問をうけたとき、島民の梶子に対する暴行、酷使の事実が明るみに出され「奴隷島情島」の名で全国的センセーションをまきおこした事件である。

なお、昭和十九年には梶子をダンベ（魚をいれる生簀）にいれて不法監禁し、とうとう死に至らしめた事件もあった。

(ハ) その他

岡山県児島市下津井では漁業見習として年少者をやしなう船番小僧（ねとまりは船の中でする）の慣行もある。子供たちの寝る船室は、たいてい二階つきの舟であるが、ときには小さい舟でもねるといふ。

漁業期には深夜労働をして、二、三時間しか眠らぬこともあり、義務教育はもちろん終了していないものが多い。いまでは里親制度にきりかえられ、船番小僧も里子として生活しているのであるが、やはり船にねとまりしている。

一里子は「風がふいても、雨がふつても毎晩舟へとまる。舟がどうなるかと思うようなとき、学校でおしえてもらった先生の顔がうかぶ」と感想をのべている。

(二) 農村における特殊慣行

歴史の項でものべたように、農村地帯には古くから人身売買や長期契約による年奉公人があつた。

しかも、この年奉公人は、水呑百姓といわれる零細な農家から、おもに年少のものがでて、富裕な農家へやとわれるのである。そのため、おのずから零細農家の多い地方——東北の農村——が奉公人の供給源となり、一定の地方へ流れていく慣習ができていった。

このようにしてやとわれてきた年奉公人は、地方地方によつていろいろの呼び名がきめられ、ながい間続いて

きたうえ、いまもなお残っているのである。

具体的な例としては、終戦後人身売買が最初に発見された栃木県に残っている桂庵小僧、年期つ子、国者があり、小作人と地主の賦役関係のような形の借子制度、名子制度がある。

その内容について少しふれてみよう。

(イ) 桂庵小僧、年期つ子、国者

栃木県に現在も残っている桂庵小僧、年期つ子、あるいは国者とよばれる子供たちがいる。

明治二十七年以後、東北地方に凶作の続いたころ、栃木県下に桂庵の世話で貧家の子供達が、各地の農家につれてこられた。

親元にとつてはいわゆる口べらしであり、栃木の農家にとつては手不足のおぎなひであつた。

子供達はほとんど小学校二、三年程度の修学者で無学のものも相当あり、雇用主たちは子供の人格については考へることなく、もちろん教育についてはほとんど無関心といいたい程であつた。眞面目によく働いたものはやがて年期があけても土着して、主人からは親子関係のように面倒をみてもらひ、なかには成功しているものもかなりあるというが、いまだに土地のひとびとから国者と呼称されている。

最も金盛期であつた明治四十年頃には、どこの農家へいつても年期つ子の一人や二人はみかけたものだという。そのころの契約期間は十年から十二年間であり、契約金は一八〇円から二〇〇円位が相場で、そのうち親元へ入

る金額は大体三五円から四〇円程度ではほとんど桂庵の手数料になつたようである。

今では、年期小僧もだんだんすたれ、手不足の農家では一年きりの契約で作男を雇用するようになったというが、当時桂庵小僧としてうられてきた人の話によつていかに悲しい生活をしていたかをうかがつてみよう。

〇〇〇〇氏（農業と飲食店 七十三才）談

『福島県信夫郡野田村の大工の家に明治十三年に生れ、十四才の年に博撈が白河にいくことを父が聞き、私を年期奉公させるためその博撈（桂庵）に依頼した。彼は早速私を白河町の伊勢屋という穀屋に話をつけた。伊勢屋では、父親にもわかるようにと当時十五円を博撈に渡した。しかし、彼は私の父には一錢も渡さなかつたということである。』

伊勢屋には、他の奉公人も多数いて、主人の息子たちは私をよくいじめた。或る日桑畑のなかに年長の奉公人に生埋めにさせられた。今回顧してみてもあの桑畑の作業は年少のためどうにもやりとおせなかつた。

それ以来、伊勢屋を早く出たいと日夜考え、桂庵の某氏にたのんで栃木県の農家へ逃出した。そのときは桂庵は金二十二円也を手数料にもらい、契約は満二十才ということであつた。

土地の人達は私を桂庵小僧とか年期つ子とよび途中で逃出すようなつらいこともあつたが、ともかく年期あけまでつとめ、あとは一年間二十五円の契約で奉公した。

(口) 借子制度

青森県に主としてつたわつてきた借子制度は、前借金による年利率公で、戦争前は、上借子が一年間精米十俵、初借子で、七俵から八俵というように現物で契約した。

戦後は現金前借による契約にかわつたといわれているが、いまでもこの制度はそのままつづいている。

借子がますますい食物で牛馬のようにこきつかわれ、冬季にも火の気のない粗末な屋根裏にねかされて、前借金のしたじきとなつていた実例が労働基準局で調査したときにも明るみにだされている。

(ハ) 名子制度

東北地方、殊に岩手、青森の両県には、名子制度が広汎に分布し、いまでもこの名称が用いられている。

名子制度とは、小作人と地主の賦役関係の特殊な従属関係で、封建時代と同様の主従関係で結合されており、秋田県の「作り子」「田作り」「かり子」等というのもこれである。

名子といわれる小作人は、土地も家屋もない貧農の子が、地主から家屋敷、山林、原野、農具、家畜等を給与され、その代償として地主に労力を提供するのであつて、上代氏族制度の名残りとして最近までつづいてきたものである。

(ニ) 横手の若勢市

秋田県南の横手市には昭年の初期まで「若勢」と称する農家の作男を紹介する市があつた。

若い男女労働者が、ミノ、ケラなどを着て、夜具、寝具を背負い群をなして市場にたち七日位続いておこなわれる。

この風習は昔各地でおこなわれたらしいが、横手にだけ残つたのは、近村が稲作本位で、自家労力だけでは手不足の農家が多く、これと反対に國村山門村は田地も少く労力のはけ口を他町村に求める状態で、若勞市が必要だつたとみられる。

こうして「生きた人間の市場」は昭和初期まで続いたが職業紹介機關の発達とともに、だんだん衰微していつた。

(ホ) その他

このほか、鹿児島県では農家の下男（デカン）女中（メロ）と呼ばれる一年契約、賃金二回払の雇用慣行などがある。

(三) その他

(イ) 紡績奉公

これもやはり栃木県にあつた年間奉公である。

栃木県足利郡小俣町に戦国時代以後、自給自足による家内工業として絹織物が発達してきた。そのため一口に紡績奉公と称して、他人の娘を年期によつて奉公させる慣習が続けられ、今又大股直後まであつたという。

年令十二才から二十才くらいまでの娘を、五年から八年の期間で契約し、証文といつて、契約書がかならず親とかわされ、契約金は年期の長さに比例してきめられていた。

年期があけると一度契約書をつけて、土産物と一緒に帰郷させたが、そのまま御札奉公をつづけるものもあり、一度生家へ帰つてもふたたび出てくるものが多かつたようである。

いずれも周旋人によつて、茨城、新潟、福島、岩手方面からつれられてきたもので、今でもこのルートで出かぜぎにくるものが多い。

(口) 行 商

四国の愛媛県では、昔から県外への行商がさかに行われているが、百年くらい前へところによつては二百数十年前)から、児童を年期奉公の契約で雇入れ、仕事を覚えさせては県外へ行商に出している。

たとえば新居郡では、明治維新前から、呉服商、雜貨商等が、児童を数カ年の契約で丁稚として雇ひ、給与は別に定めずに行商をさせていた。また、伊予郡、越智郡などでも、反物や漆器の行商に年期奉公人をつかい、温泉郡のような小さい島でも、児童を年期で雇入れ、帆船で中国地方沿岸へ出かせぎにいかせていた。

このような、行商の売子に児童を雇用する慣行は、いまでも県下各地に残存しているようである。

註 本に参考として載せる証書及び雇入届は、明治末期から大正にかけて、娘の年期売買契約に使われたものである。

(一) 雛型(明治時代)

借用金証書

一金何円也 但し利子次第は年式割と約定
右は何難儀親共家計上の処前書金額正に受取借用申処確實
也但し返済の期は何々儀貴殿機業為伝習御依頼申置く当人
年間仲好く相勤満期の節貴殿より報シウはハラヒ下置その
金ヲ以御返済可仕候 尤本人年間中家出般候か又は如何様
の儀ニテモ御暇相願候節は右御約定の利子相加イ元利共即
時御返済可仕也
依テ入置申借用金証旁如件
万一本人差支候節は保証人引請弁償可仕

年 月 日

県 郡 村 番地

本人

身元引請親元代人

借用人

(二) 實 例

使用人雇入届

栃木縣足利郡小俣町字濁沼百五拾四番地

大正三年六月拾三日

第一部員 大 川 信 助

桐生織物同業組合長殿

雇入年月日	契約期間	使用目的	原 籍 住 處	氏 名	年 齡
明治四十四年 四月十九日	七ヶ年	縫製一般	群馬縣埴野村參拾六番地	林 寛 三 郎	拾七歳
大正三年 三月二日	六ヶ年	當方子守役 同	群馬縣山田郡毛里田村百五拾番地	松 葉 ト リ	拾壹歳
大正三年 四月一日	五ヶ年	縫製一般	群馬縣山田郡毛里田村千六百番地	久 保 田 二 郎	拾五歳
大正三年 四月廿五日	參ヶ年	勝手働	安蘇郡横川村字免島七七壹番地	古 橋 サ ダ	拾七歳
大正三年 一月卅日	六ヶ年	縫製一般	栃木縣足利郡小俣三百七拾三番地	沼 田 淺 太 郎	拾四歳

人壽圖說

人至如也

第 1 卷

[illegible]

७॥२३५४६७८९१०

Handwritten signature and date: 1907

之川信慶

第三章

人身賣買の發生する原因について

「子どもを売つて一家の生計をささえ」、「むすめを前借金で特飲術へすみこませたりえ、仕送りさせせる」というような、ふつうに考へては、人の親としてあるまじき行爲が、おこなわれている。しかも、それが増加の傾向にあるというのは、一体どういうわけであらうか。

或る人はいふ。「多子家族の貧乏が一家の窮乏をすくうため、親もしかたなく子売るようになる。」と。

またある人は、「年少者の人権を無視した封建的な家族制度が農村に残っているからだ」といふ。

また一方、「戦後の享樂的風潮から、農村子女が都会のはでな職業にひかれるようになったからだ。」という人もある。

このように、いろいろ識者のあいだで論じられる原因が、すべてからみあつて、人身売買という一つの社会の矛盾が、あらわれてきたのである。

ただ、一口に農家の窮乏といつても、その原因を究明すれば、土地の分配の問題、労力問題、農産物の價格政策、農業經營問題など、専門的研究によらねばならない点が多くでてくる。

そのため、ここではなるべく調査の結果にもとずき、事実によつて、不十分ながら原因を探求してみたいと思ふ。

一 経済的原因について

山形県の一寒村をおとすれたある新聞記者は、『村全体が窮乏のどん底で、どの家も障子は破れ放題、壁はおち、柱は傾き、そこに住む人は、牛馬の生活と何らかわりない』と、ルポルタージュに記している。

東北地方の山村などは、実際、想像以上に絶望的な貧困状態である。

婦人少年局が行った人身売買に関する調査では、身売りの直接の動機は第一表のとおりである。これは、昭和二十五年七月から、昭和二十六年六月までの、第三回調査報告書

第一表 身売りの動機

身売りの直接動機	実数	%
貧困	二四四	三七・一
求職中甘言により誘拐	一三三	二〇・二
家出	四一	六・二
両親の依頼	一六	二・四
本人の希望	一三	二・〇
その他	七	一・一
不明	二〇四	三一・〇
計	六五八	一〇〇・〇

によるものである。

「貧困」が直接動機となつてるのが最も多く、「両親の依頼」や、「本人の希望」というのも、もとは、貧困のためとみなされる。

この「貧困」が、どの程度のものか、親元の状況について、少し考察してみよう。

(一) 親元の生活

身元り児童の親元の職業について、昭和二十五年以降、昭和二十六年上半期までの、婦人少年局でまとめた調査にあらわれたものを集計すると、第二表に明らかなように、大部分が、貧窮農家、失業者、日雇人夫であるが、失業者はもちろんのこと、日雇人夫や貧農も生活が不安定で、いわば半失業者といえよう。

貧窮農家のなかには、最近の水害で田畑をすつかり流され、やむなく子供をうつたものもあるが、大部分は、昔からの極貧農家である。

第二表 親元の職業

親元の職業	人数	%
農	一六五	二九・七
無職	九七	一七・五
日雇人夫	八八	一五・八
工員	三六	六・五
技師	二八	五・〇
商店	一八	三・三
かつぎ屋	一三	二・三
製炭業	九	一・六
修繕屋	七	一・三
その他	九五	一七・〇
計	五五六	一〇〇・〇

東北を中心とする農村で、昔から人身売買が行われ、しかも、それが貧農に多かつたことは、第三表でもうかがい知ることができる。

これは、野尻重雄著『農民離村の実証的研究』によるもので、職業について目的で移動する土地所有階層別移動率が示されている。

この統計は、昭和十四年四月から、昭和十五年四月までの一年間の統計で、古い資料ではあるが、これによつても、農村地帯でとくに日稼、小作の階層に、離村して出かせぎするものが多くあらわれているのである。

また、最近の人身売買調査による実例には、日雇人夫のなかに、朝鮮からの引揚者であるうえに、父が戦死し、母が日雇人夫をしているもので、

第三表 土地所有階層別離村率

昭14年4月～昭15年4月

(埼玉、福島、岩手、新潟の4県、
11カ村の5157戸の聴取調査平均)

	現住家族員 A	職業離村者 B	職業離村率 B
			A+B
地主	876	46	5.0
自作	10,379	597	5.4
自作小	10,760	808	7.0
小作	10,638	1,145	9.7
小作日	577	134	18.8
計	33,230	2,730	7.6

らつてゐるものも多いが、額が昭和二十六年四月改訂になり、いくらか多くなつたとはいへ、最近の物価高に比べるとわずかなものである。或る例では、日雇の収入が、一カ月三、〇〇〇円たらずで、扶助料を一、〇〇〇円もらつてゐる七人家族が、一カ月あわせて四、〇〇〇円になるが、それではくられないので、小学校六年生の少女を中退させて、特殊飲食店へすみこませた例もある。

日雇は、日給一三〇円から二四〇円ぐらいのところが多いが、仕事にあふれる日もあるので、収入はなかなか一定してゐないようである。

生活苦から娘が身売りしてゐるものもある。

親元の収入は非常に少いか、多子家族が多く、父親のないため、一定の収入のない者も多い。

収入の点についてみると、昭和二十五年、二十六年上半期の婦人少年局調査では、一カ月一、〇〇〇円以下、二、〇〇〇円以下という家庭があり、一カ月一五、〇〇〇円以上のものは一件もない。

収入の最高は一五、〇〇〇円で、最低は七人家族で一、〇〇〇円である。収入不定のなかには、一家離散して出かせぎにでてゐるものもある。

生活扶助料だけで生活してゐるもの、労働収入のほかに扶助料をも

家族数については、五人家族がもつとも多いが、六人以上の多子家族が約五〇％を占めている。十一人以上の多くを養つてゐる家庭も数件あつた。

以上のように、救いがたい親元の貧困から、ひとたび身売り先から保護され、親元へかえされても、ふたたび、みずから希望して、他の接客業へ転住していつた例も多い。自分が家へかえれば、家中が餓死するとの悲壮な思いが、いままでのその日その日のいきずまるようなくらしから、こどもにしみわたつてゐるのであろう。

では、このような農村の窮乏が、なぜ、東北地方を中心にもたらされてゐるのであろうか。なぜ、極貧農家が発生し、またいまでも存在してゐるのであろうか。また、そのためになぜ、極貧農家が子女をうらなければならぬのか。

これらの問題について、少しふれてみよう。

(二) 農村における経済的發生基盤

1 農家経営の概況について

わが国の農業は、むかしから、零細な土地を土台とする、手工的労働に生産的基礎を置いてゐる。

第四表によつて、土地の所有状況をみると、農家戸数の四二、四％が五反未満の過小農で、市場にめぐまれた都市近郊農村の、一部の多角経営農家をのぞいては、ほとんどが、農業を営むだけでは糊口をしのいでいかれないことが窺い知れよう。

第四表 経営規模別自作小作別農家数（北海道を除く）

昭和 22 年 8 月 1 日

—臨時農業センサスによる—

(A) 実 数 (単位戸)

経営規模別 自作小作別	総 数	土地を耕 作しない 農家	3反未満	3反以上 5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 1町5反以 未 満	1町5反以 上 2町未満	2町以上
総 数	5,701,651	1,313	1,398,671	1,017,822	1,812,514	909,911	350,624	210,796
土地を耕 作しない 農家	1,313	1,313	-	-	-	-	-	-
自 作	2,068,062	-	531,395	355,255	614,880	335,215	138,640	92,677
自 小 作	1,157,333	-	174,480	193,457	422,928	228,170	86,961	51,337
小 自 作	985,445	-	144,530	168,988	369,705	190,323	71,459	40,440
小 作	1,489,498	-	548,266	300,122	405,001	156,208	53,564	26,342

(B) 自作小作別の総数を 100 として経営規模別の割合

経営規模別 自作小作別	総 数	土地を耕 作しない 農家	3反未満	3反以上 5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 1町5反以 未 満	1町5反以 上 2町未満	2町以上
総 数	100.0	0.0	24.5	17.9	31.8	16.0	6.2	3.6
土地を耕 作しない 農家	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
自 作	100.0	0.0	25.7	17.2	29.7	16.2	6.7	4.5
自 小 作	100.0	-	15.1	16.7	36.6	19.7	7.5	4.4
小 自 作	100.0	-	14.7	17.1	37.5	19.3	7.3	4.1
小 作	100.0	-	36.8	20.1	27.2	10.5	3.6	1.8

(C) 経営規模別の総数を 100 とした自作小作別の割合

経営規模別 自作小作別	総 数	土地を耕 作しない 農家	3反未満	3反以上 5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 1町5反以 未 満	1町5反以 上 2町未満	2町以上
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土地を耕 作しない 農家	0.0	100.0	-	-	-	-	-	-
自 作	36.3	-	38.0	34.9	33.9	36.8	39.6	43.9
自 小 作	20.3	-	12.5	19.0	23.3	25.1	24.7	24.4
小 自 作	17.3	-	10.3	16.6	20.5	20.9	20.4	19.2
小 作	26.1	-	39.2	29.5	22.3	17.2	15.3	12.5

第五表 経営別収入源別農家数（北海道を除く）

昭和22年8月1日

—臨時農業センサスによる—

経営別 収入源別	総 数	土地を耕 作しない 農家	3反未満	3反以上 5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 1町5反 未満	1町5反 以上 2町未満	2町以上
総数(戸)	5,701,651	1,313,139	1,398,671	1,017,822	1,812,514	909,911	350,524	210,796
生活費の8割以上を自 家消費する もの(戸)	2,756,433	151,074	620	654,825	762,371	200,221	50,229	14,252
" (%)	48.3	1.2	76.9	64.3	42.1	22.0	14.3	6.8

同じ調査で、経営別収入源別農家数(第五表)をみると上記のとおりである。これは、零細農がようやく自給するか、生活の補助的な部門として、農業をいとなんでいることを示している。

2. 零細農発生の原因について

徳川幕府時代には、幕政の後半頃から、高利貸的な豪農が発生したが、当時の寄生的封建領主制度は、これを地主的農業経営者として発展させず、純粋な寄生地主にとどまらせた。そのため、その下にはたらく農民は、農奴的零細耕作経済——依然として、低い生産力の段階に定着する経済体制としての——にとどまらざるをえなかつたのである。

明治の改革によつて、農業は、地租の改正を中心とする土地の売買と農民層の分化、および欧米の先進資本主義との接触による商品生産化によつて、いままでの自然経済的な様相に、大きな衝撃をうけることになった。

つすいて、明治前期には、社会的分業がすすめられ、それが一面には、半農奴的農民の零落と、いままで自給していた生産手段と生活資料の商品化を促進させ、同時に、他面では、すでに開始された自然経済の解体に拍車をかけ、農業生産の商業化をすすめた。

また、これと同時に工業的・商業的資本の農村進出によつてあらたにつくられる請負制的・間屋制的家内工業が、だんだん窮乏していく零細農の『賃仕事』『副業』として結合された。

しかし資本構成の高度化につれて、失業労働力を農村へ逆流させることになり、ますます半農奴制的な零細農を存続させることになった。

第一次大戦は、わが國の資本主義を飛躍的に發展させ、また、大都市を急速にぼろ服させ、農産物——特に生糸——に対する、海外からの需要の増加などといまつて、農村経済に資本が侵入し、農業の商業化に、拍車をかけたのである。

しかし、これらの發展的諸現象は、その後の恐慌によつておしつぶされてしまった。

以上のようななかにあつて、農村を支配していたのが、高率な現物地代を負担させる寄生地主制度であつて、農民は、労働力の大部分をこの地主にとられていたため、みずからの力でのびていくことができなくなつていた。そしてそれが、純小作農家が全農家戸数の約三割をしめ、極貧農家の大部分を形成する結果となつてあらわれているのである。

3. 農地改革後の零細農

第二次の大戦中におこなわれた、農家労働力の動員と、経済統制との結果、寄生地主がだんだん自作化し、部分的には農業労働は機械化してきたが、いままでの農村経済の諸關係を變えるほどのものとはならなかつた。

それが、終戦後、昭和二十一年に二度にわたつて、農地改革がおこなわれ、次のような變化を農村にもたらした

のである。

第一に、日本農業的特徴的な高率小作地代を廃し、純小作農家戸数は昭和二十五年でわずか五・〇％となつた。しかし、依然として小作農ののこつてゐることは、注目すべきことである。殊に、近畿以西が、自作農の比率がたかくなり、東北地方では、小作農がそのまま残つてゐる結果となつてゐる。小作地もこれにともなつて総耕地の一三・一％に減少した。（近藤康男「農地改革の諸問題」）

第二には、零細土地の不安定な小作権が土地所有権に変わり、経営規模をますます零細化していくことになり、農家生活を改善するところまでいかなかつた。

これは、終戦後の農家戸数が非常にふえたこと、耕地面積がへつていくこと——生産費をつぐなわなない農産物価による土地放棄など——によつてうらすけられる。

そして、このなかで、農家経済は借出と、税金、シエーレなどのもとに、解放されてゐた農地を、ふたたび手放したり、小作にかえつたり、耕作しないで土地をほうりつばなしにするような気運が、ひろがつてきたのである。

このような、貧弱な農家経済では、どんなにあくせく働いても、貧乏からぬけだすことはあるか、かえつて、冷害、水害その他の災厄にあつたにたやすくつぶれてしまふ農家が多い。つぶれた農家では、都市に出稼ぎするか、農村で日雇農業労働者になるか、人生を放棄するかのみちをえらばざるをえなくなり、人身売買も、この部分的な現象として、増加していくのであらう。（●農産物は一般に安く、肥料、農器具、衣料等の農民の買うものは

高いこと）

(三) 農家の子女の経済的地位

農家で、子女よりも土地を大事にするのは、單に人權を無視した、封建思想に由るだけでなく、経済的な点がかなり影響している。

ここでは、農家が子女を商品化する、経済的な原因について、簡単にふれてみたいと思う。

1. 土地について

土地は、農業生産では、かくことの出来ない労働手段であり、労働対象である。この土地の支配関係が、農業史では、基本的なものとしてつらぬかれていたのである。

土地は、その面積、形状、乾湿、高低、傾斜、物理化学的な性質などをもつて、他の建物や農器具、役畜などと、一つの農業労働組織をつくつてゐる。また、作物の肥培、管理は、この土地に対してなされるのであり、土地自体が作物の生長に必要な養分をたもつてゐるのである。

このように、土地は生産の手段として、農家の収益手段であるとともに、生活の手段でもあるわけである。

そのため、農家が農業生産を続けていこうとするかぎり、土地はもつとも強い執着のまゝとなるのは当然であらう。

2. 農業労働について

零細耕地に対する手、足の労働は、自然経済的基本構造のうえでは、家族労働というかたちであらわれる。ここ

では、婦女子の経済的意義が、労働者家族や、一般小市民階級とちがつて、家族全体が「労働者」であるとともに「消費者」でもある。

このような、婦女子の経済的意義は、労働者であるより、むしろ消費者としての比重が強くなつたときに、たやすく出稼ぎ、賃労働者、都市プロレタリアートとして、離村する必然性をもっている。そして、これは、その時代の経済全体の動きによつては、ただちに現象となつてあらわれる場合が多い。

(四) 農家経営の流通過程からの考察

日本の農家が、自然経済的な色彩を多分にとどめているとはいへ、本質的には商品生産であり、農家経済は、一般産業とともに、資本主義の諸法則によつて左右されることは、まさにものべたとおりである。

このことは、貨幣がなくては、農家の経済もなりたないことを意味している。

しかし、多くの農業生産が、企業としてではなく、家族の労働力再生産を基準にしておこなわれるかぎり、農業生産力の発展は、簡単にのぞめない。また、農家経済の流通過程は、消費を目的としてなされるのが大部分で、貨幣需要は、消費的な色彩がつよくでてくるのである。

そのため、農業生産の赤字は、すぐに家計にひびいてきて、負債となつてあらわれ、消費信用的な不健全な農業金融のもととなつていく。これが高利貸のすくう温床となり、はたらけどはたらけど楽にならない農民は、借金をかさねていくのである。

その結果が、人身売買の前借金となつてあらわれ、比較的わずかな前借金でも、現金を尊重して、たやすく子女を売買する傾向がでてくるのであらう。

二、社会教育上の問題について

農村にぬすよくのこつてゐる封建性が、経済的な原因と相まつて、人身売買の原因となつてゐることは、誰にもうなすけることであらう。

これを裏づける事実として、『山びこ学校』の山元村の例をひこう。

東北でも身売りを多く出している山形県のうち、貧しい村の一つにかぞえられてゐるこの村は、農家戸数二五六戸にたいして、田が九三町、畑一五二町で、一戸あたり一町たらず。それに田の收穫は反当三俵平均というから、これだけから考えても、豊かな村ではない。それに田が少なかつたために、戦後のいわゆる農村景気の恩恵にもよくさなかつたという。このような貧しい村でありながら、村の小学校を中心とした、民主的な組織と力が、人身売買を相当防いでゐると、『豊林春秋』（昭和二十七年二月号）に記されてゐる。

こうして、人身売買は、たとへ経済的にまずしくとも、人間があたりしき力を結果して、自分たちのための組織を作りあげた民主的な村には、根をはることができないことを立証してゐる。

そこで、少し「人身売買」について、どのように世の人が考えているか、しらべてみたいと思う。

(一) 人身売買についての意義

社会の人びとが、人身売買について、最近どのように考えているのであろうか。

新憲法が制定されて、基本的人権の尊重と年少者の保護がうたわれている現在、はたしてそれが理解されているであろうか。つぎに、法務省人権擁護局と婦人少年局の調査によつて、意識状況をしらべてみよう。

まず、法務省人権擁護局で、一九五一年三月発表され

た、「人権思想の現状」というパンフレットのなかに、人身売買についての質問に対する回答が分析されている。

この質問は「親が金を前借りして、そのかわりにこどもを何年かのきめで、働きにやるといふようなことについて、あなたはごう思いますか。」というように、いわゆる前借金による、年期奉公についての意見をきいたものである。

この質問に対する回答を、第六表のような基準で採点し

	東 京	農 村	総 数
A	2 %	14 %	9 %
B	6	32	20
C	55	47	51
D	35	7	20
計	100 %	100 %	100 %

全く否定しないもの……………A

弱い条件で否定するもの……………B

「家が困れば仕方ない
親が働かないで子をくうのはよくない
親の借金を返すためなら仕方ない
あまり小さい子供では可哀相だ

強い条件で否定するもの……………C

「子供の将来によつてその方が幸福なら
子供が産んでゆくというなら

強く否定するもの……………D

第六表(B) 人身売買についての意識

法務府人権擁護局調

—「人権思想の現状」より—

区 別		得 点	A	B	C	D	計
年 齢 期	20 ~ 29	才	6%	15%	54%	25%	100%
	30 ~ 39	才	7	20	53	20	100
	40 ~ 49	才	6	20	51	23	100
	50 ~ 59	才	15	23	45	17	100
	60	才 以 上	12	31	48	9	100
教 育 程 度	高 専 以 上		0	1	42	57	100
	中 卒		1	10	63	26	100
	高 小 卒		8	19	59	14	100
	小 卒		18	37	35	10	100
職 業	農 業		17	35	44	4	100
	商 工 業		0	11	62	27	100
	作 給 生 活 者		0	4	54	42	100
	分 領 者		10	5	59	26	100
	無 職		5	15	54	26	100
生 活 程 度	上		3	15	52	30	100
	中		6	18	54	22	100
	中 下		12	22	49	17	100
	下		16	29	45	12	100
人 権 の 理 解	人権という言葉を知っている		1	7	61	31	100
	内 容 は 知 ら ぬ		5	33	53	9	100
	内 容 も 知 ら ぬ		26	43	29	2	100
性 別	男		4	14	56	26	100
	女		12	26	47	15	100

てみると、東京と農村とは相当の開きがある。

総数についてみても、全体の一例近い九%が、前借金で子どもを年奉公に出してもかまわないと答えており、家が困つたり、親の借金をかえしたり、というように事情によつてはかまわないというものが二〇%、子どもが幸願ならあるいは子供がすすんでいくというように、條件附では五一%のものがかまわないと答えている。そして絶対に駄目だというものは、わずか二〇%にしかすぎない。

これを農村だけについてみると、さらに意識が低く、無條件でかまわないというもの一四%、全面的に否定するものはたつた七%で、このような状態では、いわゆる人身売買を少しでもへらすことが、いかに困難であるかがわかる。

さらに、教育程度、年齢、職業、生活程度、性別による分析は、第六表甲のとおりである。

婦人少年局で、一九五一年四月発表された、『封建制についての調査』にも同様の質問と回答が記されている。

『お金を前借して子供を年奉公に出すことがありますか、これは親としてどうでしょうか』の質問に対して、『よくない』と答えたものは六六%、『事情による』というもの三二%、『あたりまえ』と答えたものが一%であつた。このように、親が子どもを売ることをあたりまえと答えたものが、少数ではあるにしろ、今もなお存在することは、個人の基本的人権に対する認識が、まだよく徹底していないといえよう。

しかしまた、事情によればしかたがないのではないかと考えるものが、三二%にものぼつてゐることは、この問題が法の普及徹底だけでは解決のつかない、深刻な問題をふくんでいることを示している。

つぎに、うられゆく子供の意識について少しふれてみよう。

(二) 孝の観念について

むかしから、子が身をすてて親に孝をつくした話が、戯曲や芝居に、美談としてうけつがれてきたわが国では、いまだに、それが正しいという観念が強くのこされている。

それが明治維新後も「君に忠、親に孝」は、死をもつてもつくすべき、国民道徳として、教育の基礎となり、戦争中にはますます強調されてきた。

こうして、親子関係の道徳は、奉仕であり、服従であり、こどもにとつては、自発的なものではなかつたのである。

ところが、このような個人としての人権を無視し、親子の人間的な眞の愛情を否定した道徳観が、しらすしらすのうちにしみわたり、民衆の意識のうちに、依然として大きな支配力をもちつづけている。

そのため、親の危急をすくうために、みずからすすんで身売りをすることもすくなからずある。

しかしながら、『ふぶきのなかに』という農村の少年少女の詩集には、またつぎのような一節もある。これは、まゆのねだんが急に下つたときに、あちらでもこちらでも、そのことについておとなたちがヒソヒソと語り、最後には「しかたない」とあきらめているのをきいて

『ほんとにしかたないものなのだろうか、

おれたちは

学校をやすんでまでも

一生懸命桑をこいた

だれからもうしろ指さされるはずがないほど

親孝行をした

しかし

おれたちの親孝行のしかたは

「しかたない」

ものを

「しかたないものではない」

ものにする事などではないだろうか」

とうたっているのである。

この少年によつてうたわれた、力強い詩の一節が、最近のこどもたちの意識の向上を、いくぶんあらわしているといえよう。

(三) 性道徳観念について

戦後、一般に性道徳が混亂し、街の女が氾濫するのも、特飲街へ身売りするものがふえるのも、そのせいであるといわれている。

では、なぜ戦後そのような風潮が生じてきたのであろうか。

第一に、敗戦後、希望をうしなつた大多数の人びとが、一時的な享樂や刺戟的娛樂に、重苦しさをまぎらそうとする傾向がつよくなつてきたためであり、第二には、進駐軍の需要により、各地にバンバン宿がふえたためである。もつとも大きな問題となつた、山中湖畔のバンバン村などは、いままで靜かで平和だつた村が、進駐軍の演習地となつてからは、一般民家もバンバン宿と化し、村全体に派手でけばけばしい風潮がみなぎり、こどもの教育上の問題ともなつてゐる。

このような一般的な空氣のなかで、女子の職場が少くなり、正業についてもくらしでいけない世の中となれば、おのずから女子は性道徳をのりこえて、接客業にひかれてゆくのである。

しかし、ヨーロッパに同じ敗戦国ドイツがあるが、わが国のような女性の貞操観念のすたれ、風紀のみだれはあまり多くみられないというのはなぜであらうか。

調査した人身売買のケースのなかには、華美な服装にあこがれて、家出をしてまで特飲街へ身売りしたのも二、三にとどまらないのである。

浅薄な虚榮心がわざわいして、性道徳観まで失つてゐる女性が多いことも、かなしむべき原因の一つといえると思ふ。

三、受入側について

貧困にたえられず、子どもを売る家庭もあれば、一方その子どもを買つてやしない或いは使用するものもある。すでに、子どもを手ばなす側についてのべてきたので、受入側について若干ふれてみたい。

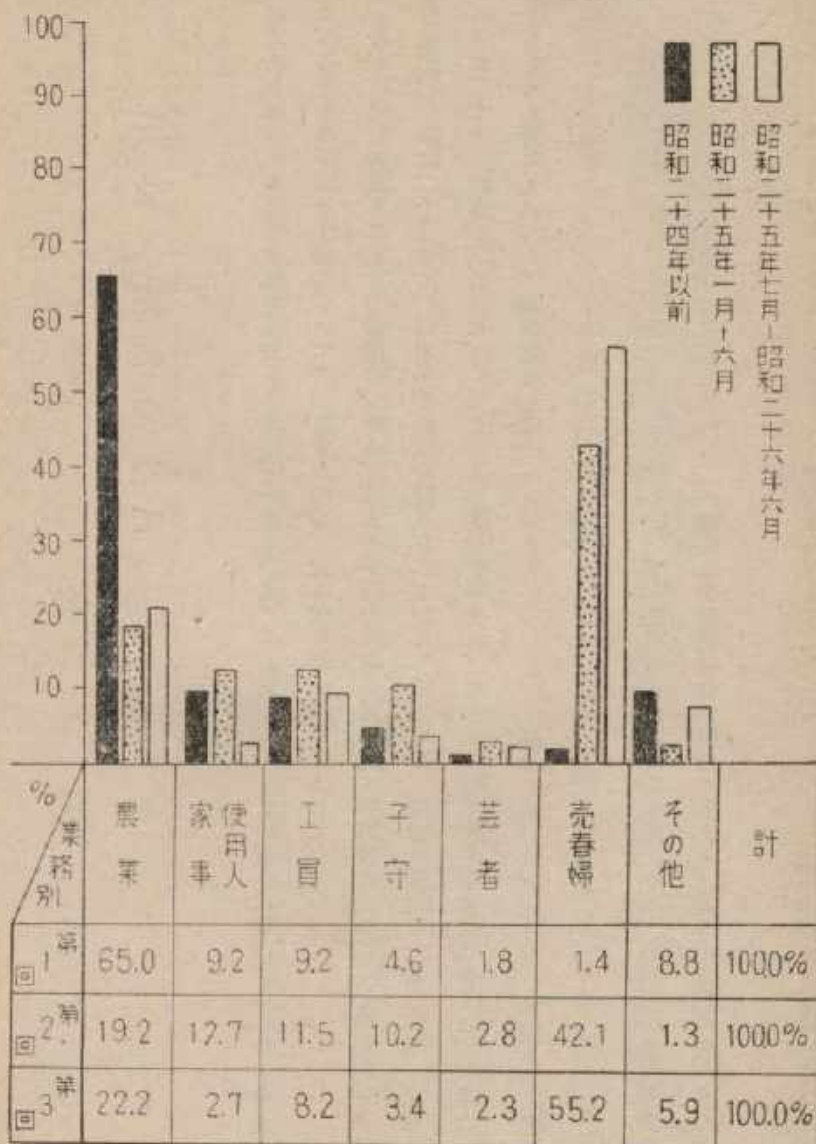
まず、身売り児童の受入れ先きの職業について、婦人少年局の人身売買に関する調査によつて、その傾向をみると(図表(六)参照)、昭和二十三年に、栃木県の農家で発見されてからしばらくは、農家に就業したものが多く発見されたが、昭和二十五年以降の調査には、いちじるしい変化がみられ、だんだん特飲街の接客婦に多くなつてきた。このうちおもな受入先について検討してみよう。

(一) 農 業

すでに、第二章で名子制度、借子制度、桂庵小僧など、地方慣行例としてものべたように、わが国の農業労働力は、歴史的にみて、奈良朝時代の大家族形態から、一般的に封建的農奴の地位にかわり、或いは年期奉公へうつりかわつていつたのである。

すなわち、江戸時代の中葉までは、各地方で、血縁家族だけで二三十人をもつて、農業労働力を構成していた家

図表(A) 就業業務別にみた被害児童百分比



族形態は、その後だんだん分解されていった。

とりわけ、明治以後の商工業の発展にともなつて、都市に就業の機会が多くなつたため、同じ戸籍内にいる人々を分離させる機会も多くなつてきた。

こうして年々率公は、経営面積の大きな富裕な農家の農業労働力のうえに、重要な意味をもつてきたのである。

明治二十六年、長崎県農事調査によると、

「上等ノ農ニ至テハ、男女雇人ヲ使役シ、耕作ニ従事セシメ已レハ唯之ヲ指揮監督スルニ止マルノミ……」
といつてゐる。

昭和十六年の農林省統計によつても、東北地方では、二町歩以上三町歩未満の耕作者は、十戸に一人以上を雇用し、三町歩以上では十戸に三人半、五町以上では十一人半となつてゐる。近畿地方では、二町以上三町未満で一、八人、三町以上五町未満では六人、五町以上では八、七人となつてゐる。

これが、昭和二十五年の農林省統計によつて、最近の農業雇用労働力をみると、全国で常雇のいる農家が約十三万戸、農業常雇総数約十六万、出稼ぎの農業労働者をやとう農家は、約四七万戸、出稼ぎ者総数は約六十万人である。

こうして、受入農家では、労働力の不足をおぎふうために、安いこどもの労働力を買入れる必要にせまられ、人身売買的な雇用が生ずるわけである。

栃木県職業安定課の調査によれば（昭和二十四年）、農業労働者をやといれる農家のうち、標準的な農家の状

第七表 風俗營業許可状況調査

昭和二十六年六月三〇日（刊事部防犯課調）

業 態 別	法 一 條 第 一 号 に よ る 営 業									
	料 理 店	カ フ ェ ー	待 合	特 飲	料 亭	貸 席	A 級 料 理	B 級 料 理	飲 食 店	割 烹 飲 食 店
前 期 末 現 在 数	四一、五四五	一一、八二三	一、二一一	二、八三五	六、一四六	二、一三二	三、四二	三、〇〇	五、七九七	三、二七七
現 在 数	四三、八〇八	一二、二四五	一、四八一	二、九九二	六、三六〇	二、一八九	三、五八	二、一七	六、三九一	三、二五二
計	キ ャ バ レ ー	ダ ン ス ホ ー ル	ダ ン ス 教 授 所	そ の 他						
	四三九	四五一	一、九四二	一六	八一、二二三	一、六四六	七二	五、一五	三、七八二	三、二七七
計	二、八四八	二、九〇五	二、九〇五	二、九〇五	八五、五三七	一、六二七	六〇	五三七	四、〇二〇	三、二五二

況はつぎのとおりである。

一世帯家族構成

家族数 七人 子供 三、三人

農業経営の規模

田 一町五反二畝

畑 九反七畝

計 二町四反九畝

山林 二町 七畝

原野 五畝

馬（三分の一は牛） 一頭

鶏 七羽

このような農家では、作男、子守をはじめ勝手仕事に従事させるために、十二、三才くらいのうちに年期奉公としてやといわれ、前借金以外は貧、正月の仕着せ、小すかいの程度で、男は成年まで、女は嫁入りまで使用するのであるから、非常に安い労働力といえるであろう。

(二) 売春婦

終戦後、一般的に性道徳が混乱して、享樂的な風潮がみなぎってきたため、消費地帯の市や町の特種飲食店あるいは娯樂地帯に、女子の需要が多くなってきた、第七表の國警本部刑事部防犯課調査による、風俗營業許可の状況を見ても、公に許可をうけたものだけでも、増加の傾向がうかがえるよう。

法第一條第一号による營業だけみても、廢業したものや許可取消しになつたもの、營業停止になつたもののものぞいても、約四千軒の増加になつてゐる。

この業種にやとわれる接客婦も約二四万人で、人口比からみて、戦前の約二倍以上となつてゐる。

このような売春婦需要の激増から、仲介者をつかつて農家の子女にねらいをつけ、甘言をもつて誘拐したり、新聞広告でだましたりして、売春婦をつくる業者が多くなつてきたのである。

(三) 女子工員

就業業種別にみて、女子工員の人身売買は、わりあい少いのであるが、中小企業のなかには、人身売買的な就業をさせられているものがある。

これは、愛知県蒲郡はつしほのガラ紡工場に、集団的、人身売買として問題となつたときに、検討されたのであるが、中小企業では職業安定所を利用しない傾向がある。

その一理由として、低賃金でしかも就業をながつずきさせるには、仲介者の手をへて、山奥の農家から前借金でつれてこなければならぬというのである。

そのため、家内工業的な繅紡績工場では、職業安定所を利用せず、仲介人にたのんで周旋してもらう。

昭和八、九年頃、東北農村から年俣女工が多く出たとき、秋田県の藤田竹治氏が難村女子について調査した資料によると、当時、愛知県、静岡県の個人工場へ、秋田県からだけで三千名の女工がでていたとのことである。そして、ほとんど悲惨な生活に涙の日々を送っていたというが、いまでも中小企業の低賃金、長時間労働による利潤を追うところでは、人身売買的に女工の雇用をおこなっているところがあると見られる。

第四章

最近の人身賣買について

昭和二十三年十二月初旬、新聞紙上で明るみに出された、戦災孤児の身売り事件が発端となつて、それまで潜在していた人身売買が、急速に問題化され、世論を喚起しはじめたが、それ以来、最近の人身売買がどのような傾向にあるか、そのあらましを考察してみよう。

この章では、直接取りしめりや保護にあたつてゐる労働省、厚生省、国警、法務省、警視庁等の報告がもとになつてゐる。

主として用いた労働省の調査資料は、昭和二十三年十二月以降、現在まで三回にわたつて調査されたものである。すなわち、昭和二十四年末までの第一回報告は、『いわゆる人身売買に関する報告書』、昭和二十五年以降六月末までの第二回報告は、『年少労働者の人身売買調査報告書』、昭和二十五年以降、昭和二十六年六月末までの第三回報告は、『最近における年少者のいわゆる人身売買事件について』の三報告書である。この章では、便宜上、第一回、第二回、第三回報告書として省略して記すことにする。

なお、第四回の調査は、目下集計中であるため、集計できたものを参考として、附録に添付した。

一 どのような経路で発見されたか

昭和二十六年六月上旬に、香川県の労働基準局あてに、つぎのような投書があつた。

「突然ながらお願い致します。北の新堀の遊廓には、満十八才に足らない女が十人もおりますのに役所は知らないのですか。

知つていてそのまま取締らないのですか。そのままではすまんでしょう。よくしらべて厳罰にして下さい。

年足らずを置く家はいつも平気で次々と置くですから悪質です。ひどい「三日月」には二年も足らぬ十六才のがおります。可哀想です。こないだまで「岩菊」にも居た「元祿」等何時も居たです。「入世」「玉突」等まだ他にも今でもおります。よくしらべて下さい。このままですむのなら次々ふえます。

事実のままでから至急しらべて下さい。「おらん」とかくしますから、注意して下さい。」

(原文のまま)

この投書にあるように、労働基準法にも、児童福祉法にも違反して使用されている年少者が、まだ発見されない

いま、世の中にかくされているが、人身売買にしても、これを見つかるまでには非常に困難をともしなう場合が多い。

たまたま、この投書のように、関係機関に連絡されて、明るみにだされる場合もあるが、いままでも発見されたものの経路に、どのようなものがあるかしらべてみよう。

婦人少年局の第三回調査のうち、判明しているものの内訳は、第八表のとおりである。

第八表 把握された経路

警察関係

四三四

警察の探知臨検

一一〇

警察への申告届出

一〇八

警察の聞込み調査

八二

他の事件取調べ中発覚

四一

青少年保護育成運動中一斉臨検

二八

投書による臨検

二七

児童福祉週間中内偵調査

二六

不審尋問その他取締中

一二

労働基準監督機関関係

四七

監督署への連絡届出

四一

監督官の臨検

三

監督官の聞込調査

三

職業安定機関関係

一五

職業安定所の聞込

八

職業安定所への連絡届出

七

児童相談所関係

一二

長欠児童の調査中発見

九

児童相談所への申告

三

新聞報道機関関係

一二

新聞記事掲載による調査

一一

報道機関よりの連絡

一

人権擁護局の調査

一

家庭裁判所の調査

一

学校での長欠調査

一

本人の逃亡帰宅による

四

警察関係が最も多くを占め、警察が直接臨検したものも多いが、警察へ申告届出したものや、問込みも多い。申告した一〇八名のうち、本人が直接にいつたものは一八名、両親の申告が三八名、近所の人が三二名である、本人が申告してきたのは逃亡がほとんどで、接客婦になつてから借金がふえる一方なので逃亡して警察に訴えた十六才の少女もあつた。

他の事件を取調べているうちに発見したのは、仲介人が他の罪にとわれて取調べられたり、被害者が逃亡するときにお金を盗んだため、警察からしらべをうけたとき発覚している。また吉原へ売られた娘のところへ毎月送金を強要した義父が無心を断られたために傷害をあたえ刑事事件で送致されたとき発覚した例もある。

監督署へ連絡して臨検したものも四七件で、つぎに多い。監督署へ届出たものは、ほとんど、知人又は近所の人である。

ある十七才の少女が、契約がきまつてから急に不安になり、知人に話したため、知人が監督署に届出て事前に防止した例もある。

新聞報道機関関係では、記事に掲載されたものを、調査した結果、事実が判明したものや、新聞社などから直接連絡のあつたものもみられる。

その他、十七才の接客婦が性病にかかり、客をとれなくなつたため逃亡し、無札乗車中に鉄道公安官に発見され、児童相談所に送られたものや、人権擁護局、家庭裁判所へ訴えてきたもの、学校で長期欠席児童の調査のときに発

見されたものなど各關係機關が、密接な連絡のもとに、一般の協力をえて、把握されたものである。

二 うられゆく経路について

かつての黒人奴隷の市場や、わが国の若勢市のような、人身売買市場が公然とあつた時代とちがつて、現在は仲介人の手によつて個別に周旋されるものがほとんどである。

ではその年少者たちはどのような關係から親の手から仲介人の手へうつされるのであろうか。

『私の家へ二六年四月のはじめ、〇〇という見知らぬ人が來訪し、栃木県の農家でよいところがあるがいかないかとすすめられた。最初ことわつたが、その後何べんもきてすすめるので、うちも困つているし母も一緒にいつたらどうかというのでとうとういくことに決心した』

これは農家へうられた十四才の少女の話であるが、このように寮村をまわつて、貧困につけこんでは甘言をもつて勧誘する仲介者に執拗に働きかけられて周旋されるものが最も多い。

この貧困につけこむ仲介人は、受入先から頼まれて極貧村をめあてにくるものや、地元のものゝ結托するもの、地元で近所の貧困家庭にめをつけるものなどである。

概して全然知りあいでもなかつた仲介人にだまされるものが多いのは、農村子女の無知のせいばかりでなく、農村

における職業斡旋の不足が相当影響していると思われる。

たとえば、職業安定所を利用した場合に、就職までの期間がおくれること、職業安定所まで遠方からわざわざ出向かなければならないこと、他県へ就職がきまつたときの旅費や支度の費用がいることなど、これらのことささ思ふようにならない家庭ではたやすく仲介人の勧誘につられていくのであらう。

このような全然知らない仲介人のほかに、親戚、知人、友人あるいは内親のものに仲介されるもの、あるいはみずから新聞広告などをたよつてとびこんでいくものなどもある。

たとえば、内縁の妻に子供をうらせた父親の例として、

『神奈川県のある貧困家庭では、家族数十一名で生活に困つたあげく、十七才の次男を内縁の妻の斡旋で前借金三、〇〇〇円で農家へすみこませ、半年もたたぬうちに別の農家へ、これも内縁の妻に周旋させて、前借金一三、〇〇〇円ですみこませた』

のがある。また知人の紹介によるものでは、

『最初、両親の依頼により、特殊喫茶店へ給仕婦としてすみこんだ十七才の少女は、三〇、〇〇〇円の前借金と、月一〇、〇〇〇円の送金に苦しくなり、もつと収入の多いところへいきたいと父の知人に紹介してもらい、長崎の特殊飲食店へ接客婦としてすみこんだ』
のものもある。

それぞれ貧困のためとはいえ、あえて子供をうらねばならぬ社会の悲劇が直接肉親の手によつて、あるいは知人

の手をへてなされるところに、まことに深刻なものがうかがえるのである。

三 仲介者について

つぎに仲介者の傾向について分析してみよう。

昭和二十三年の十二月に戦後はじめて人身売買事件が世にさわがれてしばらくは、それほど悪質の仲介人は多くなかつたのである。法にふれるということも知らず、貧困家庭をむしる助けにしているつもりで世話をしていたものが多かつたからである。

しかし、その後とりしまりがきびしくなるにつれて法の網をくぐつてなお跳梁する悪質なものがふえ、多額の仲介手数料をとつては回を重ねるものが多くなつた。

最近では何人かが結託して集団的、組織的に仲介網をもつて周旋をつづけるものや、一人の年少者を売つたさきから又つぎのところへ転売しては利益をえるものがふえてきている。

仲介業が職業安定法でも労働基準法でも禁止され、厳重にとりしまられている現在、なぜこのように仲介人が多くなつたのであろうか。

ある仲介人は、発見されたとき、

「接客婦に前借をさせ光淫をさせることが法で禁じられても裏でみとめられている以上、女が少しでも自分の気に入ったところで働きたいと願うのは当然である。ところが女にはどこがよい所か全然わからないからその頼りになるところ、つまり周旋人が必要となつてくる。だから周旋業として正式に認めてほしい。また自分は女からは何ももらつていない。樓主から金を貰つたのは子供がおつかいにいつて駄賃をもらうのとおなじである」とうそぶいたという。

またある仲介人は昔、罪をおかして刑をうけたが、刑をおえたのち人から頼まれて周旋をはじめようになつたが、

『私は以前やくざだつたので、少しは人のためになろうと思ひ、職がなくて生活に困つてゐる人を世話するようになつた。』

とその動機を語つてゐる。

またある古物商のおばあさんは、自分の孫はもちろんのこと、その友達数人を仲介していたが、これも取調べをうけたとき、

『どろぼうになるよりは周旋業をした方が人のためにもなつてよいと思つた。』

といつてゐる。

意識の低いことはいずれも同じであるが、かれらがどのような考へにしる、やはり問題は仲介手数料をかせぐ目的ではじめられた点であつて、最近では仲介手数料も高くなつてきたようである。

差があり、甚だしいのは児童の顔がまずいからというので仲介料ももらえないものもあつた。

仲介料はほとんど雇主からだけ受けとつてゐるが、なかには親元からもとつてゐるものもある。また親元に渡すべき前借金を着服してしまうものも少くない。

たとえば

「農家へうられた十六才の少年が病氣になつて家へ帰りたくなり、仕事をしなくなれば帰してくれると思ひ、わざと与えられる仕事も全然しないで寝込んでしまつた。ところが雇主は母親に手紙をだして、前借金四、〇〇〇円を返さないと帰郷させないといつたので、はじめて母親はびつくりし、そんなお金はうけとつていないと町役場へうつたえてきた」

という例がある。これも仲介人が前借金をうけとつて横領したものである。

また、かれらの中には生活に困つて周旋業をはじめたもののほかに岡山県のある村会議員や岐阜県のある町会議員のように、顔を利用して仲介をはじめ、自分たちの生活のおぎなひのため手数料をむさぼつていたような悪質なものもある。そのほか、戦災孤児を転々とうりあるいて賃金までまきあげていた例もある。基本的人権を最も尊重する憲法下に、人の子を仲介して自分のくらしの手段とすることが許されてよいものであらうか。

つぎに仲介者の職業についてふれてみよう。

(二) 仲介者の職業

仲介業のほかに職のないもの、つまり仲介業だけを業としてゐるものが最も多く、婦人少年局の第三回調査では

仲介者五六八名中一〇四名が無職である。

これはほとんどが昔、周旋業をしていたもの、芸娼妓組合の關係者などである。

ついで農業が四〇名で、これは他の地方へ出かせぎにいつた作男などが、ひまをもらつて帰るときに出かせぎ地から子供を頼まれたり、又出身地へ歸つてから親から子供を頼むといわれたりして世話するものが多い。

つぎに多いのはカフェー、料理業の二六名で、たいていはそういう所につとめている番頭や仲居などである。

日雇と行商は一三名ずつで、古物商が一二名の順に多いが、かつぎ屋といわれる行商人は品物をかついで廻つてゐるうちにやはり受人さきと親元の両方から頼まれて、だんだん数多く世話するようになってゐる。

この仲介者の性別は、男は女の約三倍になつてゐるが、年とつた女も相当多い。

年令別では、男子の最高九〇才、最低十八才、女子の最高七七才、最低十九才となつてゐる。

十八才の大工見習と十九才の作男とが共犯で少女を接客業に仲介し、発見されて家庭裁判所へ送致されたものもある。

四 契約について

仲介者の手によつて受入れさきに周旋された場合、まず親と雇主のあいだに契約がとりかわされるのが普通であ

る。

最近は事件が発見したときの後難をおそれてはつきりした契約書をとしかわしているものが少く、單なる口約束だけにしているのが多い。また契約書をつくつたものも事件のとりしらべにあたつてはすでに焼却してしまつてゐる。農業関係のものには、まだ成文形式のものがときどき発見され、昔ながらの形式のものもある。

(一) 契 約 書

戦後うられたもので契約書が発見されたものについてみると、年奉公の証文や簡単に労働條件のしるしてあるものなどで、たいていは本人が故障を生じたときの賠償についてきめられてゐる。

つぎの「例一」は、昔から年奉公のときに用いられていた証書の形式どおりで、今でも農村の年奉公にはよくとりかわされる証書形式だといわれている。

「例二」は雇主の方へ入籍して一時養女となり一人前になるまで身受けのかたちをとつたもので、芸妓などとはこのようにして家庭の一員として絶対服従を強制される。

「例三」は最近発見されたもので、やはり農家へやとわれるものの契約書であるが、昔とちがう点は期間を一年とした点だけである。

年期奉公約定之証

一金六千円也 但シ

昭和二十三年五月一日ヨリ
昭和二十八年五月一日迄ノ

給金

内金二千五百円也

約定当日受取

内訳

一、昭和二三年度金四〇〇円也、二四、二五ノ二ケ年間各々一千円ヅツ、二六、二七ノ二ケ年間各々一千五百円ヅツ、二八年度金六〇〇円ノ割合ノ外ニ仕着施小遣錢及病中 藥等ハ雇主ニ於イテ負担ノ事
右ノ通り約定仕候処正也 就イテハ右契約期間中ハ雇主ノ家則ニ遵ヒ相勤メ可申万一中途長病又ハ欠
落等致候節ハ右給金ノ割合ヲ以テ精算シ或ハ相当代人ヲ差上、貴殿ヘハ和カモ御迷惑相應申聞敷候為
メ本日証式通ヲ作製ノ上、各一通ヲ所持候也

昭和二三年度五月一日

福島県安積郡豊田村

雇主

山形県東置賜郡屋代村

親権者

本人

山形県東置賜郡上郷村

世話人

右ノ金額手数料正ニ領收候也

契 約 書

私儀、今般都合により長女○○なる者を貴殿方へ昭和二十二年三月より満二十五才迄の十年間貴殿の区役所に入籍致す事を一任す。依て身受金として金三万円也を借用仕り候事実証成り。但し入籍後三ヶ年間は一切親子の面会を致さず、若し契約中に拙者に於て本人を連帰したる時は入籍の日より食費として一日五十円の割合にてその費用を支払うことを約す。依て後日のためにこの契約一冊差入候也

昭和二十二年三月

連帯保証人

○ ○

○ ○
印 印

例にあげたような契約書あるいは口約束などによつてどのような契約期間、前借金その他労働條件が定められて
いるであろうか、契約内容は不明のものが多いためであるが概況をしらべてみよう。

(二) 契約期間

第十表 契約期間
第二回報告による

契約期間	人数
一年以上	七
一年未満	三八
二年	二
三年	九
四年	四
五年	一一
六年	一
七年	二
八年	一
九年	一
一〇年	四
十一年	一
不明	三七
計	三二四
	三四〇

契約期間は最近とくにはつきり定められたものがないが、これは一年以上の期間を定め
ておくと、労働基準法第十四條（契約期間）の違反となるため、一年毎に前借金をわた
して、一年ごとに契約をあたらしくするようにみせかけるものや、前借金をかえすまで
というようにあいまいにしているものが多いからである。

第二回目の婦人少年局調査報告によれば契約期間は第十表のとおりで、契約期間十六
年という長期のものもあつた。

年少者の契約期間はむかしから徴兵検査までとか、嫁にいくまでというふうなとりき
めが一般になされてきたが、いまでも二十一才まで、二十三才までというふうなも
のがある。これは農家で年少者を小さいときから面倒をみて、温情的にやしなうが、十
六、七才からそろそろ一人前の労働をさせるのがめあてなので、この頃に手はなすこと
のないように契約期間をきめていからである。

女工の契約期間は平均三年であるが、むかしからの年期女工がたいいてい三年もすると

からだがわるくなるかまたは結婚するため、勤務が二、三年平均であつたため、その習慣でいまでも三年ぐらいの期間をくぎつて契約するようである。

しかし中小企業でも労働基準法違反をおそれるのと、いくら契約期間をきめても逃亡するものが多いので、かえつて一年ごとに契約をあらため、前借金や報酬も一年ごとにいくぶん多くするなどの足どめ策をつかつてきた。

接客婦の場合は、ほとんど前借金だけでしるのが多く、しかも前借金はへるよりもふえる場合の方が多いので事実上無期限にしばらくれている状態である。

(三) 前 借 金

人身売買が一口にいえば「金銭または財物によつて自由を束縛する雇用関係」と規定されるように、前借金はほとんどの場合にうけとつてゐる。

農家にうられていくものの大部分は、年俵のあけるまでに仕着せ、小ずかい以外は賃金をもらわなにかわりに、親元が前借金をもらつてゐる。女工の場合でも同様である。

芸妓、接客婦の場合は、一時金のほかに衣料その他支度にかかつた費用まで前借金にくりいれられ、毎月の収入から支払うようになつてゐるものが多い。

前借の金額についてしらべてみると、これもとりしらべにあたつて証拠湮滅をはかつてある場合が多いため不明のものがある。

婦人少年局調査（第十一表）によれば、最高は七五、〇〇〇円最低は四〇〇〇円である。

最高と最低にこのような差があるのは、職業による高低で、接客婦関係はほとんど一〇、〇〇〇円以上、農業関係、家事使用人等は一〇、〇〇〇円以下のものが大部分である。

これらの前借金は、ほとんど親がうけとつて生活にあてており、こどもの年期があけるまえに、また親が生活費を無心にいき、こどもの知らないうちに前借がふえているものもある。

第十一表 前借金

前借金額	第二回	第三回	計
五〇〇円未満	三	一	一
一、〇〇〇円	六九	七八	一四七
五、〇〇〇円	四八	七二	一二〇
一〇、〇〇〇円	四六	五四	一〇〇
二〇、〇〇〇円	一八	二七	四五
三〇、〇〇〇円	四	七	一一
五〇、〇〇〇円	二	二	二
五〇、〇〇〇円以上	一一	一	一二
計	三四〇	六七四	一、〇一四

また、特飲街の接客婦などは、雇主の好策のために前借がふえていくものもある。これは衣類や病氣治療代が前借にくりいられ、収入のなかからは、税金、食費、部屋代などひかれるため、前借は働いても働いてもへらないものが多いのである。

前借金と契約期間の関係をみると契約期間の長いものが前借金が高額というわけではなく、一年未満のものでも五、〇〇〇円のものもあり、一〇年以上で三、〇〇〇円というものさえある。これは前借金をきめるときうられる年少者の就業先と親元の生活の切実さの程度や年少者の質によつて一定しないためである。

前借金があるために、いつまでもたたりのあつた例としては、

『六人家族の長男として、家庭の窮状をおもひ、親にも相談せず、仲介人にたのみ、埼玉県の農家へ山形県から作男として住みこんだある少年は、前借金五、〇〇〇円で契約をした。ところが実際にいつてみると契約どおりでなく、賃金は働いてみたうえで払うといい、仲介人の手数料も前借金として加算されている。』

それで、前借はへらず労働はしいられていたが、二カ月程して事件が発覚して帰村できた。ところが、その後仲介人のところからヨク者が脅迫にきた。その脅迫により、前借に対する返済の労働をしいられ、約四カ月もまたたき働きをさせられた。これを父親が監督署へうつたえたので帰宅できた。というのがある。

また中には通に親元と仲介人が共同で年少者を転々とうりかえて前借金をとつていたものもある。最も多く転売されたのは十八才の少女が、昭和二十五年七月から二十六年二月までの約半年のあいだに、特殊飲食店を転々と十二回うりわたされていたのがある。

五 就 業 状 況

うられさきの業種別については、第三章ですでにのべたので、ここでは省略し、労働時間や報酬についてしらべてみよう。

人身売買には苛酷な労働が伴い易く、また、最初に示された労働条件と全然ちがつている場合が多い。

これは、前借金と契約期間とにしばられているあいだは、どんなに酷使しようとも自由であるとの雇主の利欲によるためと、すみこんで四六時中監視されているため、少々つらくとも年少者もあきらめていたためでもあろう。最初雇用されるときには、女中とか單に給仕女として契約しておきながら、実際には元春を強制させられた例や、焼火箸で折監させられた子守の少女、または工場へ女工として働きにきたつもりであつたのに雇主の家の雑用全部をさせられている例などもある。

その実態について業種別にみるとつぎのとおりである。

(一) 農 業

農家の手伝いにすみこんだ年少者は、親元の極貧にくらべると食事の満足できる点や一人前の労働をさせられるまでは、むしろ大事にそだてられるために喜んでいる場合が多い。

労働も草むしりや牛馬の飼料づくり、馬の鼻とり、縄ない、いも掘りなどがあるが、もう十五、六才頃からは一人前の農耕労働を提供している。

労働時間は、農家一般が早起きであるため、五時か五時半頃、家の人とともに起きて朝食前にすでに、ひと働きさせられ、夕方日のくれるまで働いたうえ、夜も縄ないなどして通例十二時間平均働いている。

報酬は大体において衣食つきで月五〇〇円から一、〇〇〇円のものが多いが、前借金の多いものは小すかい程度

しかもらえない。

農家へうられてひどい待遇をうけていた例では、

『前借金わずか三、〇〇〇円で、十年間の契約をさせられていた十三才の少年は、夜の十二時頃まで働かされたうえ、牛小屋のとなりに家畜と同じような藁ぶとんにねかされ、過労からやせおとろえて逃亡してきた』
というのもあつた。

(二) 接客業

公娼が廃止されてからは、特殊飲食店と名前はいえられたが、その実態は昔の娼家と大差なく、赤線区域といわれる遊廓地帯を形成してきた。ここにうられていく女子は、農家へ雇われる者より労苦の多いことはいうまでもない。

とくに満十八才未満の年少者には、最初から売春を業とする業態であることを納得していくものは少く、たいいていは、女中か給仕婦と思つてすみこむため、雇主に客をとることを強制されてはじめて自分の職業を知り、逃げるにも逃げられず、みじめな生活をおくらされるものが多い。

そのため、接客婦としてうられた年少者には、かならず強制労働がともなつているといつてもよいくらいである。基準法第五條（強制労働の禁止）の違反となつた事実につきのような例がある。

『或る栃木県の芸妓下宿業をいとなんでいるところで、満十八才にならない女子を抱え、酒席にはべらしたう

え、本人の意志に反して「水揚」をさせ、その後「泊り」を強要し、芸妓の意志を無視して衣類をつくつてあつた不当な代価を前借金として計上し、前借金を理由として、かせぎ高は全部雇主のものとし、小すかい程度しかあつたらず、年少者自身は、酷使と病気の苦痛にたえかねて芸妓をやめたいと申しでも借金をかせせとせまり、就労を強要した」

これは接客業についた女子の典型的な強制労働であつて、ほとんどこのような手段で涙ながら毎日のつとめをしいられているのである。

なかには就寝時には外出着やシューミーズまでとりあげて逃亡するのを防いでいたところもある。

接客婦の報酬については、いろいろの賃金形態がある。普通「玉割」といつて雇主が一定の歩合で「玉代」をさしひいているのであるが、収入の折半又は六分四分（接客婦の方が四分）又は七分三分という極端な搾取もある。そのうえ、この歩合によつてえた収入から、衣裳代、食費、ふとん代、税金などを支払わされるところがほとんどである。そのため悪い病氣にでもかかれれば治療代などは当然前借金にふくまれていき、ますますこの道から拔出することが困難になつてくるのである。

また、接客婦たちの悪い病氣にかかつている事は相当たかく約七〇％が病氣をもつているといわれる。この治療費も普通に治療しても最低一、〇〇〇円、最高五、〇〇〇円はかかるのであるが、病院に通いながら、まだ業をつすけていかなければならない彼女たちにとつて、治療費はかさむ一方である。

こうして売春婦の業そのものも悲惨な上、生活全般にわたつて人格を無視された生活を送つているのである。

(三) 女 工

昭和十二年五月頃のことである。秋田県から愛知県の工場へ年傭女工としてやとわれていた十八才になる少女が、遺骨となつて行李詰めになり親元にかえされた事件があつた。これは、年傭女工が酷使されて職場でたおれたまま乱暴にも遺骨を遺品の行李のなかへつめてきたため問題になつたのであるが、いまでもこのような女工哀史的な酷使がとくに中小企業に潜存しているのである。

昭和二十六年の六月に発見されたものにつぎのような例がある。

『宮崎県の某郡から仲介人二人につれて女子約三十數名が岐阜県の紡績工場へ周旋されたのであるが、仲介者が最初示した労働條件とは全然ちがい、織物工場といつても家内工業的なもので、一軒に機械が二台ぐらいしかなく、勤務時間は午前六時から午後八時まで休盥もなく十四時間酷使されていた。賃金も一カ月半たつてようやく二、〇〇〇円しかもらえず、原料のないときは瓦ふきや日常の家庭の仕事をさせられ自由時間は与えられなかつた』

こうした状況は、家内工業的なところを周旋された年傭女工に普通にみうけられる労働実態であつて、当然労働基準法にもふれてくるものがほとんどである。いまでも労働時間は平均一〇時間から一二時間で、そのほかにも農業や家事を手伝わされるのが大方の使い方である。

報酬もすみこみであるため、食べて月一、〇〇〇円から一、五〇〇円が普通で前借金と相殺されているのである。

六 教育 状況

六、三制によつて義務教育が延長されても、実際には長期欠席あるいは中退のものもあるが、とりわけ、人身売買の被害者たちは、義務教育を満足に終了していないものがすくなくない。

身元り児童に学校のことをきいてみると

『みんなと一緒に学校へいきたかつた。』と淋しそうにいうものと、

『学校へなんかいきたくないや。』という子と両方ある。

後者のように学校へいきたくないというのは、身元り児童がうられる前から貧農の家で学校もとかく休みがちであつたため、おなじ年頃の子供にくらべて教育程度に差ができてゐるため、学校がいやになつてゐるものや、農繁期には休まされるため、そのあとで続けていくのがいやになるものも多い。なかには子供をおんぶして子守りしながら学校へいけといわれ、学校へいかなくなつたものもある。

教育状況について婦人少年局の第二回、第三回の調査（第十二表）をみると、小学校卒業だけのものが最も多く約三分の一を占めており、小学校さえ中退してゐるものが五分の一もある。

新制中学を卒業してゐるものもいるが、中退者は約八分の一で、概して義務教育を満足にうけていないものが多

第十二表 教育状況

就学程度	第二回	第三回	計
小学校 通学中	五	三	八
長欠	八	二五	三三
中退	三〇	五九	八九
卒業	七九	六四	一四三
高等小学 中退	二	四	六
卒業	二〇	二〇	四〇
新制中学 中退	二二	三八	六〇
卒業	三一	五〇	八一
在学中	一	七	七
定時制高校 通学中	一	一	二
中退	二	一	三
夜間高校 通学中	一	一	二
計	二〇一	二七二	四七三
不明	一三九	四〇二	五四一
合計	三四〇	六七四	一、〇一四

い。

このように義務教育さえ一人前にうけられないことは人身売買の被害者にとつてもつともみじめなことの一つである。

また、農家ではせつかく買つた子供をいつまでも目にみえないくさりではばつておくためには学校へいつて知識をえさせない方がよいというあやまつた考えもひろがつている。

また、義務教育とはいへ、P・T・Aの会費や学用品費の高い現在では雇主はなかなか学校へやりたがらないようである。

以上のような人身売買児童の教育の貧困状況から逆に、長期欠席児童を調べると、人身売買でいつの間にか他家へいつてしまつてゐるものがある。かつて昭和八、九年の農村恐慌のときにも、秋田県の藤田竹治氏は当時教育者として教え児の長期欠席の原因をしらべたところ、ほとんどのものが難村して年期女工にあるいは売春婦に身をまわしてゐたことがわかつたという。

次の第十三表は昭和二十七年四月現在で千葉労働基準局が長期欠席児童の調査をした結果であるが、就業のため

第十三表 長期欠席児童調査（千葉労働基準局）昭和27年4月現在

(a) 長欠児童数

		中学校	小学校	計
在籍児童数	男	42,220	74,630	116,850
	女	41,340	75,265	116,605
	計	83,560	149,895	233,455
長欠児童数	男	1,976	662	2,638
	女	1,692	769	2,461
	計	3,668	1,431	5,099
就業のため の長欠児童	男	241	28	269
	女	180	37	217
	計	421	65	486

(b) 職業別長欠児童数

	実数	%	備考
奉公	141	29.0	子守、女中（旅館、飲食店を含む）
漁業	49	10.0	
農業	43	8.9	
商業	37	7.5	職種少ないもの、 職種不明のもの
紡織工業	6	1.3	
その他	136	28.0	
不明	74	15.2	
計	486	100.0	

に長期欠席している者が四八六名あり、このうち他家へすみこみで奉公をしているものが約三〇%をしめてゐる。これをくわしく調査すれば、いわゆる人身売買的な雇用関係のものがあると思われる。

七 人身売買の分布について

まえにものべたように、昭和二十三年の暮以来、身売り児童の調査がつづけられているが、婦人少年局の調査報告によると、昭和二十四年末までの約一年間に発見された身売り児童が三四四名である。これに対して、昭和二十五年一月から六月までの半年の間に、すでに三四〇名の年少者が把握されたのである。その後、昭和二十六年六月

未までの約一年間に、年少者六七四名、年齢ははつきりしないが年少者らしい者二一三名をあわせて九八七名となり約一、〇〇〇名近くの身売り児童が発見された。

いままでこれらの身売り児童の最近の傾向についてケース的にのべてきたが、最後に地域的分布、年齢的分布について概略ふれてみたいと思う。

(一) 地域的分布

第二章の地方的特殊雇用慣行でものべたように、地方によつては人身売買のさかんにおこなわれてきたところがある。

売る一方のところ、買う一方のところもあり、東北の農村などは昔から今に至るまで身売り児童を非常に多く出しているため「身売り村」と名づけられているところもあり、栃木県の富裕な村で、児童を多く受入れている村では「人買い村」とよばれるところさえあるという。

終戦後、はじめて発見された当初は——昭和二十三年暮から二十四年——東北六県から関東中部の農村に届わっていくものが多かった。うられた児童の出身地は、福島、山形を中心に東北方面の極貧農家または炭坑地帯であり、受入れ地は栃木を中心に愛知、福島、千葉などの富裕な農家が主であつた。

ところが、昭和二十五年以降は、ほとんど全国的に発見されたのである。

身売り児童の出身地についてみると、一人も被害者を出していない県は第三回の調査まですでに三県しかな

く、その後の調査ではさらに広範囲にわたり、全国にわたつてゐる。最も多いのは何といつても東北六県で、第二回の調査では山形県が三四〇名中九九名を占め、ついで東京、福岡、和歌山、福島の間である。

第三回の調査では、秋田の六九名について埼玉、山形、宮城の順に多い。

受入れ先についても、その後全国都道府県にわたり、第二回の調査では、一人も受入れていない県が十四県であつたが、第三回目の調査では、一人も受入れていない県は三県しかない。これもその後ますます全国的に発見されてきた。最も多く受入れたのは、第二回目の調査では神奈川、千葉、埼玉、福島、東京、大阪が二〇人以上受入れ、第三回目では東京、埼玉のそれぞれ八六名を最高に、千葉、栃木、神奈川、岐阜が三〇名以上受入れている。

神奈川、東京、大阪などに多いのは、大都市や温泉地帯の特飲街に接客婦としてうられていくものが多いことを示している。

第十四表 契約時期別身売り児童数

契約時期別	人 数
昭和二十二年以前	三八
昭和二十三年中	二四七
昭和二十四年中	二二三
昭和二十五年中	五四八
昭和二十六年上半期	一九五
計	一、二五一

(二) 時期的分布

今まで把握された年少者が、いつ頃契約して親元をはなれたか、雇主との契約時期をしらべてみると第十四表にあらわされる。(不明の分を除く)

昭和二十二年以前にうられた年少者は三八人にすぎないが、昭和二十三年になると、毎月の平均が二十人以上に急激にふえている。

これは農村の不景気が終戦後比較的ときをおいてやつてきたことも影響していると思われる。

ついで昭和二十四年に入つては、一時取締りが厳しいために膨をひそめたかのようにみえていた。しかし、はやくも昭和二十四年の暮には、福島県の矢野炭坑の閉鎖にともない失業坑夫たちの子供が主として千葉県の漁村、農村へ集団的に五五名周旋されたのをはじめ、昭和二十五年も増加の一途を辿り、一年に五四八名もの多数にのぼっている。

また、昭和二十六年に入つて新たに契約した者は、きびしい取締りにもかかわらず、すでに一九五名かぞえられる。しかも、人身売買の発見の困難なことはいうまでもなく、実際の数の何分の一、何十分の一を発見できたかは推定もむずかしく、まだまだ潜在していることを見逃してはならない。

(三) 年 齢 的 分 布

年齢別に身売り児童をしらべてみると、婦人少年局の調査(第十五表)では、十七才、十六才、十五才、十四才の順に多い。

第一回目の調査当時は、農家にうられていたものが多かつたため、むしろ十四才くらいが最も多かつたが、だんだん接客婦関係が多くなるにつれて年齢はどうしても十五才以上が多くなつてくる。

満十八才以上のものにとくらべてみると、この表ではほぼ同数のわりになつてゐるが、接客婦関係は十八才、十九才くらいのものが多い関係もある。

第十五表

年齡別被害者數

計	不明	一八才以上	一〇才未満	一才	二才	三才	四才	五才	六才	七才	八才	九才	計
二八九	三二	八一	一一	一七	一六	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	第一回
七五四	七三	三四一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	第二回
一、五七九	三一	七四四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	第三回
二、六二二	四一七	一、一六六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	計

第十六表 基準法違反関係人身売買被害者就業職種別年齢別表
24年1月—26年12月(3カ年) (労働基準局調)

性別 年齢別 就業職種	男				女				合 計		
	一五才未満	一五才—一八才	一八才以上	計	一五才未満	一五才—一八才	一八才以上	計	一八才未満	一八才以上	計
接客業	-	-	-	-	1	57	765	823	58	765	823
紡織業	3	14	30	47	9	199	559	767	225	589	814
農業	21	108	188	317	11	69	126	206	209	314	523
女子中	-	-	-	-	1	17	53	71	18	53	71
店員	12	-	-	12	22	12	11	45	46	11	57
その他	-	4	1	5	-	2	2	4	6	3	9
計	1	15	111	127	1	5	50	56	22	161	183
計	37	141	330	508	45	361	1,566	1,972	584	1,896	2,480
%	7.3	27.8	64.9	100	2.3	18.3	79.4	100	23.5	76.5	100

最年少のものに八才という幼いこともいた。

大体女子の年少者が多く、性別にみると判明しているもの男四九七名、女一、九六二名で女子は男子の約四倍に達している。

児童福祉法関係の違反などを含まないで、労働基準法関係のみで発見された被害者について調査された結果（第十六表）をみても、年少者は約四分の一をしめており、性別ではやはり女子が男子の約四倍となつてゐる。

このように女子が多いのは、やはり接客婦関係の需要が多いことと、紡績女工などに人身売買が多いこともその一因である。

第五章

防止保護對策について

一 戦前までの対策

前記、第二章人身売買の歴史においてふれているとおり、人身売買事件については、中世以来しばしば禁令が発せられ、また明治五年の太政官布告、降つては、大正十三年の内務省令（労働者募集取締令）等々続いて出された法的規制にも拘らず、依然として執ように繰返されてきたのである。

これは一片の禁令が、この種事件の前には如何に無力なものであるかの証左にもなるうし、これをいいかえれば、人身売買問題の発生原因が一片の法令によつては解決できないほど複雑であり根深いものであることを示唆しているものと云えよう。

戦前、特に大きな社会問題として取上げられたのは、何といつても昭和九年に東北地帯を襲つた冷害凶作であつた。そしてこれに派生した東北娘の大量な身売り問題であつた。

当時、この種事件に適用可能な法律といへば、工場法、児童虐待防止法、医療救護法といったものであるが、これらの法律の恩恵によつて救われたという事件は見当らないし、又当時東北の離村娘の激増と彼女達の将来に憂慮し、公憤やるかたなくこの防止に立上つた秋田県平鹿郡浅舞町小学校訓導藤田竹治氏の当時の記述をみてもそのことが強調されている。

現実には、例えば、秋田県の愛婦支部では子供を売らなければならない破目にある家庭に一時金を融通するなど民間団体の助力が防止策の一環として動いてはいた。併しこのことも、その手続きが繁雑であり資金も限度があり大方の要望を充たすことができなかったという程度のものに過ぎなかつたのである。

当時の日々の新聞記事には、必ず一つや二つの「悪周旋人の跋扈云々」が出ていたし、事実、国作地帯には想像以上に巧みな方法、口説をもつて彼等の潜行はやまなかつたのである。

公営職業紹介所は、各県に二、三カ所できていて就職斡旋をした。然し、紹介所で取扱うところの女工は、特殊会社のものばかりで種々な條件に限定され、志望者の幾、パーセントしか満足させ得ない状態であつた。前記の藤田氏が体験した教え子の就職問題を例にとれば、女工に出たい者が八名あつたので、紹介所で扱う会社の条件にてらしてみると、身体検査の條項に叶うものは、僅か二名で他の六名は、営利職業紹介人に依頼しなければならなかつたということである。

これらの周旋人は、年の半ばは、静岡、愛知と出張し、個々の求人希望者と接触し、職を求める者、人を求める者の立場と心理に通曉していたので、就職希望者の全部を即座に轉換就職させるだけの準備と連繋とが成立つていたのである。そして、彼等は、子女周旋による手数料で生活をしていたのである。

従つて、凡ての子女出稼者を紹介所の手を経て、合法的な就職の道を開いてやるためには紹介所の機能を拡大強化しなければならないことが当時も強調されていた。

また、秋田県では、離村女子相談所を設置し、その運用に期待をかけたり、県の経済厚生委員会や自力更生委員会

なりは、あらゆる地主の機関と連繫をもち、教育と産業との融合統一を図り、余剰労力を生かす農家の副業即ち牧入増加を講じなければならぬこと、特に冬季の家内手工業を見出して生きる途を講じなければならぬことを力説し、その啓発指導に当つたりした。

昭和九年二月九日の報知新聞には写真入りで

離村を防ぐ

保護組合誕生

浅舞町が生みの親

という見出しで、離村青少年保護組合創立總會の様相を伝えている。この保護組合は、浅舞町役場が音頭をとつて、十三部落に各一名の委員をおき、身売者を事前に発見すると共に保護相談の任務にあたらせ前借金融通、出稼者の修養、娯風、教化、慰安、保健に努め、優良出稼者の表彰などを狙つて創立されたのである。この蔭には、藤田氏の力があずかつているがまた当時、藤田氏は、婦人団体その他の協力を得て昭和九年十二月二十五日から一月間離村娘を訪ねて調査と慰問の旅にのぼり、東京、神奈川、静岡、愛知、岐阜、大阪、兵庫、和歌山の八府県下の各工場をめぐる、秋田県出身の女工の就業状況、生活状況を観察し、そのはじめさと、女工から転落してゆく娘達の惨状に悲憤を禁じ得ず、県当局や中央官庁にも働きかけ、漸次、その防止対策の具現化に努力した。同氏は民間の篤志家として十年間をこの仕事に傾倒したが、その影響力と功績は特筆されてよいであろう。

それはさておき、またこの頃の報知新聞には、

の見出しで、東北凶作の惨状の中でも、特に世人の関心を集めた娘の身売問題解決のため、身売りに代る正当な就職のあつ旋と前借金の貸付によつて凶作地の娘を救うより他に道はないとして、東京中央職業紹介事務局、愛国婦人会、東京府職業紹介所、東京市紹介所の四団体が共同して、求職者私底の女中、女工などを大量的に東北から招致しようという具体案を掲げ、その業務に当ることになつた事情や業務内容、連絡先、前借金の貸付条件等を詳しく発表している。

前借金の貸付条件は、一人当たり大体五十円とし、一時、東京中央職業紹介事務局で立替え、上京して、雇われ働くようになつて、給金から一カ月二円五十銭を最高限度として毎月払込み、漸次働きながら返済する方法で各人共二カ年で前借は完済となる仕組みで、雇主には絶対迷惑をかけないことになつていた。

この資金は、通常、「身売防止資金」といわれ三井報恩会及び三菱の義金によつたものである。

なお、こうして上京した東北の娘には愛国婦人会隣保館の女中学校と共同して短期間の訓練をも行つた。

このように、地方の動きは、中央を動かして全国的に一本化された防止保護の具体策を生み少からず貢献した。

昭和十年十月には、内務省が積極的に乗出して民間と力を合わせ、東北女性の身売防止に当る方針が伝えられている。すなわち、内務省社会局では、昭和九年十一月以來この問題に関心をよせてはいたが、いよいよ、昭和十一

年十月までの一カ年間に、約三千人の東北女性を紅燈の巷から救出し、完全な身売防止を断行する腹をきめる一方、身売防止の大障碍となつてゐる営利本位の紹介所に対しては、徹底的に取締るべきことを東北六県の知事宛通達したのである。

そして、身売防止の費用としては約三十万円を要するが、財源難の折柄、広く富豪階級に協力を求める段取りだといふことから、内務省が、頼りにならない予算補充を放棄し、積極的に民間に協力を求め、切端つまつた目的の実現を期そうとした態度に非常な注目を与えているということが報ぜられている。

なお、昭和十年九月二十六日発表の社会局統計によれば、昭和九年十一月から昭和十年六月までに、身売防止した人数は、一、一八一名で、転業先は紡績六三〇人、女中四一〇人、その他子守となつてゐる。

また、紹介所の手によつて告発されたものが、二四〇件、営業許可取消は、三六件に達したのである。

ともあれ、前述したような身売防止の努力は、わけて東北六県において継続され、県の社会課では、卒業期を迎えて新たに巣立つ青少年少女に対しては、悪周旋人の魔手から未然に防止するため職業紹介所を動員して最も身売りの著しい地方では、部落座談会を開き、父兄を集めて懇談し、就職には必ず職業紹介所を通じて行うよう指令し、啓蒙活動にも力を入れていた。

昭和十二年一月九日の読売新聞では、秋田県社会課が、昭和十年五月から実施している「子女就職資金貸付」状況を次のように報じてゐる。

貸付を受けた者

四二四名

貸付總金額 一八、八七六円 そのうち

償還者 三三九名

返金總額 七、八六八円

そこで、毎月五百円づつ返還されていることになるので一人五十円として、十名宛は毎月貸付ができる見込みである。

然し、この資金制度は、日ならずして「救い難き貧の不徳義」から赤信号が見え始めた。

即ち、身売防止金の名案は二年を経過した昭和十二年初め頃から、もはや「借りた金は貰つたも同様」と決めこんで、当局の立替金を返済しないものが増加したことである。

その頃までの就職前借の立替金額は、全国で十四万八千円（一口平均約五六円余）という額に達していたが、中には親と娘が協力して血のでもるような金で、立替金をキツチリ返済し、係官を感激させているものもある反面、故意に返済をサボツテいると思われるものも相当数にのぼり、ひどいものになると、この救済金を借りておいて、更に前借金とつて身売りする者もあるという有様であつた。

これは、ひつきよう、貧と無知からくる不徳義ではあるが、といつて、そのまま許し難い傾向なので対策を講じなければならぬということになり、結局社会局で協議の結果、各府県を通じて、改めて関係地方民の義務心を喚起し、働き手の娘が死亡または就職先から行方不明になるなど特別な場合を除いては必らず立替は返済するよう厳重な監視をすることになった。

このように、窮乏の現実的打開策としては、最適な施策も遂に長続きせず終つたのはいかにも残念なことである。

また、この頃秋田県では、県下三十七カ町村に出極指導員一二一名を任命設置し、婦女身売防止に関する職業紹介所の補助機関としていた。

以上が、知り得た戦前の対策概観ともいうべきものであるが、現在とは行政機構、法律その他社会情勢など著しく異つてはいるとしても、むしろ現在とられている対策にみられない現実的、具体的な解決の道を種々講じていたことには、共感と示唆を覚えさせられる。

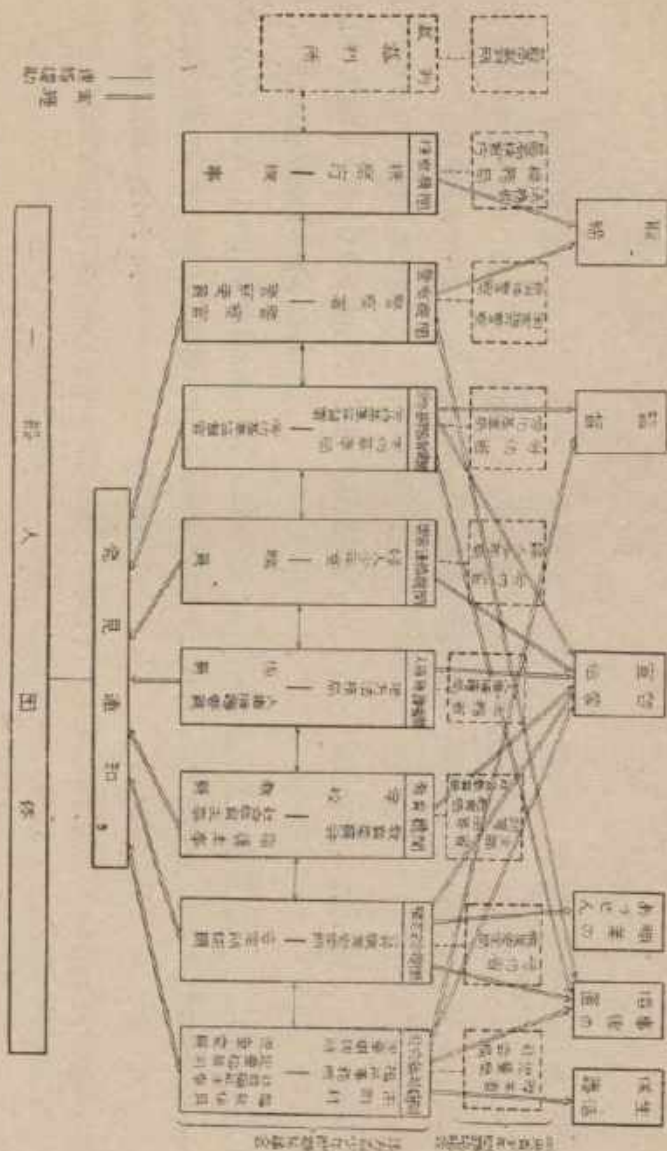
然し、戦後の「いわゆる人身売買」の実態に遭遇するとき、これらの努力は全く水泡に帰し、もとのもくあみと云つた感なしとしない。

もちろん、これは戦争という国の一大事によつて中断されたということになるが、全く残念なことであると同時に、今後の対策に対して投げられた一石としてよき反省の具とならう。

二 戦後の対策

戦後、新しい憲法の制定と共に、法体系が整備され、これに伴う行政機構の改変も断行された。

図関幾原関係の主な実施策対売買身人ゆるい



現在、いわゆる人身売買事件に関連をもつ行政機関は、前頁の機関図によつて諒知されたい。

いわゆる人身売買事件が、昭和二十三年暮に、新聞紙上で明るみに出されて以来、現地では中央との連絡を保ちながら、監督又は保護指導に当る第一線機関によつて「児童身売防止対策委員会」が作られ、単なる取締りのみに終始することなく、調査、啓蒙指導及び具体ケースの善後措置などあらゆる面からの絶滅を期した努力が払われた。

これに対応して、中央では、各関係省による対策協議会を開き、再三協議した結果、その結論は、厚生省から各都道府県知事宛に出された四次官通達として公表されたのである。

次にその全文を掲げて参考とする。

(昭和二十四年五月十四日厚生次官、法務行政長官、労働次官、文部次官、連名)
各都道府県知事宛通達

親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童の保護について

栃木県、福島県地方を中心として、従来から相当ひろく行われていた、他人の児童を引取りその家庭で養育又は雇用する慣行(以下家庭養育雇用慣行という。)のあるものは、いわゆる「児童の人身売買事件」として大きな社会問題となつたのであるが、この種の慣行は、たんに栃木県、福島県地方のみに行われているものではなくて、いろいろの形態のもとに全国的に各地で行われているものかと思われ。これは児童の福祉に係つた極めて重要な問題であるから、今回親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童(以下家庭養育雇用児童という。)

についてその全国的な保護対策を互の通りに決定することになった。これが円滑に実施されるか否かは、わが国児童保護事業の消長に直接に影響するものであるから、実施にあたつては慎重な考慮を払い、児童の福祉の保障につき万遺憾のないよう努められたい。

保護対策実施要綱

第一 現在行われている家庭養育雇用慣行に対する措置

(一) 実情の把握に努めること

現在行われている家庭養育雇用慣行の態様は多種多様であつて、先づ第一にその態様に個々の実情の把握に努めることが必要である

(1) 児童委員による実情の把握

市町村長が中心となり、児童委員をして、家庭養育雇用児童の保護に関し絶えず必要な注意を払い、その実情の把握に努めしめること。

前項の児童とは、四親等内の児童を除き、親元を離れ他人の家庭に養育又は雇用されている凡ての児童をいうのであつて、家庭に雇用されている児童の中に女中、子守、農事使用人、商店員等一切の年間奉公者及び雇用人等が含まれることはいうまでもないが、児童福祉法にいう里親に養育されているもの、少年法の規定により少年保護司の観察中のもの、単なる下宿人及び寄宿舎等の家庭以外のところにいるものは対象とな

らない。

実情把握の対象となる児童の中には労働基準法の適用のあるものも含まれるのであるが、これは労働基準監督署の行う監督に協力するとともに児童の日常生活に関する保護をも併せて行うことを目的としているものである。

(2) 市町村長の児童福祉司に対する連絡

市町村長が右の結果

a 労働基準法の適用をうけない雇用契約が、(例えば家事使用契約)(a)親権者又はこれに代るべき者が児童の意思を顧みることなく雇用契約を締結している(b)雇用契約の期間が不当に長い(c)児童の労働を条件として前借金を受け取っている(d)児童が途中で逃走した等契約不履行の場合の損害賠償を予約している等の条件を含んでいて、これにより直接にあるいは間接に児童の自由を不当に拘束していると思われるもの、

又は

b 雇用契約が労働基準法その他の関係法令に違反するとか、児童が虐待されているとか、冷遇されているとか、その他著しく不適当な監視を受けている等のため、児童の福祉の見地から特別の処置を必要とすると思われるものを発見したときは、児童委員をして精確な調査をさせ、その結果ならびに意見を附して、担当地区の児童福祉司に連絡すること。なお児童委員の行う調査には、必要に応じて、労働基準監督署、

労働省婦人少年局地方職員室、公共職業安定所その他の関係機関の協力を求めること。

(3) 児童福祉司の行う調査と必要な処置の判定

右の連絡をうけた児童福祉司はそのケースにつき児童委員の協力をえて個別調査を行い、児童課又は児童相談所、必要に応じてはそれぞれ労働基準監督署、労働省婦人少年局地方職員室、公共職業安定所その他の関係機関と取らるべき児童福祉の具体的処置について協議決定すること。

(二) 児童福祉の具体的処置

(一)の(2)に掲げるような、雇用契約が直接にあるいは間接に児童の自由を不当に拘束しているものであれば、それは法律上無効になるものも多く、それに対して児童の福祉の見地から新たな処置をとらなければならないことはいうまでもない。なおその外に家庭養育雇用慣行の中には雇用契約が労働基準法その他の関係法令に違反するとか、児童が虐待されているとか、冷遇されているとか、その他著しく不適当な監護をうけている等のため、児童の福祉の見地から新たな処置を必要とするものが相当多数あると思われるが、児童福祉の具体的処置をとるにあたっては児童の意思を尊重することはもちろん、諸般の事情に照して児童の福祉が最も良く保障される左のいずれかの処置をとるよう指導に努めなければならない。

(1) 児童を親元に返して、その家庭に生活保護その他の指導をすることによつて現実的に児童の福祉が保障できる場合には、児童を親元に返すこと。そのために児童福祉司は都道府県を通じて児童の親元の地区を担当する児童福祉司又は児童委員等と緊密な連絡をとり、親が児童を他人の家庭に出すにいたつた原因、

親の現在の生活状況、児童を親元に返すことが適当であるかどうか等について調査すること。

- (2) 児童を親元に返すことが適当でなく、しかも児童を現在の家庭から引離して保護する必要がある場合には、他の適当な里親を見つけて児童を委託すること、なおこの場合適当な里親が見つからないときは、適当な児童福祉施設に入所せしめるが、他の適当な個人家庭に保護を依頼するとかその他適当な処置をとること。

- (3) 児童の福祉の見地から現に児童が適当な保護を受けており、現在の家庭でそのままひきつづいて保護されることか他の処置をとられるよりも一層児童にとつて幸福であるという客観的事情が認められるときは

a 先ず第一に児童福祉法という里親として適格なものは、法の里親にすること。

b 児童福祉法にいう里親にするには若干の適格条件を欠いているが、なお児童が幸福に養育されている場合（児童が働いている場合を除く。）には、児童福祉司、児童委員等の指導監督のもとに養育を継続せしめること。

c a、bの外児童を働かしている場合はそれぞれ適当な年齢に応じ、次のいずれかの処置をとること。

(a) 労働基準法の適用があるものについては不適当な労働条件を是正するとか、新たに適正な労働契約を締結させる等児童の労働条件の改善に努めること。

(b) 労働基準法の適用がない家事使用についても、労働基準法の問題にのつとり、不適当な雇用条件を是正するとか、新たに適正な雇用条件を締結させる等児童の雇用条件の改善につとめること。

なおこの場合にはそれぞれ労働基準監督署、労働省婦人少年局地方職員室と緊密な連携をとること。

(三) 児童福祉司、児童委員の行う指導

児童福祉司、児童委員は、特別な処置を必要とする(1)、(2)、(3)のケースについては勿論、その他の家庭養育雇用慣行についてもたえず注意を払い必要があると思われるときは児童の保護に関する適当な指導をなすよう努めること。

(四) 児童の就学奨励

家庭養育雇用児童の中には未就学、不就学ならびに長期欠席の児童が相当数いることに鑑み、親権者又は後見人に対してはもちろん、他人の児童を家庭で養育又は雇用している者に対しても、学齢期にある児童を通学させて義務教育をうけさせるよう積極的な指導を行うこと。このためには教育委員会の積極的な活動を促し、市町村、学校、P・T・A・児童福祉司、児童委員が相協力して児童の就学にむかつて努力すること。児童を就学させるに際しては、特に学年編入につき、児童の生活年齢、精神年齢等を十分考慮して児童に最も適した処置を講ずることが必要である。

第二 家庭養育雇用慣行に対する今後の処置

いわゆる「児童の人身売買事件」のごときことが再び発生しないようにするとともに、さらに進んで児童の福祉を積極的に増進するために今後は次のごとき方針でその実施にあたること。

(一) 児童の人権尊重

児童の最大の幸福は原則として両親のもとで健やかに育てられること、児童の基本的な人権を尊重しなければならないこと等の児童福祉思想を普及徹底せしめ、児童をあたかも親の所有物であるかのごとく考え、親が児童の幸福を顧みることなくこれを勝手に処分するような封建的な遺制を根絶是正するよう努めること。

(二) 児童を養育することが困難な者の児童福祉司、児童委員への相談

児童がたんに家庭が貧困である等の経済的理由のみで児童をその家庭から引き離すことは児童の福祉のために適当でない。しかしながら経済的、身体的又は精神的な原因のためにどうしても児童を養育することが困難になつた場合には必ずその地区を担当する児童福祉司、児童委員に相談するよう一般の啓蒙指導に努めること。右の相談があつた場合には児童福祉司、児童委員は懇切丁寧に事情を聞き、必要によつては実情を調査して、それぞれの事情に適應した生活援護、里親委託、児童福祉施設への入所、その他適当な保護指導の処置をとること。児童福祉司、児童委員においても担当地区の人々にその氏名や仕事の内容を周知せしめ、児童福祉司、児童委員のところへいけばきつと必要な面談をみてもらえるという情勢を整えておくこと、但し、児童福祉司、児童委員が右の処置をとろうとするときは、児童をたんに経済的理由のみで家庭から引き離すことは児童の福祉にとつて適当ではないことを十分理解し、児童をできるだけ家庭から引き離すようなことなく、その家庭に対して生活保護法の適用その他凡ゆる指導援助をなして児童の福祉を図るよう努めること。

(三) 公共職業安定所の利用

児童が就職するときは必ず公共職業安定所を利用するよう一般の指導に努めるとともに、許可をうけないで就職の斡旋することは法の違反となり、したがつて処罰されることを一般に周知せしめること。

児童福祉司、児童委員等が児童の就職について相談又は依頼を受けた場合は必ず所轄公共職業安定所に連絡すること。

(四) 仲介業者の排除根絶

児童福祉司又は児童委員が営利を目的として児童の就職の斡旋をする者を発見したときは、直ちに労働基準監督署又は公共職業安定所に連絡して、それぞれ労働基準法、職業安定法による悪質仲介業者の排除根絶に努めるとともに、無料で就職を斡旋することも、許可を受けないで、これを反覆して行う場合には、職業安定法の違反となるから、かかる斡旋者の排除についても公共職業安定所と連絡を密にすること。

なお、児童福祉司又は児童委員が児童福祉法第三十四條第一項第八号の規定（改正予定）に違反して、営利を目的として児童の養育を斡旋する者を発見したときは、直ちに県児童課又は児童相談所に連絡してその排除根絶に努めること。

(五) 児童福祉法にいう里親制度の普及

児童福祉法にいう里親制度の普及徹底を図り、眞に己むえない事情のため他人に児童を預けることを余儀なくされた者が、勝手に他人に児童を預けるようなことをしないで、児童相談所を通じて里親制度を活用するよう一般の啓発指導に努めること。なおこの場合地区の児童福祉司又は児童委員に連絡相談させるようにして

もよく、連絡相談があつたときは児童福祉司又は児童委員は必ず必要な幹旋指導をすること。

第二 都道府県間ならびに関係諸機関の連絡

家庭養育慣行はたんに一都道府県内で行われているばかりでなく二以上の都道府県にまたがつて行われているものも数多くあり、又それはひろく児童福祉法、労働基準法、職業安定法、学校教育法ならびに人身保護法等の諸法規に關係するところが大であるから、關係都道府県間はもちろん關係諸機関が相互に緊密な連絡をとつてこれが円滑な処理にあたる必要がある。

婦人少年局では、事件発端以来、昭和二十六年の上半期まで前後三回に亘る調査報告を發表し、大いに世論を喚起することに努め、他方、關係機関との調整連絡や実態調査にも乗り出した。

こうした努力は、広く社会の有識者を刺激したばかりでなく、關係各省庁にも深い関心と、事の重大性について認識を高める契機となつた。

昭和二十四年の春、衆、参兩院の決議に基いて内閣に設けられた青少年の不良化防止、犯罪防止のための「中央青少年問題協議会」は青少年を対象とする行政庁と民間委員とから構成されているが、いわゆる人身売買事件のように、ある一つの省だけでは解決できない問題は、たとえ不良化、犯罪化と直接関連はなくとも間接には可能性のある問題だけに、この協議会で再検討して総合的基本対策を樹てる必要が十分あるものと考えられた。

従つて、婦人少年局では、厚生省児童局の同意を得て、昭和二十六年二月の中央青少年問題協議会に本問題を採

り上げるべきことを提案した。

爾後、十七回に亘る協議の結果、一年を経た昭和二十七年二月十四日には遂にその基本方針を次官會議にかけ、その決定をみるに至つたのである。

この中央青少年問題協議会では、兎足以来春、秋二回の青少年保護育成の運動を、地方の青少年問題協議会を通して全国的に展開してきたが、いわゆる人身売買問題については、漸次増加の傾向にある状況に鑑み、昭和二十六年春の第四回「青少年保護育成運動」においては特に年少者の人権擁護と名を打ち、全国的な国民運動を展開したのである。

詳しくは運動のときに作られた手引書（附録参照）に記されているが、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察、裁判所等が一体となつて、啓蒙宣伝を広く行ふと共に、取締り保護を一斉に強化するなど、児童憲章の制定と相俟つて相当の効果をあげたのである。

一方、衆議院の行政監察特別委員会では、憲法の基本的人権を犯し、少年の福祉を損う人身売買事件は、民生対策上重大なりとして、昭和二十六年九月から調査を開始し、同年十月三十日には、委員会事務局より委員長宛の中間報告をだしている。

当委員会では、その実態に触れてみて、始めて関係当局の調査結果に現われた件数よりも全国的に激増している事実、及び事件内容も次第に悪質化してゆく傾向のあることを認め、既に関係当局によつて取締り及び保護の手がのべられているに拘らず、依然として増加してゆくその原因は果して何であるかを行政的に監察し、速やかに適切

な保護救済の方法を講ずる根本的施策の樹立に資するため、全国的調査に乗り出したのである。

かくして、第十三回国会開会中、昭和二十七年二月二十九日と三月三日、四日の三日間に亘り、警察、業者、労働、文部、厚生各省の責任者を証人として喚問し、事態を徹底的に究明した結果、同年四月二十一日の委員会では、これまでの調査と喚問した証人の証言を基礎に最終的報告書を決定した。これは、内務委員長から林業議院議長宛に提出されたのである。

当該報告書の全貌は附録に収めて後日の参考記録としたいが、関係機構に対する行政監察は、労働省、厚生省、文部省、警察機關、青少年問題協議会等に及び報告書の第三章に結論として次のようなことを指摘している。

人身売買を根絶する恒久策としては、社会保障制度の全面的実施、国土の総合的開発による完全就労の実現などが考えられるが、我國情の現段階における応急的措施としては、左の如き諸施策によつて、立法上並に行政上措置されることが妥当であると思料される。

一、取締対策

(1) 人身売買の仲介者の取締及処罰は、比較的実行されているが、買主は、処罰法規の適用からは多く免れており、又売主（親等）責任処罰の規定が存在しない実情に鑑み、現在の複雑多岐に分れている諸取締法規を統一強化し、人身売買取締に関する特別法を制定し、仲介者並に買主、売主（親等）に対する処罰を

嚴重にすべきこと。

- (2) 警察官は一般刑法犯に対すると同様の熱意を以つて行政犯に対すると共に、更に一般行政犯に対する十分なる知識を涵養し、もつて日常の取締りを行い、人身売買のおそれある家庭の発見に努め、進んで関係機関と協力すること。又、労働基準局及び職業安定所は自らの責任において事犯発見に努める必要があること。

これがためには、国家警察、自治警察、労働基準局、職業安定所等の取締末端機関相互の連絡並に協力を、なお一層密接にすると共に、被害者からの申告等民間の積極的協力を得るよう努めること。

二、保護対策

- (1) 保護処置に関して、職業安定所、児童相談所、児童福祉司、社会福祉主事の末端行政機関の有機的な活動をはかり、なお、これら錯綜せる現地関係機関の運営を簡素化して民間の協力を容易ならしめること。
- (2) 民生委員並に児童委員等の委員制度を刷新して国民の実生活、特に農漁村の実情に即せしめ、福祉事業に對する理解と熱意ある人材を選ぶこと。

- (3) 現在の職業安定所の非能率性を打破し、比較的、閑却されていた農、漁村児童の恒久的就職斡旋に積極的な力を注ぎ、特に義務教育終了児童の職業輔導に留意し、その施設の拡充を図ること。

- (4) 身元家庭の生活状態が、生活保護法の適用を受ける一步手前の状態にあるものゝ多い事情に鑑み、生活保護法の適用範囲を拡大し、早期にこれを適用すると共に、前借金のために身売を必要とする農、漁村家

庭の厚生資金貸与制度を確立すること。

(5) 里親並に職親制度を活用すると共に、この制度の陰にかくれて労働搾取を合法化するおそれなきよう、これが指導監督を強化すること。

(6) 児童福祉法第三十條による同居届の提出を周知徹底させ、人身売買のおそれある業者方面に雇用された者の登録票を作成する法的措置を考慮すること。

(7) 小、中学校において長期欠席児童の理由を徹底的に調査し、人身売買の事実を発見した際は、直に関係機関に連絡すると共に就職希望者を調査して、職業教育及び就職指導に力を注ぐこと。

(8) 青少年問題協議会を充実し、特に地方協議会については、中心機関を明確にし、且つ予算の措置及び経費の負担につき判然たらしむること。

三、啓蒙対策

(1) 青少年問題協議会は、労働省婦人少年局の実態調査を資料として、啓蒙の企画を整備し、言論その他の宣伝機関を通じて人身売買についての啓蒙的世論の喚起に努めること。

(2) 学校教育において社会科の課目に人身売買問題を取り入れて児童間に人身売買の悪習を自覚させ、人権尊重の徹底を図ること。

(3) 社会教育において、P・T・A、公民館その他民間諸団体の活動により、親の子に対する財物観的思想を一掃すること。

さきにふれたように、次官會議の決定をみた「いわゆる人身売買対策について」の基本方針に従つて、各關係省庁はそれぞれの立場から、具体的対策を樹て、昭和二十七年二月の二十日前後を期して一斉に末端機關に通達した。これらの通達の内容は、附録によつて参照されたいが、昭和二十四年春に出された四大官の共同通達に比べて、更に強化され、或いは、新しく取り上げられたのは、次の諸点である。

1. 児童福祉法のいわゆる「保護受託者制度」の活用。
2. 同じく法第三十條による同居児童の届出履行の促進。
3. 労働基準監督機關の取締りについては、特に人身拘束的違反の被害者受入地、例えば、織物工場、特殊飲食店等における監督と是正に留意すること。
4. 公共職業安定所は、被害者又は被害のおそれある者については、速やかに就業させるため「要就職者緊急通報」の様式により、社会福祉事務所又は児童相談所よりの通報を要求していること。
5. 学校における長期欠席児童生徒に対する調査指導と義務教育の徹底をはかること。
6. 職業教育の振興と純潔教育の普及。
7. この種事犯に介在して營利をことにする周旋屋その他の悪質犯罪者に対する嚴罰。

8. 当該事件の特異又は重大なものについては、六カ月を限り、刑事関係報告規定第六條に基ずく臨時的報告として、報告を要求していること。

勿論、当該事件の対策としての根幹をなす啓蒙宣伝、当該事件把握のための努力、事後措置、関係各機関の連絡協調等についても、更に具体的且つ広汎になされるような仕組みになつてゐることは云うまでもない。

新たに加つた機関で、地方に通達したところは、法務省検務局、国家地方警察本部、最高裁判所等であり、昭和二十四年当時の対策に比べると、より広く又強い線が出されている。

ところで、右各関係機関の対策と行政監察特別委員会の結論とを対照してみると、右委員会がとりあげてゐる対策の一部は採用されていない結果となつてゐる。すなわち、最大のきめてとも思われる身売該当家庭のための厚生資金貸与制度の確立や、単独立法の制定などは棚上げの形になつた。

尤も、立法問題については、法務省検務局で今後の研究課題としてとりあげることになつてゐたのが、最近調査に着手し始たということである。

このように、一応、決定した行政各関係機関の綜合対策の実施に伴う成果が果して現実にとど響くかは、将来に俟つべきものであろうが、戦前の対策における概観によつても分るやうに、この通達を生かすの道は、関係当局のたゆまない努力と熱意とが特に要請されなければならないことと、その推進を裏付ける予算の計上にかゝつてゐる

ことは自明のことである。

昭和二十七年五月五日から二週間に亘つて青少年問題協議会では、第六回目の青少年保護育成運動を実施するに当り、児童福祉週間とも一体となり、特に、青少年の人権擁護、いわば、いわゆる人身売買の絶滅を目標として、前にきめられた総合対策の推進を図つたのである。そして、地方青少年問題協議会が主体となり、全国的に展開されたこの運動によつて、多くの成果をあげ得たものと思われる。今後このような努力が絶えず続けられると同時になお残されている未解決の対策分野にも、その鋒先が向けられなければならないことを銘記しなくてはならないであらう。

第六章

身賣り兒童の保護と

仲介人その他の取締りの現状

終戦後、犯罪は関係機関の努力にもかかわらず、上昇傾向を示して暗い世相をあらわしているようである。しかしながら、人身売買事件のように、その発見が困難であり、それ以上に、具体的に発見後の処置をする場合のむづかしいものは少いようである。

これは、まさにものべたように、被害をうけた年少者が、うられるに至つた原因が一人一人複雑で解決することのできない原因すらあることによる。また、仲介人にしても、取締り法規が多くあつても、証拠のあいまいな場合に遭遇したりして、これも処罰しにくかつたりすることもある。

このような困難をともないながら、多くの事件が明るみに出され、いままでに何百、何千人かの児童が保護され、何十、何百人かの仲介者が処罰され、或いは雇入れ側にも処罰される者がでるなど、前章の線にそつて、多くの事件が具体的に処置されてきたのである。

つぎに、どのような処置がなされたか記してみよう。

一、被害をうけた年少者の保護について

岡山県でとりあつた人身売買事件のうち、うられた娘から両親にあてたつぎのような手紙が発見された。昭和二十五年中のことである。

『お手紙嬉しく拜見いたしました。お手紙によりますれば帰つてこいとのこと。家にかえりたいのは山々なれどこの体では帰える事は出来ません。帰つたところで会社で働くなんかとても／＼つとまりません。』

それに今だに病院にいつている様な有様では、家に帰つたとてやはり病院にいかないと働けない休だししてみれば、こちらで体をなおして借金を返してから帰えますから何分よろしくお願い致します。

それに帰るといつても夏服のまゝでは、寒くて帰えることはできません。毎日／＼病院に通い借金は大きくなばかり、とても／＼家に帰える見込はありません。

家に金を送らずにこの病氣を負つてなんぞのべ／＼家に帰えれませう、しきいが高くて帰えれません。

それに世間に対してさまが悪くてこのやゑ子は二度とふたたび岡山にかえる身ではありません。今は廓のあぶれ者、酒は飲むは、煙草は吸うは、こんな女になつてしまつて申し訳れもございません。

(中略)

私には生命はこれまでと思ひあきらめています。家にいるときにあんなに田川の人がすゝめなかつたならば、こんな女にもなりやしないのでまじめに会社に務めておれば、こんな病氣にもなりやしないに、私だつてあの口車にのせられて苦勞してきた私の心もお察し下さいませ。(後略) (原文のまま)

悪い仲介人としらずにだまされて歸つとめをさせられ、はじめて知つた悲惨な生活に、いまは帰るにも帰れない

とくやみつつも、淋しくあきらめてしまつたこの娘の手紙は、うられた児童の多くのものの心境をあらわしている。

このような児童を保護するにあつては、前章でのべたように、こまかく対策がねられ、その線によつて、関係機関の協力のもとに保護処置がとられているが、なかなか思うような保護のできないのが実態である。

しかも、せつかく保護の手がさしのべられて親元へ帰されていながら、ふたたび行方不明になつたものや、身元りしたものも多い。

つい最近処置されたものにつぎのような例がある。

昭和二十七年三月十三日、福岡の婦人少年室へ逃亡してかけこみ訴えをしてきた七名の接客婦があつた。このうち四名は就職を希望し、他の三名は親のところへかえりたい希望であつたが、すぐにとりわけにいけないので、しばらく女子の保護施設へ無理にたのみこんであつたのである。

そのうち、一名は事務員の経験があるため、事務員の職がみつかり、あとの三名は旅館の上女中として就職がきまつた。

そして、もとのかかえ主とは関係機関とともに何度も懇談したうえ前借金の牽引きを納得させ、新聞その他世論の力をかりて無事に事件は落ち着いたのである。

ところがその後五日程たつて、意外にも帰宅したものうち二名が、ふたたびもとのところへ働きにきた。

そして親からの手紙には——今度の事件で官庁にいろいろ迷惑をかけたので、是非更生させたいと思つたが、家

庭のいろいろの複雑な事情のためと、普通に働いた収入ではとても家庭の生活を維持していくことが出来ないため、ふたたび頼んだ——とのことであつた。

実際にはこのような例が非常に多いようである。

つぎにいままで把握された児童の具体的な処置状況について統計的にしらべてみよう。

昭和二十五年一月から昭和二十六年七月までの婦人少年局調査報告で判明した四百名の内訳は第十七表のとおりである。

これによると、家庭にかえされたものが約六五%でもつとも多い。

基準法の正当な雇用手続と、正しい労働條件に切りかえて、現在のところにとどまるものが約一四%、他の仕事にかえさせた者が約八%である。

行方不明のものも約五%あるが、これも家庭復帰後、貧困にたえられず、家出してしまったものや、雇用先から逃亡したまま、ゆくえのわからないものも含まれている。

里親委託や、施設に收容になつたものは案外少い。

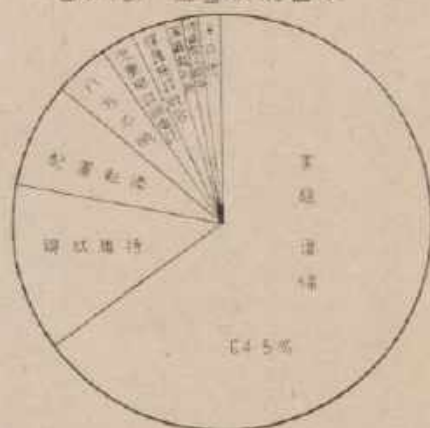
里親委託の少いのは、里子であれば、就学させなければならぬため、雇主があまり好まない場合も多いが、里親委託になるものは、児童相談所を通じて、はじめから里子としてもらわれるためでもあろう。

家庭にかえつた児童のなかには、郷里で家事にいそむようになつても、接客婦としてはたらいっていた頃の悪習がなおらず、日頃の行状がすべて常軌を逸するようになり、母親をこまらせているという十三才の少女もいる。

第十七表 処置状況（第二回、第三回の調査合計）

時期別 処置項目別	第二回	第三回	計	%
家庭復帰	68	190	258	64.5
現狀維持	26	27	55	13.7
配置転換	10	23	33	8.3
行方不明	5	13	18	4.5
児童相談所委託	5	5	10	2.5
保護施設収容	-	9	9	2.2
家庭裁判所委託	3	1	4	1.0
性病入院院中	1	3	4	1.0
里親委託	2	1	3	0.8
警察保護	-	3	3	0.8
警察結	1	1	2	0.5
結婚	-	1	1	0.2
計	123	277	400	100.0

図表(8) 処置状況図表



このような処置にあたり、いままでも何べんもくり返したように、親元をかえしたのち、またふたたび身売りコートをあゆまさないようにするためには、どうしても経済的な援助が必要となってくる。

いまのところ生活保護法の適用による扶助料の交付だけであるが、それも十分な額とはいえず、しかもそれすらもらっていないところが多く、児童が親元へかえさせられるときに、扶助料をただちにあたえられたという例はあ

まじりかれない。

また、処置にあたつては、本人の希望を尊重してきめているが、案外親元にかえりたくないというものがある。

これは、親元の貧困生活のつらさが、身にしみているため、あるいは家庭の複雑な事情によるため等である。

かつて受入れ側と出身県で、子供をひきとることについて争つたとき、こどもは「このままがいいや」といつたと新聞も報じていたが、経済的物質的裏付けのない保護処置はあまり効果がないのである。

なお、処置にあたつて親元の意向を聞いてみると、山形県児童相談所の報告（昭和二十四年調）では

引取つてもよい 一一

引取らぬ 三

先方に依頼したし 三四

子供の意志尊重 九

帰宅させたい 二

計 五九

である。

つぎに、山形婦人少年室でおこなつた『身売り事件の被害者のその後の状況調査』から、処置の具体例を一、二ひろつてみよう。

これは、昭和二十六年十月山形県出身者について調査されたものである。

◎家庭復帰の例

「出稼人夫を父に、日雇人夫を母にもつある少女Aは、小学校を卒業してすぐ、愛知県へ糸繰工として周旋された。その頃は食糧事情がわるく、スイトンのようなものばかり食べさせられ、賃金は一、〇〇〇円を下廻ることもあつたという。そのうち、三カ月程たつて発見され親元へかえされたが、その後、ふたたび愛知県の別の工場へ糸繰工として就業した。半年ほどして又親元へかえされ、現在は愛知県の農村へ嫁している。」

◎現状維持の例

「満十八才になる少年Bは、最初、一年につき一〇、〇〇〇円の契約で、宮城県の半農半漁の村にやとわれたが、そこでの労働が思わしくないので五カ月くらいで帰村してしまつた。その後、あらためて仲介人の世話で、北海道の夕張へ農業作男としてすみこんだ。そこは仲介人の知人とかで賃金もはつきりきめられていたかつたが、雇主に子供がいないため、将来分家をさせてもらう話などがあつた。そのため、発見されてから、雇用関係をはつきりさせてそのまゝ現在のところではたらいっている。」

◎配置転換の例

「六人家族の四女である少女Cは、貧乏に育つたため、昭和二十五年に満十七才で、東京の某ダンスホールへ仲

介人の世話で就業していた。しかし、就業後まもなく、警察の世話でうちへかえされたのである。その後、叔母の世話ではあるが、ふたたびいかわしい飲み屋に、月一〇、〇〇〇円で就業し、約一年後帰村している。その後一ヶ月程してようやく米沢市のある料理屋に女中として就労したが、そこも賃金としてはチップだけというあいまいなところである。

現在は一応そこで働きながら、適当な職場を探しているという。』

なお、児童が発見されてから親元へ帰されるまでに收容する施設が現在はずくられていない。そのため、業者のところへ監視付きで一時的あつかつてもらい、親元から引取りにくるまでそのまゝになつているのであるが、これは児童のためによくないので、国家で一時的收容施設をつくることが望ましい。

二 仲介人の処置

昭和二十六年の四月、いわゆる『神崎レポート』として、関係方面にセンセーションをおこしたのは、仲介人の処置の問題である。

この神崎レポート——本木事件報告書——にもとづいて、東京都の児童福祉審議会で討議されたときにも、仲介人の

処罰のなまぬるさや、むずかしさが問題となつたが、實際に処置するにあつては、一律にはきめられない種々の條件がある。

そのため、甘言でだましながら、不当な仲介手数料をとつている仲介人でも、証拠不十分なために、不起訴となつた例も多い。

あるいは起訴になつても判決が軽いために、罰金をだしてまたふたたび仲介をしているものもある。つい最近、福島地検へ送致されたもののなかから一例をあげてみよう。

『山形県南村山郡に住む某女（五十才）は、芸娼妓の周旋業者の内縁の妻が死んだあと、その内縁の後妻となつた。そして自分の住んでいた近所の困窮家庭の姉女子を、特殊飲食店、芸妓置屋業者などのたのみによつて、全国的に周旋し利益をうけていたのが発見され、昭和二十六年七月に職業安定法違反で起訴され罰金八、〇〇〇円に処せられたのである。』

しかし、その後もあらためることなく、依然としてひきつずき仲介し、転売もふくめてのべ五十六名の姉女子の周旋によつて三〇二、五〇〇円にのぼる利益をあげていた。

これがふたたび発見されて、今度は労働基準法第六條違反で送致されたものである。』

このように、許可をうけないで他人の職業に介入して利益をえてはならないということを、十分に知つていてさ

第十八表 いわゆる人身売買関係 職業安定法違反事件（違反人員）

（検務局別）

違反別	年度別	計	起訴				中止移送	計	未済		
			求公判	求略式	起訴留手	その他					
32 違反 （有利貸付職業紹介事業）	昭和25年 “26年 計	20 84 112	363 858 1,221	391 942 1,333	45 106 151	53 148 201	48 113 161	64 101 165	97 352 449	307 820 1,127	84 122 206
33 違反 （無利職業紹介事業）	昭和25年 “26年 計	2 8 10	47 117 164	49 125 174	2 10 12	6 10 16	8 11 19	3 22 25	22 63 85	41 116 157	8 9 17
37 違反 （委託事業）	昭和25年 “26年 計	0 1 1	9 44 53	9 45 54	1 4 5	1 6 7	1 7 8	0 6 6	5 22 27	8 45 53	1 - 1
44 違反 （労働者供給事業の禁止）	昭和25年 “26年 計	64 52 116	127 95 222	191 147 338	17 12 29	10 4 14	13 40 53	41 15 56	58 38 96	139 109 248	52 38 90
63 違反 （不祥職業紹介等）	昭和25年 “26年 計	0 - 0	0 240 240	0 240 240	0 41 41	0 31 31	0 22 22	0 20 20	0 63 63	0 177 177	0 63 63
計	昭和25年 “26年 計	94 145 237	546 1,354 1,900	640 1,499 2,139	65 173 238	70 199 269	70 193 263	108 164 272	182 538 720	495 1,267 1,762	145 232 377
労働基準法違反事件（違反人員）											
（検務局別）											
6 違反 （中間管理の排除）	昭和25年 “26年 計	68 50 118	293 218 511	364 268 632	56 26 84	36 41 77	48 45 94	62 30 92	109 91 200	311 236 547	50 32 82

え、かさねて仲介をおこなうような悪質なものには厳罰をもつて処分しなければならぬ。

いままでに、仲介人をどの程度送検し、そのうちどのような処分がなされたか、法務府検務局、労働省労働基準局の資料によつてしらべてみると第十八表第十九表のとおりである。

労働基準局の報告によると、昭和二十四年一月から昭和二十六年十二月までの三カ年間に送検されたものが二三五件、そのうち起訴が確定したものの一四三件（約六〇％）となつてゐる。

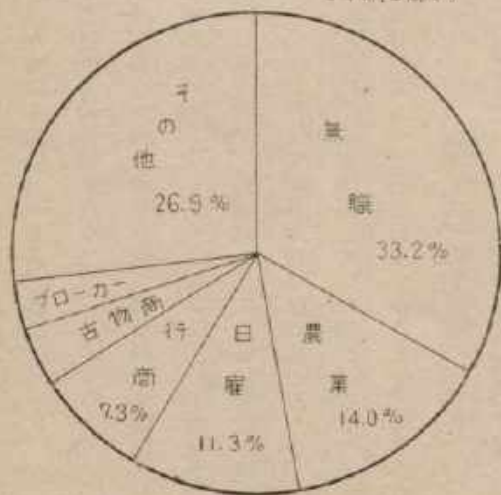
この送検されたものを府県別にみると、秋田県がもつとも多く四一件、ついで山形県が二五件、福島二〇件、宮城一三件、千葉、愛知がそれぞれ一一件で、全国で送検していない県はわずか六県のことである。地域的にみるとなんといつても東北六県が最も多く、六県の総計が一一〇件で送検総数の四七％をしめてゐる。

また送検された仲介者の職業別分布は図表(C)のとおりで、無職の者が約三分の一をしめてゐる。ついで農業、日傭人夫の順である。

起訴されたもののうち、判決をうけたものは、休刑が七四件で約半数をしめてゐる。

図表(C) 送検された仲介者の職業別図表

（不明を除く）



第十九表 基準法関係人身売買司法事件経過調による仲介者
処置状況（労働基準局報告）（昭和24年1月～26年12月末）

送 検		起 訴		不 起 訴		未 処 理	
件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
235	301	143	172	48	69	44	60

起訴された者の判決の内訳

有 罪		無 罪		略 式 命 令		無 罪	
件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
74	81	27	32	34	40	8	19

罰金刑が二七件、略式命令による判決が三四件である。

無罪の判決をうけたものも八件（一九名）ある。

これらの判決をうけたものの例を次に二、三あげてみよう。

1. 懲役三年の判決があつた例（勅令九號、児童福祉法関係）

岡山県の判例であるが、農業をいとなんでいる三十八才になる某は、昭和二十五年三月九日頃、接客婦としてある娘を住み込ませた。ところが、その娘は狂人で即日解雇されることとなり、前借金一万円のうち五、〇〇〇円を着服していた某は、あなうめに娘の妹（一五才）を甘言をもつて誘惑してすみこませ、同じ手口で他の児童一名（一七才）を誘惑して手数料をとつていた。

これが発見されて、昭和二十五年六月懲役三年の判決があつた。（勅令九号違反扶助営利誘拐、児童福祉法第三十四條違反）

2. 懲役十カ月（労働基準法、職業安定法関係）

昔から、芸妓、酌婦の周旋を業としていたH（五十五才）は、職業安定法の施行によつて周旋業をすることができなくなつたにもかかわらず、依然として法の網をくぐつて営業をつづけ、十九

名の女子を酌婦として周旋し、手数料として現金三六四、〇〇〇円をうけとつていた。

これが労働者の申告によつて臨検したときに発覚し、昭和二十四年四月に送検され、同年十月に懲役十カ月執行猶予四年の判決となつたものである。

3. 罰金二万円（労働基準法、職業安定法関係）

昭和二十二年五月に、Kは娘が埼玉県の農家へ売られていくときにつきそつていき、その附近に人が要るからと周旋をたのまれ、その周旋料として一人につき一、三〇〇円と穀類三升程もらえろといわれ、昭和二十二年八月から昭和二十三年四月までに十三名を周旋し、衣類又は小遣い錢をもらうという漠然とした契約をさせ、周旋料として合計二〇、二〇〇円と米一斗二升、大豆三升以上を雇主から受けとつていた。

これが発見されて送検されたのは、昭和二十四年四月で、同年七月には罰金二万円の判決がなされた。

4. 罰金一万円（労働基準法、職業安定法）

鹿児島県の元芸娼妓紹介業をいとなんでいたSは、昭和二十三年二月から昭和二十五年一月までのあいだに六十二名を接客婦として斡旋し、手数料として九七、五〇〇円の利益をうけていたもので、昭和二十五年二月に送検され、同年三月に罰金一万円の判決となつたものである。

三、雇主の処置

事件が発覚して、処罰されるものは仲介人であつて、雇主の処罰は殆んどされていない。

ただ、接客婦をやつた業者の場合に、前借金と契約期間をたてに強制的に売淫行爲をさせたようなときには、強制労働違反として処罰されているだけである。

強制労働違反として起訴され、判決をうけたものには次のような例がある。

ある業者は、十八才の少女を前借二万円で三年間の契約をして雇入れ、売淫行爲を強制していたことが発覚し、労働基準法第五條、第十四條違反で起訴され、懲役八か月と罰金三万円の判決をうけている。

また、或る例では、十六才及び、十七才の少女に売淫を強制していた業者は、労働基準法第六十三條、児童福祉法違反で起訴され、罰金三万円の判決をうけている。

以上のように、虐待あるいは強制労働のはつきりした事実がつかめない限りは、雇主側には法にふれることがないため、雇主は仲介人から不法な手段で年少者を雇入れるのである。ここにも人身売買の絶えない一因が残されているといえよう。

附

錄

一、第四回青少年保護育成運動手引書抜萃	二
二、いわゆる人身売買対策要綱抜萃	一九
三、いわゆる人身売買の關係法規	三四
四、女子及年少者の人身売買に関する報告書（行政監察特別委員会）	四〇
五、判例	五六
六、婦人及び児童の賣買禁止に関する國際條約抜萃（法務府檢務局資料より）	四六
七、第四回人身売買全國調査統計中間報告	五三
八、參考圖書資料文獻目錄	五五

一、第四回青少年保護育成運動手引書拔萃

第一 第四回青少年保護育成運動実施

要綱

- 一、趣 旨 青少年の福祉を増進するため、それを阻害する社会環境の浄化を促進する国民運動を展開し、児童福祉週間と表裏一体となり、その各種行事との連絡協力によつて、青少年の保護育成の完遂を期する。

二、期 間 昭和二十六年五月五日より五月十八日まで

(児童福祉週間と同一時期)

三、主 唱 中央青少年問題協議会

都道府県青少年問題協議会

四、協 賛 「こどもの日」中央協議会

「こどもの日」都道府県協議会

五、実施事項

報道関係者の協力を求めて、啓蒙宣傳活動を行うとともに、関係機関及び関係民間団体が、それぞれの分野においてその創意と責任の下に、以下により適宜実施ある計画を

樹立、実施する。

(一) 実施上とくに重点をおく事項

(1) 年少者の人権擁護

年少者の人権の尊重は、あらゆる分野において、考慮されなければならないが、とくにいわゆる人身売買の根絶

(2) 青少年の雇用促進

特に中学校卒業後及び保護青少年の雇用促進

(三) 地方における望ましい実施事項

(1) 青少年を不良化する社会環境の実態調査の実施

(2) 青少年を不良化する各種営業取締の実施

(3) 青少年を不良化する不健全文化財の排除運動の実施

(4) 青少年の指導及び不良行為の取締の実施

(5) 年少者及び青少年の就職状況の実態調査の実施

(6) 青少年指導者の講習の実施

(7) 青少年組織代表者協議会の開催

(8) 善行青少年及び青少年保護育成成功者の表彰

(四) その他

四 中央における実施事項

(四) パンフレットの作成配布

(四) ホワイトハウス・カンファレンスに出席した人々をかこむ研究会の開催

第二 実施事項の参考

一、年少者の人権擁護について

1 こどもの人権と不当な自由の拘束

いわゆる人身売買は、従来古くから行われており、その最も典型的なものが奴隷売買として行われていたものと思われるが、次第に変形して、現在普通に行われているのは純粋な売買という形式ではなく、例えば雇用契約とか養子縁組とかいう方法をとっており、支払われる対価も必ずしも金銭に限らず、幼少の児童を扶養して成長後働かせる、というような形をとる場合もあるが、何れにしてもいわゆる人身売買乃至人身売買的行為というには、対価を得て人身の自由まで売り渡す、という要素がなければならぬ。自由の拘束は必ずしも暴力というようにはつきりした方法によらなくとも、例えば従来からの家族制度的な考え方や善理人情、というような目に見えない方法による場合でも含まれると考えるべきである。なお従事する仕事の範圍も特定のものに限られていない

いが、一般には接客業、農業等に従事しているものが多く、期間もどれくらい以上ときめることはできないが、少くも相當の期間にわたることが普通である。これらは何れも、それぞれの具体的事例について総合的に検討した上で、いわゆる人身売買となるかどうかを決定すべきであり、一般的に定義づけることは困難であるが、たゞ共通的な条件として、

一、前借金その他何らかの形による対価が支払われていること。

一、労務の提供のみならず、何らかの方法による不当な自由の拘束がなされていること。

一、その不当な自由の拘束が一定期間継続されること。
をあげることができよう、そしてこの共通的な条件をもつものであるが故に、人権侵害という問題が生ずるわけである。

既に明治五年女政宣布告をもつて、人身売買は人倫に背くものとしてこれを禁止し、同時に年期奉公等の名目をもつてする人身売買に類するものをも禁止、芸妓等の年期奉公人を解放することとした。さらに明治八年には人身を質とする借金をも禁止している。したがって人身売買に類する行為は人権を侵害するものであるとの趣旨は既に早くより明かにされていたにもかかわらず、その後政府は古くからの公娼制度に妥協してこれを公認するに至っており、前記明治五年の芸妓解放令の如き有名無実のものとなつてしまつていたが、右の原則自体は廃止されなわけではなかつた。

しかし現実には人身売買的行為は依然として後をたらず、特に農村恐慌時に際しての、東北地方農村等の児童の人身売買は周知の事実であり、われわれの記憶にも新たな事例である。なお地方的慣行としての長期にわたる年功奉公等も、おそらく残っていることであろう。これらの行為は今日に至つてもまだ後をたないばかりでなく、終戦後の経済的な混乱と相まつて、しばしば新聞紙上をにぎわしており、人権擁護局に対してもいろいろの事件が申告されている。

昨年中に人権擁護局でとりあつた事件は二十八件にすぎないが、これは主として被害者本人又は保護者等からの申告によるものであり、接客業関係のものが殆んど全部である。金額の多寡は別として一般に前借金をとらなつており、なかには養子縁組をしているものもあるが、契約内容は必ずしも明確でない。

現在人身売買について直接規定した法令はないが、新憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」といい、さらに又「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない」と規定して、個人の尊厳と奴隷的拘束の禁止とをうたつてゐる。したがつて個人の尊厳を無視するような方法或は態様による自由の拘束は、すべて禁止されているのであるから、人身売買の如く対価と引きかえに行われる不当な自由の拘束は、基本的人権を侵害するものであつて違法なものであるべきである。なお労働基準法でも人間の奴隷的使役や中間搾取等を禁止してお

り、改正民法でも人身売買的養子縁組を防ぐための措置を講じてゐる。その他児童福祉法や職業安定法、刑法、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令等いろいろの法令によつていわゆる人身売買の防止がはかられているにもかかわらず、子を売る親があり、これを仲介する周旋人があり、人間を賣う人々がいるということは何故なのであるか。

その一は経済的な貧困であり、他の一は人権意識の低調であるといふことができる。

昭和二十五年十一月の国立世論調査所の調査によれば「親が前借して子供を年功奉公に出すことをどう思うか」という質問に対して、

東京	農村	農村	総数
かまわない	二%	一四%	九%
家が困つたり親の借金を返したりするためならしかたない	八%	三二%	二〇%
子供のために辛抱だとか、すすんでゆく場合ならかまわない	五五%	四七%	五一%
絶対いけない	三五%	七%	二〇%

というようない回答になつており、特に農村の場合には、絶対いけないというものは僅か七%にすぎず、無條件にかまわないというものは一四%残りの七九%が事情によつてはかまわない乃至しかたない、というように考へてゐる。この調査は農村でも特に文化程度の低い場所を選んでゐるため、東京と

農村との意識の程度が大変違つて出ているが、總數でみても必ずしもよい成績ではない。子供のためにその方が幸福ならというような考え方のものを除いて、無條件にかまわれないと考へているもの、及び家や親のためなら仕方ないというものを加えると總數で二九%、約三分の一に近い割合をしめており、これらの人々は子供の人權というようなものはおそらく考へてみようとは思ひたいのであらうから、因れば子供を売るといふことにもなるのであらう。このような現状を考慮するとき人權思想の啓蒙の必要性が一層痛感されるところである。

子供は親のものではなく、独立の人格者であり養育成長の途上にある、年少者に対しては、より一層保護を与えることが必要であつて、まだ事物を判断識別する能力や経済的な生活能力のない子供に対して、家長的な權力を濫用し或は無意識に使用して、その自由までも束縛するような結果をもたらすといふことは、甚しい人權侵害といふべきであつて、子供の人權を尊重するといふことを徹底させなければならぬのである。

人身売買の防止については、関係各機関がそれぞれの立場から適切な措置を講じていることと思はれるが、われわれとしては特に次のような事項を強調したいと考へている。

一、自由人權思想の啓蒙をはかり、年少者の人權尊重を徹底させること。

一、人身売買的行為の発見に努め、これに対して適切な救済方法を講ずること。

一、人身売買に類似する慣行を調査し、このような慣行をなくしてゆくための対策を講ずること。

なおこれらの諸点に加うるに、関係法令の厳格な適用と、懸念な仲介業者に対する嚴重な取締を望むとともに、人身売買を生じさせる社会的、経済的基盤に対する検討と、解決のための施策の樹立とを望みたい。

特にこの運動期間においては、各市町村の人權擁護委員会を中心として、人權思想の啓蒙、人身売買的行為の発見、人身売買に類似する慣行の調査等に力を注ぎたいと考へている。

2 教育における人權の尊重

児童生徒の人權尊重を広く深く学校教育の場においても、社会教育の分野においてもとりあげてその正しい意味を普及徹底し、望ましい活動が展開されることは意義のあることである。

言うまでもなく児童生徒の基本的人權の尊重は、日本国憲法の中にも、さらに教育基本法の中にも、一貫して流れている理念であつて、教育の効果ある前進は、この人權尊重、即ち自他共にある相互の關係即教育者と児童生徒、成人と児童、社会人と児童、家庭の両親と児童等の間に認められる基本的な人間性や人格性や個性のはたらきと、活動育成を通じて正

しい認識と愛情の下に児童に対して行くことによつて推進されてゆくものである。したがつてこの児童生徒の人格尊重の精神は、文部省や教育委員会又、学校が直接必要とする学校教育法や社会教育法以外に児童福祉法、労働基準法、少年法等の中にもあらゆる角度からもられてゐることは言うまでもない。この意味から、児童生徒の人格尊重を叫ぶ場合、それは個々のケースに応じて、適切な処置と指導が望ましく、児童生徒の人格尊重は、学校が単独に行うものではなくあらゆる人に、即ち児童生徒の父兄、社会学者、社会事業家、ケースワーカー、心理学者、精神医学者、社会人一般及び官公庁、社会団体等の意見を広く参照して、その協力一休 *One-idea* によつて望ましい成果をあげるべきである。

勿論その実施に当つては、この運動期間の短い限られた期間に早急に効果をあげようとすることは無意味であり無駄であることは言うまでもない。この期間中に従来の児童生徒に対する考え方、指導のし方を反省し、再検討してあらたな観点から、この期間中の行事として最も可能な効果ある方法により重点的に運動の核心となるものを選び、各地方の独自の創意の下にこれをおこなひべきであつて、画一的に全国各都道府県が同一の行事を展開する必要はない。要はこの期間中の行事が、運動期間終了後も永続性を以て考えられ実行されて行くようにすべきである。

児童生徒の人格尊重の運動として試みに、その予想される

ものを列挙すれば、次のようなものがあろう。

A 教師の行うべきこと。

一、児童、生徒の家庭訪問。

児童、生徒の家庭を訪問し、児童、生徒の父兄の意見、子供の環境を正しく認識し、子供についての必要な認識を深める。

二、学校におけるケース、スタディーを徹底する。

三、児童、生徒の指導について学校内で教師の反省会を持つ。

例えば果して、児童、生徒の人間性や、独立した思想や考え方をこれまで教師は尊重して指導していたか、どうかについて反省する。

四、非行児童、生徒のケースについて、新しい観点から、そのケースヒストリーを眺め、全人格的な観点から深い愛情ある指導をし、その児童、生徒の要求の條件を把握する。

五、児童生徒の自由な正しい育成をはかるため、特別教育活動を通じて、児童生徒が自発的に、校内大会として種々な行事を行い児童生徒の自律的創造的な人間性を養う機会を作る。

六、P・T・Aの会合を持ち、児童生徒の態勢、例えば不良なる読みもの、又競輪、競馬、その他好ましくない場所に出入する誘惑から児童生徒を保護する方法を協議す

る。

七、喫煙防止についての対策をたてる。

八、ボーイスカウト、母親クラブ、青年団の運動等に参加協力する機会を作る。

十、長期欠席児童生徒について、就学奨励を行い、家庭の啓蒙、教育扶助の徹底等をはかる。

B

社会で行うこと。

一、正しい社会環境を与えるために、

例えばこどもの遊園地、レクリエーション設備等ととのえ、又悪質な特殊飲食街等に彷彿する児童生徒のないうちの地域の自衛的な風潮を作り勤奨する。

二、俗悪な圖書を成人の社会から駆逐するための強力な運動を展開する。

C

家庭で行う事。

一、自分のこどものみならず、他人のこどもを眞に人間として的人格や個性を尊重し、過重な労働につかせたり、酷使したり、義務教育の年齢にあるこどもを欠席させたりにしないようにする。

二、両親の家庭のしつけを徹底するは勿論こどもとよく話し合う機会を作り、こどもの考え方をよく理解しこどもの自主独立の気持を作るようあたかく保護育成する。

同時に家庭では、自分のこどもであるからと言って、不当な怒り方や叱責のし方をあらため、そのこどもの年

齢に応じた正しい発達や心身の成熟を知悉して、ひがみのあるこどもや、社会や学校に対して卑屈になり反抗するようなこどもや、両親の目をかすめて非行を働く少年となるような動機を作らないようにする。

以上のほかいろいろあるであろうが、要は、この期間中に眞に意義のある活発な運動が計画着手され、この機会を通じて各都道府県及び教育委員会、学校、その他社会教育団体、関係機関が青少年問題協議会の企画の下に、本年度又将来においても、この運動期間における自覚をもちあげ実践実施されて行くこととなれば文教の上から見ても、この期間の重要さは何程強調してもあえて過言ではないであろう。

3 家庭養育雇用児童対策

他人の児童を引き取りその家庭で養育又は雇用する慣行（以下家庭養育雇用慣行という。）は、栃木県、福島県の地方のみならず、全国的に各地方でいろいろの形態のもとに從來から相当ひろく行われていたのであるが、そのうちのあるものは、いわゆる「児童の人身売買事件」として大きな社会問題となつた。例えば、一昨年の栃木事件とか昨年の福島県欠郷炭坑事件とかである。これらの事件はいづれも農村地で児童を農作業手依いに引き取つた場合のものであるが、最近では、都会地でいわゆる特殊飲食店街等の接客業務等のために年

少婦女子を引き取る場合のケースが増加していると云われている。

このようなことは、年少者の人権の擁護に関する重大な問題であり、児童の福祉に係る極めて重要な問題であるから、このような親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童（以下家庭養育雇用児童という。）について、その全体的な保護対策を強化する必要がある。この対策としては、一昨年の栃木事件のときに出された厚生次官、法務行政長官、労働次官、文部次官連名の通知、「親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童の保護について」（昭和二十四年三月十四日厚生省発児第四十五号）の趣旨に準拠しその取扱いを一段と強化することによつて善処されること望ましい。

以下、保護対策を現在行われている慣行に対する措置と将来の防止措置とにわけて述べる。

第一、現在行われている家庭養育雇用慣行に対する措置。

(イ) 実情の把握に努めること。

現在行われている家庭養育雇用慣行の態様は多種多様であつて、まず第一にその態様と個々の実情の把握に努めることが必要である。

(ロ) 同居児童の届出につき市町村長の実情の把握

市町村長が専ら中心となり、必要あるときは児童委員の協力を求めて、家庭養育雇用児童の保護に関し絶

えず必要な注意を払い、その実情の把握に努めなければならぬが、かかる該当児童がいるかどうかを察見する端緒となるものは、児童福祉法第三十條（一）昨年栃木事件の後改正で追加された條文（一）による同居児童の届出であるから、市町村では、平素から絶えず同條の届出の履行を圖らなければならない。このためには、市町村の児童福祉係（厚生係）は、世帯台帳の係と連絡を密にし、世帯台帳制度（近く住民登録法が制定される予定）による転入届、転出届等がなされる場合に注意し、同居児童の届出を要すべき事由に該当しているケースであれば、世帯台帳の届出と同時に第三十條の同居届を行うように催告し指導して第三十條の同居届の履行を圖るとともに、同條に基いて必要な報告を徴取し訪問指導を行い必要な指示をする等積極的に調査して実情を把握する必要がある。

前項の同居届の事由となる児童とは、四親等内の児童を除き、親元を離れ他人の家庭に養育又は雇用されている全ての児童をいうのであつて、家庭に雇用されている児童の中に女中、子守、農事使用人、店員等一切の年季奉公者及び雇用人等が含まれることはいふまでもないが、児童福祉法にいう母親に養育されているもの、少年法の規定により少年保護司の観察中のもの、単なる下宿人及び寄宿舎等の家庭以外のところにいる

ものは対象とならない。

実情把握の対象となる児童の中には労働基準法の適用のあるものも含まれるのであるが、これは労働基準監督署の行う監督に協力するとともに児童の日常生活に関する保護をもあわせて行うことを目的としているものである。

(2) 市町村長の児童福祉司に対する連絡

市町村長が右の実情把握の結果、児童福祉の具体的措置を要すると認められるケースを発見するわけであるが、かかる問題のケースとしては、次の二つの場合が考えられよう。

第一の場合は、いわゆる雇用関係に在る場合であつて、当該雇用契約が、(A)親権者又はこれに代るべき者が児童の意思を顧みることなく雇用契約を締結しているとか、(B)雇用契約の期間が不当に長いとか、(C)児童の労働を条件として前借金を受け取つているとか、(D)児童が途中で逃亡した等の契約不履行の場合の損害賠償額を予約しているとか、といったような条件を含んでいてこれにより直接に或は間接に児童の自由を不当に拘束していると思われるケースである。第二の場合は、明瞭な雇用契約乃至雇用関係が前提としないような場合であつても、当該児童が虐待されているとか、冷遇されているか、淫行乃至売春的行爲をさせられて

いるとか、その他著しく不適当な差遇を受けている等のため、児童の福祉の見地から特別の措置を必要とすると思われるケースの場合である。これらの場合について問題のケースを発見したときは、市町村長は、精密な調査を行い、その結果ならびに意見を附して担当地区の児童福祉司に連絡する。この市町村長の行う調査には、必要に応じて児童委員の協力を求める外、労働基準監督署、労働者婦人少年局地方職員室、公共職業安定所その他の関係機関の協力を求めることが必要である。

(3) 児童福祉司の行う調査と必要な措置の判定

右の連絡を受けた児童福祉司は、そのケースにつき児童委員等の協力を得て個別調査を行い、都道府県民生部児童課又は児童相談所、必要に応じてはそれぞれ労働基準監督署、労働者婦人少年局地方職員室、公共職業安定所、警察署その他の関係機関と取らるべき児童福祉の具体的処置について協議決定することが必要である。

(4) 児童福祉の具体的措置

右(1)(2)に掲げるような問題のケースについて、児童の福祉の見地から新たな具体的措置をとる場合は、前述した一昨年五月十四日の各省次官等連名通知の要綱の第一(4)の趣旨によつて取扱うことになる。即ち、これらの

問題のケースについて、児童福祉の具体的措置をとるにあつては児童の意思を尊重することはもちろん、諸般の事情に照して児童の福祉が最も良く保障される左のいづれかの措置をとるよう指導に努めなければならない。

(1) 児童を親元に返して、その家庭に生活保護その他の指導をすることによつて現実的に児童の福祉が保障できる場合には、児童を親元に返すこと。そのために児童福祉司は都道府県を通じて児童の親元の地区を担当する児童福祉司又は児童委員等並びに当該市町村長と緊密な連絡をとり、現に児童を他人の家庭に出すに至つた原因、親の現在の生活状況、児童を親元に返すことが適当であるかどうか等について調査しなければならない。

(3) 児童を親元に返すことが適当でなく、しかも児童を現在の家庭から引き離して保護する必要がある場合には、他の適当な里親を見つけて児童を委託すること。なおこの場合適当な里親が見付からないときは適当な児童福祉施設に入所せしめるか、他の適当な個人家庭に保護を依頼するとかその他適当な措置をとることが必要である。

(3) 児童の福祉の見地から現に児童が適当な保護を受けており、現在の家庭でそのままひき続いて保護されることが他の措置をとられるよりも一層児童にとって幸

であるという客観的事情が認められるときは、

(4) まず、第一に、児童福祉法にいう里親として適格なもの、法の里親にすること。

児童福祉法にいう里親にするには若干の適格条件を欠いているが、なお児童が幸福に養育されている場合(児童が働いている場合を除く)には、児童福祉司、児童委員等の指導監督のもとに養育を継続させること。

(5) 右の(4)、(5)の外に、児童を働かせている場合は、それぞれ適当な年齢に応じ次のいづれかの措置をとること。

(1) 労働基準法の適用があるものについては、不適当な労働条件を是正するか、新たに適正な労働契約を締結させる等児童の労働条件の改善に努めること。

(2) 労働基準法の適用がない家事使用についても、労働基準法の性質にのっとり、不適当な雇用条件を是正するか、新たに適正な雇用条件を締結させる等児童の雇用条件の改善に努めること。

なお、この場合にはそれぞれ労働基準法監督、労働省婦人少年局地方職員室と緊密な連絡をとることが必要である。

ここで注意すべきことは、児童が常時淫行乃至

養育的行為をさせられるおそれがある場合であつて、この場合は、たとえ当該児童がそれに同意し

好んで行う場合であつても、そのまゝ引き渡して現在の場所に残めておくような右③の措置は適当でなく、他に適当な雇用先を開拓するとか、右③

④の措置によつて親元へ帰すか、施設、里親、個人家庭へ委託あつて旋するか等の対策が必要である。

(四) 児童福祉司、児童委員の行う指導

児童福祉司、児童委員は、特別な措置を必要とする右(1)(2)(3)のケースについては勿論、その他の家庭養育雇用慣行についてもたえず注意を払い、必要があると思われるときは、児童の保護に関する適当な指導をなすように努めなければならない。

(五) 児童の就学奨励

家庭養育児童の中には、不就学並びに長期欠席の児童が相当数いることに鑑み、親権者又は後見人に対しては勿論、他人の児童を家庭で養育又は雇用している者に対しても、学齢期にある児童を通学させて義務教育を受けさせるよう積極的な指導を行うことが必要である。

このためには教育委員会の積極的な活動を期待し、市町村、学校、PTA、児童福祉司、児童委員等が相協力して児童の就学にむかつて努力することである。児童を就学させるに際しては、特に学年編入につき児童の生活

年齢、精神年齢等を十分に考慮して児童に最も適した措置を講ずることが必要である。

第二、家庭養育雇用慣行に対する今後の措置

いわゆる「児童の人身売買事件」の如きことが発生しないように未然に防止するとともに、児童の人権を擁護し、さらに進んで児童の福祉を積極的に増進するためには、次の如き方針でその実施にあたる必要がある。

(一) 児童の人権尊重

児童の最大の幸福は原則として両親のもとで健やかに育てられること、児童の基本的人権を尊重しなければならないこと等の児童福祉思想を普及徹底せしめ、児童をあたかも親の所有物であるかのごとく考え、児童の幸福を顧みることなくこれを勝手に処分するような封建的な遺習を根絶是正するように努めなければならない。

(二) 児童を養育することが困難な者の児童福祉司、児童委員への相談

単に家庭が貧困である等の経済的理由のみで児童をその家庭から引離すことは児童の福祉のために適当でない。しかしながら経済的、身体的又は精神的な原因のためにもどうしても児童を養育することが困難になつた場合には、必ずその地区を担当する児童福祉司、児童委員に相談するよう一般の啓発指導に努めることが必要である。

右の相談があつた場合には、児童福祉司、児童委員は

懇切丁寧に事情を聞き、必要によつては実情を調査して、それぞれの事情に適応した生活保護、里親委託、児童福祉施設への入所、その他適当な保護指導の措置をとらなければならぬ。

但し、児童福祉司、児童委員が右の措置をとらうとするときは、児童を単に経済的理由のみで家庭から引き離すことは児童の福祉にとつて適当でないことを十分理解し、児童をできるだけ家庭から引離すことなくその家庭に対して生活保護法の適用その他あらゆる指導援助をなして児童の福祉を図るよう努めなければならない。

四 公共職業安定所の利用

児童が就職するときは必ず公共職業安定所を利用するよう一般の指導に努めるとともに、許可を受けないで就職あつ旋をすることは法の違反となり処罰されることを一般に周知させることが必要である。

児童福祉司、児童委員等が児童の就職について相談又は依頼を受けた場合は、必ず所轄公共職業安定所に連絡をすべきであり、又児童相談所長がその取扱児童で職業に就かせる必要があると認めた場合は、所轄公共職業安定所に通報すべきである。これらの連絡乃至通報をうけた公共職業安定所では、これら児童の要保護性に即して迅速且つ積極的に就職又は職業指導の措置をとることが必要である。

四 仲介業者の排除根拠

児童福祉司又は児童委員が營利を目的として、児童の就職のあつ旋をする者を発見したときは、直ちに所轄警察署、労働基準監督署又は公共職業安定所に連絡し、それぞれ労働基準法、職業安定法による悪質仲介業者の排除根拠に努めなければならない。また、無料で就職をあつ旋することも許可を受けないでこれを反復して行う場合には職業安定法の違反となるから、かかるあつ旋者の排除是正についても、警察署、公共職業安定所等と連絡を密にする必要がある。

また、児童福祉司又は児童委員が児童福祉法第三十四条第一項第八号の規定に違反して營利を目的として児童の養育をあつ旋する者を発見したときは、直ちに警察署、児童相談所又は児童相談所に連絡してその排除根拠に努めなければならない。

四 児童福祉法にいう里親制度の普及

児童福祉法にいう里親制度の普及徹底を図り、既に已むを得ない事情のため他人に児童を預けることを余儀なくされた者が勝手に他人に児童を預けるようなことをしないで児童相談所を通じて里親制度を活用するよう、一般の警察指導に努めることが必要である。なおこの場合地区の児童福祉司又は児童委員に連絡相談させるようにしてもよく、連絡相談があつたときは児童福祉司又は児

児童委員は必ず必要な指導をするようにしなければならぬ。

第三、都道府県間並びに関係諸機関の連絡

家庭養育届用領行は単に一都道府県内で行われているばかりでなく、二以上の都道府県にまたがつて行われているものも数多くあり、またそれはひろく児童福祉法、労働基準法、職業安定法、学校教育法並びに人身保護法等の諸法規に関係するところが大きいから、プロタ打合せその他によつて都道府県間が迅速緊密な連絡に努めるとともに、この協議会等によつて関係諸機関が相互に緊密な連絡をとつて、これが円滑な処理にあたる必要がある。

4 適正な労働関係の保持

一、年少者の人権擁護運動実施について

さきに、婦人少年局でまとめた資料（いわゆる人身売買事件に関する報告書年少労働者の人身売買調査報告書）により明らかなように昭和二十五年六月までに満十八才未満

第一表 業種別被害児童百分比

（婦人少年局資料による）

時期区分	業種別	農	業	家 使 用 人	事 工 員	子 守	芸 者	売 春 婦	そ の 他	計
昭和二十五年 一月以前		六五・〇		九・二	九・二	四・六	一・八	一・四	八・八	一〇〇・〇
一月以降		一九・一		二・七	二・五	一〇・三	二・八	四・一	一・五	一〇〇・〇

の者が把握されたものは五四七件である。また基準局で昭和二十四年度に発見した被害者数九二九名、仲介者数は一〇三名を数えられる。特に最近の傾向としては、第一表が示すように特殊飲食店の接客婦等に著しく多くなつてきている。

いわゆる人身売買事件に対しては、各関係機関との協力のもとに、労働者として指導、取締及び保護処置を行つてきたが、今回の青少年保護育成運動にあつては、特に年少者の人権擁護の目的をもつて、この問題がとりあげられたので、労働者としては出光機関を動員して、次の要領で本運動を実施することとする。

従つて、出光機関は、この運動実施の手引に基いて関係機関との協力の下に万遺憾のないような協力体制をととのえておく必要がある。

二、実施事項

（一）広報活動

年少者の人権尊重及び労働関係合理化の思想を普及す

るために、いわゆる人身売買事件の実態を知らせ、労働基準法、職業安定法の周知徹底をはかるよう、次の啓蒙宣伝を行う。

1、ラヂオ放送（時の動き、或は労働の時間）中央で行うほか、ローカル放送の利用の可能な地区ではこれに準じて実施すること。

2、印刷物の作成配布

○ポスター（三万部） ○リーフレット（五万部）

これを配布利用するにあつては、身売り年少者の出身地、学校にもとより、特に受入れ先の使用者やそこに働く年少者に重点をおくこと。

3、定期刊行物、機関紙の利用（婦人少年局月報その他）

4、座談会又は講演会の開催

婦人少年局が主体となり、地域の各関係機関の協力を得て、県下一ヶ所又は二ヶ所の地域を選定して座談会又は講演会を開催する。この場合、身売り年少者の出身地や受入れ先等の各階層から、この座談会、講演会に参加させる。

（四）取締り法規の励行

労働基準法、職業安定法等にもとずき、年少者の人身拘束的な雇用や人権を無視した劣悪な労働条件を是正し又は悪質な仲介人を排除するため、特にこの運動を契機として、指導監督を行う。

1、労働基準監督機関による監督の実施

全国労働基準監督機関は、労働基準法第五條、第六條、第十四條乃至十七條、第五十八條、第五十九條等の人身拘束的な違反の発見につとめ、これを指導、監督する。

監督実施にあたり、特に留意すべき点は次のとおりである。

（一）他の取締り機関である警察にもとより、職業安定所その他関係機関と十分連絡を保ち、情報収集して、被害年少者の把握につとめること。

（二）いわゆる人身売買事件の被害者のおもな供給地である東北地方だけでなく、受入れ先である職業地、特殊飲食店の多い地方においても十分留意すること。

（三）職業地その他女子年少者を多数使用している業種の多い地方では、前述のいわゆる人身売買に直接関係する規定の違反だけでなく、長時間労働、休日労働、深夜労働、最低年齢その他年少者の人権を無視した劣悪な労働条件の違反についても十分監督すること。

（四）監督実施にあたり、昭和二十四年二月三十一日附基発第八九号、ならびに同年三月三日附基発第二六四号を参照すること。

2、職業安定機関による仲介人の排除

全国の職業安定機関は、悪質な仲介人を排除するために、次の要領で職業安定法の違反を是正指導する。

(1) 営利を目的とする職業紹介、又は無料の職業紹介であつても反復離脱するもの、或は委託募集等において悪質な仲介者の排除を図る。

(2) 無許可の職業紹介、労働者の募集は法の違反であることを周知させる。

(3) 青少年の就職については、必ず職業安定機関を利用するよう、一般年少者を指導する。

④

年少者に対する保護処置

被害をうけた年少者の具体的な保護処置については、昭和二十四年五月十四日附厚生省発児第四五号により指示されているとおり、年少者の個々の場合に最も適した処置がなされなければならない。そのため、各関係児童福祉機関が有機的に活動するのであるが、職業安定機関に新たな職業あつ旋の申出があつたときは、積極的に職業補導ならびに職業紹介を迅速に行ふこと。

5 少年を害する成人の取締

第四回青少年保護育成運動の実施については、その中心目標の一つとして少年の人権擁護の問題が掲げられており、警察としては本運動の一環として、少年を害する成人の取締に重点をおいて全国的な活動を展開することになった次第であ

る。

最近の少年犯罪は、別添第一、第二、第三表の通り依然として増加の状況にあるが、これら少年犯罪や不良化の原因については、いりまでもなく先天的な少年の素質と同時にその境遇等の外部的条件の影響による場合も多いのであつて、少年に悪影響を与える環境の浄化改善は、少年問題解決に当り是非考慮しなければならない。なかんずく、少年の心理を巧みに利用して犯罪を敢行せしめ或はその人権を無視して、いわゆる人身売買をなすが如き少年を害する成人の取締は、少年の犯罪や不良化を直接防止する上において、喫緊の要務であるといわねばならない。

昨年の第二回青少年保護育成運動期間中もこの種事犯の取締を行つたのであるが、その結果は別添第四表の通りで、合計六、一二五名を検挙している。

最近の検挙事例の報告によれば、金屬類の値上りに伴つて、少年を使喚煽動し、盗品を安価に買い受けるもの或は農村の不況につけこみ貧困家庭の子女に対する營利誘拐、更に淫行の強要、虐待酷使等の事犯が増加の傾向にあり、また盛り場その他特定の地域を根城として、不当に少年を自己の支配下におき犯罪や不良行為を敢行するものも依然として跡を絶たない状況である。

今次運動の実施にあつては、警察は検挙目標を概ね運動期間中におき、管内の諸対象に対して充分なる視察内偵を遂

けることとし、また視察内偵検査等にあつては、檢察庁、労働基準監督署、職業安定所、学校その他児童福祉司、児童委員、民生委員等と緊密な連絡提携を図り、この種犯罪を犯す者の一掃を期するよう格段の努力が要望される次第である。

6 こどもの人権擁護と家庭裁判所

一、こどもの人権擁護ということについて、家庭裁判所はどういう関係をもっているか。

家庭裁判所の少年部では、少年の保護事件と成人の刑事事件を取扱っている。少年の保護事件とは、非行少年自体に対し、性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うものである。成人の刑事事件とは、少年の福祉を害する成人の刑事事件について刑事の裁判を行うものである。両者ともに、こどもの人権擁護ということについて重大な関係をもっている。殊に後者は、いわゆる人身売買の問題に深い関係をもっている。

二、少年の福祉を害する成人の刑事事件といわゆる人身売買について

(1) 人身売買の概観

戦後の性道德の頹落経済的困難等から売春に身をおとす婦女が少なくない。なかんずく、いわゆるアブレゲールの自由思想にとらわれた少女たちが、些細なことから家

出し脱離して、売春に陥っている例が非常に多いのである。また最近農村などにおいて、こどもが多く経済的にもたゆまないことと、子女に対する浅慮な考えから、みすみす売春の道などに陥るであらうことを予測しながら、年若い娘が都会に出ることを默認し、或はすすめている向もある。

このような事態を利用して、利をむさぼるやからが甚だ多いのである。最近の少年事件ことに売春事件の背後には、このような傾向が目立つていようである。中には農村などに出向いて、魚心水心の婦女やその親たちに甘言をもつて誘い、都会によい就職口をさがしてやるといつてつれ出し、売春を業とする方面にあつせんし、多額の仲介料を取っているものもある。また家出浮浪して居住の場所もない少女に間を貸し、何くれとなく世話をしてやるうち、相手を紹介し、次第に売春の途にひきこむという向もある。そして彼等は少女たちの心理と弱点をたくみに利用して色々な恩恵を施し、或は脅迫的な態度で、少女等を手もとにひきつけておく、又必要に応じては同じような事を業としている人々相互において、少女のやりとり、いわば義がえをなしている。

こゝに明らかに人身売買の形態をとつた売春行為の背景がある。これらの行為に対しては刑法に触れる場合でなくとも、児童福祉法第三十四條違反として家庭裁判所

において裁判をなすわけである。(少年法第三十七條)

しかし、家庭裁判所としては単に檢察官からの公訴の提起をまつて始めてかゝる事件に關与するのみでなく、少年法第三十八條にもある通り、少年に対する保護事件の調査審判によりかゝる事件を發見したときは、これを檢察官又は司法警察員に通知し、この種の事件に対する少年法の規定の適切な運営を期することが必要である。

最近東京その他大都市の家庭裁判所においては、こうした方面に力を注ぐとする傾向にある。

四 幼児の売買貸与の絶滅

右の売春事件に關連し、売春を行う女子、これを利用する人々が、幼児を買取り或は借受けるといふ風習があるようである。これは彼等が取締の目をのがれるための偽装としてなすものである。殊に白人若しくは黒人との合の子が高価に取引されるということは、明らかにいわゆるオンリー・ワン若くは妻なることを偽装し、取調べをうけた際の言ひのがれをしようとするためである。

かくの如きは憲法に保障された児童の人權を冒瀆する最も露骨な人身売買と云える。家庭裁判所は、元來家庭の平和と子どもの福祉を護るべき使命を負わせられているのである。このような事実に対しては、家庭裁判所としても、深い関心を持つて与えられた任務を遂行することに努力しようとしているのである。

つまり新民法は、子供の福祉の保障という見地から、

未成年者の養子縁組の場合にも当事者のみでは縁組をなすことが出来ず、家庭裁判所の関与すべきものとしている。その他同法第三十四條には、前述の児童に淫行をさせる行為のほか、児童保護のための禁止行為として列挙した行為に違反した場合は、前述のように成人の刑事事件として家庭裁判所の裁判に附すこととなつてゐる。

現在成人の刑事事件といへば、殆んど多数の「児童に淫行をさせる行為」があるのみである。右の設例のような場合にも、今後積極的に手をうつて行く必要があるであらう。

三、少年保護事件における子どもの人權の問題

憲法の改正にとりなつて、旧少年審判所に代つて家庭裁判所が少年に対し保護処分を行う裁判所として充足した、その主な理由の一は、憲法の保障する基本的人權の問題にあつたのである。そこで家庭裁判所において、日々、子どもを取扱う者としてはまず何よりも、憲法の精神を体して子どもの人權を尊重していくことを心がけているのである。しかし、現実面においては、色々困難な問題があり理想どおりにはいつていない。

第一にまだ、家庭裁判所自体の人的物的陣容も十分でないし、また頼みとする收容保護施設も極めて不十分で拘留監禁、少年刑務所の既存施設の一部を少年保護鑑別所、少年

院に代用している状態であるので、われわれの心をいたましめる事象も往々にして発生するのである。理想のみを高く掲げるばかりでなく、こういつた現実の人的物的の少年保護機構の充実こそ、急務中の急務であることを痛感する。

第二に現在の少年保護機構は、その根拠法規も、児童福祉法、少年法、少年院法、犯罪者予防更生法などに分れているため、関係各機関がよほど密接に連絡協調していかないと、職務熱心なるが故にかえつて徒らにこどもをいじりまわす結果となり、保護の効果をあげないばかりか、人権を強く保障している憲法の精神にも適合しない結果が生ずるのである。たとえば、既に保護処分をうけた少年の古い余罪などをとりあげ、再び呼び出したり、場合によつては身柄を拘束したりしてせつかく更生しようとしつつある少年の前途を阻むようなことがないであらうか。又、既に、前の取調の機関で十二分に調査を行っているにも拘らず連絡がうまくいかないため、次の取調の機関で再びむしかえして少年に同じことを尋ねかえし、その少年の情緒の上に、好ましくない影響を与えることがないであらうか。そういつた点について、われわれは、関係各機関の連絡協調の十分でないことを痛感することがしばしばあるのである。

第三に、われわれは、少年の保護の形式化を排さなければならぬ。従来の裁判所は、とかく法律上の手続を、書類上とゞのえたことによつて人権が保障されたという自己

満足におちいつている点がなかつたであらうか。又、家庭裁判所においても、たとえば、形式上、保護処分の決定をし、あとは保護担当機関に書類を送つておけば大丈夫というような安易な気持ちに流れることがなかつたであらうか。

まず裁判所自身、そういう形式主義を脱却していくように心がけたいと思つている。だがこのことは、少年保護に関係するすべての機関についていわれなければならない。一せし取締などということがあると思ふし、また、保護施設においても徒らに、統計面の実績をあげることにのみ心を奪われてはならないと思ふ。

われわれは形式をとゞのえることによつて飽事おわれりとすることなく、少年の更生のために千思万考東奔西走をいとおね熱意をもつて、とかく、少年保護関係者のおちいりやすいセクショナリズムを一掃していきたいと思ふし、又われわれは、どんな些細な処分をするにあたつても子供の人権を尊重する気持を忘れず、常に慎重にして謙虚な態度を持していきたいと思ふ。

二、いわゆる人身売買対策要綱拔萃

一 いわゆる人身売買対策について

(昭二七・二・一四)
次官會議決定

いわゆる人身売買なる事実が、今日なお減少せざる傾向に鑑み、政府は、差当り、中央青少年問題協議会の決定せる左記対策を基本とし、関係府省一層緊密な連絡を保ち、具体的措置を講ずるものとする。

なお関係法令の整備、生活の安定等根本的対策についても今後十分な検討、研究を続けるものとする。

記

一、青少年を擁する要保護家庭について、適確な実情を把握し、生活保護の徹底、就職、授産、内職のあつ旋等によりその生活の安定を図ること。

二、職業安定機能を強化し、青少年に対する職業のあつ旋を積極的に行うとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。

三、児童福祉思想を高揚し、いわゆる人身売買の慣習を打

破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係民間団体等あい協力し、いわゆる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓発宣伝を図ること。

四、関係諸機関の連絡を更に強化し、嚴重な監督、取締りと悪質者の処分を徹底させること。

五、いわゆる人身売買として発見された青少年の措置については、その福祉に即し、保護の徹底化に努めること。

一 いわゆる人身売買事件対策要綱

一、趣 旨

個人の尊厳と民主主義とを基調とする憲法のもと、独立国として新発足しようとしているわが国に、いわゆる人身売買という非人道的事実がいまだに存するということは、まことに恥すべきことであり、その絶滅を図ることは、国家の重大な問題と云われねばならぬ。

古くからこどもの「身売り」と云われ、一部において長い伝統を有し、慣習とまでなっているいわゆる人身売買は、その由つて起る原因が極めて複雑且つ根深いものがあり、

簡単に断定することはできないが、断じて放任されてお

るべきことではなく、われわれは、次代を背負つて立つ青少年を廣い入れて業をなし、売買の仲介をして利をむさばり、青少年の人権と福祉とを全く無視した非人間的な行為を心から悔むと同時に憤りさえ覚えるのである。

国民の一部にかかることを生ぜざるを得ない社会的、経済的條件の存することに目をおおつことなく、根本的にそれらの除去に努めることは、政府および国民の責任であることを痛感する。

従来政府も国民も、これについてそれぞれの分野において協力し続けてきたことを認めるに吝かでないが、これが絶滅を期するには、政府は云うまでもなく関係者は一段と力をあわせ、国民の理解と協力をえて長期にわたる努力を必要とするのである。現在の状況において、かかることを最小限度にいとめるため、応分の尽力をすることは、青少年の不具化防止、保護指導を目的とする本協議会の使命の一つであると信ずる。

ここに差当り、現状の下において取りうべき対策の基本を定めて関係者による強力な実施を期待するとともに、民間団体の積極的な活動を望むものである。

二、こゝでいわゆる人身売買の意味

(省略)

三、「人身売買」の關係法規

(省略)

四、対策

一の趣旨に従い、差当り関係各官庁は、関係者とともに左の基本方針にそい、地方青少年問題協議会を通じ、国民の理解と協力をえて有効適切かつ強力な方法により、いわゆる人身売買の撲滅に当るものとする。

1、要保護家庭について適切な実情を把握し、生活保護の徹底、就職、授産、内職のあつせん等によりその生活の安定を図ること。

2、職業安定機関の強化に努力し、職業のあつせんを積極的に行うとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。

3、児童福祉思想を高揚し、いわゆる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係民間団体等、あい協力し、いわゆる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓発宣伝を図ること。

4、関係諸機関の連絡を更に強化し、厳重な警戒、取締りと悪質者の処分を徹底させること。

5、発見された身売り児童の措置については、児童の福祉に即し、保護指導の徹底化に努めること。

總審書第二十二号

昭和二十七年二月十二日

中央青少年問題協議会委員長 保利 茂

内閣総理大臣 吉田 茂

いわゆる人身売買対策に関する意見について

いわゆる人身売買が、今日依然として行われていることは、まことに憂慮すべきことであり、これが絶滅を図ることは、重要な問題であると云わねばなりません。

本協議会は、これが重要性を痛感し、審議の結果別紙「いわゆる人身売買対策要綱」を決定いたしました。

よつて政府におかれましては、右要綱の趣意により、有効適切な施策の樹立実施に努力されるよう中央青少年問題協議会令（昭和二十五年政令第百号）第一條第二項の規定により意見を提出いたします。

總審書第二十三号

昭和二十七年二月十四日

内閣官房長官 保利 茂

（各関係機関）

いわゆる人身売買について（依頼）

總記について中央青少年問題協議会委員長から意見の具申があり、別紙のとおり二月十四日の次官会議で決定をみましたので、これが実施に関し貴庁においても御協力方お願い

いたします。

一、通知

（1）厚生省養児第一五号

昭和二十七年二月十九日

厚生事務次官 富 崎 太 一

各都道府県知事殿

所謂児童の人身売買事件の対策について

總記については、昭和二十四年五月十四日厚生省養児第四五号都道府県知事宛厚生次官法務行政長官、労働次官、文部次官連名通知「親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されたる児童の保護について」によつて通知されており、かねてから、御配慮を願わしているところであるが、最近の社会情勢は、所謂人身売買を益々増加させ、それについて根本的な対策を講ずることは緊急の課題であるので、今回、中央青少年問題協議会において、別紙のとおり、所謂人身売買の定義とその基本的な対策要綱が定められ、二月十四日の次官会議において決定され、その線に沿つて関係各省がそれぞれ具体的対策を講ずることになった。ついては、貴都道府県におかれても、左記により、益々人身売買の対策に関する活動を促進されるよう御配慮を願いたい。特に本件については、市町村長と緊密な連絡の下に、充分その協力を得るよう配意せ

らいたい。

なお、関係各署も夫々の関係機関に対して、前記の基本対策要綱に沿つた具体的対策を通知しているから、都道府県青少年問題協議会を利用してこれら諸機関と緊密な連絡を保ち、総合的效果の達成に遺憾なきを期せられたい。

記

第一、定義、本通知で「人身売買」とは、中央青少年問題協議会で決定された如く、次のとおりであること。

「児童をしてその福祉に反するような労働又は不当な人身の拘束を伴う労働を提供させ、その対価として財物その他の物を給付することを内容とする契約又はこれを斡旋する行為」

第二、児童福祉思想の昂揚

人身売買の発生を未然に防止するためには、一方では家庭の貧困をなくして生活の安定を図ることが必要であるが、他方では、児童の人権を尊重する思想の啓蒙が必要であるから、人権尊重、児童福祉思想については、特に昨年五月五日に制定された児童虐待の普及宣伝等を中心として、特に左記の点について啓蒙を図ることに努めること。

一、児童を独立の人格者として扱い、児童の基本的な人権を尊重するという思想の啓蒙を図り、従つて、子供を親の所有物の如く勝手に処分するような封建的遺訓を根絶するように努めること。

二、児童を心身ともに健全に育成するためには、原則として、両親の家庭のもとで、且つ正しい愛情と知識と技術を以つて、育てなければならぬこと等の児童福祉の思想を普及徹底せしめること。

第三、要保護家庭の生活安定

家庭が貧困であるために子を売る例がすくなくないことに鑑み人身売買の発生を未然に防止するためには、家庭の生活の安定を図ることが最も効果的であるから、社会福祉関係機関は、特に左の点に留意し要保護家庭の生活の援護、社会的自立の促進等に遺憾なきを期することが必要であること。

一、児童養育困難者の積極的相談

単に家庭が貧困であるという理由だけでその児童をその家庭から引き離して他へ出すことは、児童の福祉にとつて最善でないから、経済的理由等で児童をどうしても手許で養育することが困難になつた場合には、すみやかに、当該地区担当の児童委員、市町村、福祉事務所又は児童相談所に進んで相談するように、予め一般の啓蒙指導に努めておくこと。

二、児童を家庭においたままでの生活保護法の適用等

前項の相談があつたとき、又は必要があると認められるときは、実情を調査し、保護の要件に該当する限り適切な生活保護法の適用その他のあらゆる指導援助をなすこ

と。その際、できるだけ家庭から児童をひきはなすことなく児童を家庭においたまま、生活保護法の適用等をなすように努めること。

三、保護受託者制度の活用

適当な職業に直ちには就けない児童について、その将来の自立を促進するため、保護受託者制度の活用を図るものとし、当該家庭等から保護受託者の許へ通勤し又は保護受託者の許へ同居して、独立自活に必要な指導を受けさせる等の措置等を考慮すること。

第四、職業安定機能の強化

児童が人身売買的ケースを辿る危険に立つことを防止するためには、予め、正規の過程によつて正當の職業に就くことができるようにすることが必要であるから、児童福祉機関は職業安定機関に協力して、児童の職業安定に努めること。

一、職業安定所への通報

家庭の状況その他から判断してすみやかに職業を斡旋しなければ人身売買的ケースを辿る虞のある児童については、福祉事務所長又は児童相談所長は公共職業安定所長に対し、職業斡旋を依頼すること。その際児童相談所長は必要な調査をなし、特に家庭の状況、児童の職業斡旋を必要とする理由、児童の希望就職先等を明記した書類（別紙様式）を添付すること。

二、職業安定所の積極的斡旋

勤労の通達を受けた公共職業安定所長は、別途労働省通知により、すみやかに相談に応じ、当該児童に即応した迅速な職業紹介を行うことになつてゐること。

第五、監督取締

人身売買のケース又は人身売買に発展する虞のあるケースがすでに発生している場合においては、これを可及的すみやかに発見し、第六の保護指導の具体的措置の迅速な適用を促すことが必要であるから、児童福祉関係機関においては特に次の方法に留意して迅速な発見に努めること。

一、児童委員、社会福祉主事、児童福祉司等の調査活動の促進

児童委員、社会福祉主事又は、児童福祉司は概えず担当区域内の実情の把握に留意し人身売買的ケースを迅速に発見するように努めること。実情の把握に当つては、児童の受入地においては、一定季節等に労力を求める特定の漁村地区、農村地区、又は特殊飲食店街地区その他従来他人の児童を引きとつて養育雇用する慣行のある地区等について、特に注意を払い、また、児童の出身地においては生活困難、問題家庭等で、その虞の予想されるものその他従来児童を他人の家庭に手放して養育雇用を依頼する慣行のあつた家庭並びに予想される仲介人の言動等について予め注意を払うように努めること。

二、同居届の施行

市町村長が中心となり、必要あるときに児童委員を協力させて、他人の児童を預り養育又は保護する者について、児童福祉法第三十條による同居児童の届出を助行させ、人身売買のケースの発見の端緒に資すること。このために市町村の児童福祉の係は、寄留制度、世帯台帳制度、住民登録制度等の担当係と連絡を密にし、住民登録法による児童の転入届等がなされる場合等には同時に児童福祉法による同居届を提出させるように努めること。

三、学校からの連絡

学校において、その児童、生徒、学生等につき、不就学、長期欠席、問題行為等の事由があつて人身売買がすでに行われた疑があり、又は行われる虞があると認められるときはすみやかに、福祉事務所又は児童相談所へ連絡することになつてゐるから、平素から進んで連絡を密にするように努めること。

学校からの連絡を受けた福祉事務所又は児童相談所は、直ちに実情を調査し、必要な措置を講ずること。この場合すでに児童が他の都道府県に売買されたと認めるときは、都道府県知事を経由して、当該児童の現に所在する地の都道府県知事に連絡すること。

右の連絡を受けた都道府県知事は、関係福祉事務所又は児童相談所をして必要な調査をなさしめ、すみやかに第六の具体的措置をとるようにすること。

第六、保護指導の具体的措置

右第五により発見された児童については、一方において、必要に応じ、使用者仲介者等成人の取扱いについて警察、検察庁、労働基準局へ連絡することになるが、他方当該児童については、保護の万全を期すること。特に、児童が発見された現在地（又は受入地）と児童の親の所在地（又は出身地）とが都道府県の地域をまたがることが多いから、関係都道府県間の緊密な連絡に留意する必要があること。この場合の取扱については、原則として児童の所在地の都道府県知事が具体的な保護の方法を決定すべきものであること。なお警察、検察庁、労働基準局等で人身売買事件として、使用主、仲介人等成人の刑事事件を取り扱うとき、当該事件に関する児童の保護については、福祉事務所又は児童相談所へ連絡することになつてゐるから、右の連絡を受けたときは、その児童の現在地の都道府県知事が、その児童の保護についての責任をもち、必要な措置等をとるべきものであること。

一、親元復帰の原則

売買された児童の保護については、親元へ復帰させることが原則であること。この場合において当該ケースが二都道府県間の地域にまたがつてゐるときは、児童の現在地の都道府県知事は、児童の出身地の都道府県知事に連絡し親元の家庭の現在の生活状況、児童を親元へ帰すこと

が適当であるか否か等について調査すること。

児童を親元へ復帰させる場合、児童の身柄を引き取るために、親元の家庭から直接引取に出向くことができないときは、原則として当該親元の所在地の都道府県の責任において、引取の措置を講ずること。

児童が親元に引取られた場合においては、同時に、出身地都道府県知事は、当該児童又はその保護者を社会福祉主事又は児童福祉司に指導させること等により、親元復帰後の児童の保護指導に努めるとともに、当該家庭につき生活保護法の適用その他の生活支援に努めるものとし、必要あるときは、右第四の取扱による職業紹介等の措置による保護受託者への委託措置に努めること。

二、児童福祉施設、里親、保護受託者等の活用

児童を親元へ復帰させることがどうしても困難又は不適当であると認められるときは、児童福祉施設、里親又は保護受託者へ現在の職場等から引き離して、入所又は委託の措置をとること。

この場合、原則として、児童の出身地の都道府県知事が、これらの入所又は委託の措置の責任を負うこと。

三、児童を現在地に置くこと

児童を現在の職場等でそのままひきつづいて保護することとが他の措置をとるよりも児童の福祉にとって一層適当であると明らかに認められるときは、社会福祉主事又は

児童福祉司の適当な指導監督によりその養育又は雇用を継続させること。この場合、児童の現在地（職場等の所在地）の都道府県知事の責任において行うこと。なおこの方法が許されるのは、「人身売買」の定義にも鑑みて極めて少数の場合に限られるべきであつて、例えば契約期間が長すぎる等の場合に、実情によつて取られ得るものであるに過ぎないこと。

この方法による場合は、特に次の諸点に注意すること。

(イ) 法第三十條による同居児童の届出がなされていないものについては、すみやかに提出させること。

(ロ) 労働又は養育の條件、労働契約等が違法又は不適当であるときは、これを合法且つ適当なものに改めさせること。この場合、必要に応じて、労働基準監督署等と連絡をとること。

(ハ) 義務教育年齢にある児童で不就学又は長期欠席のものについては、必ず就学させるようにすること。

(ニ) その職場等の使用主等が保護受託者として適格のものであるときは、法による保護受託者として登録させてこれに児童を委託することとすること。

別紙様式

要 就 職 二 者 緊 急 通 報

氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生 満 之
現 住 所	方
家 庭 の 状 況	詳記を要するときは別紙を添付すること。
就職を必要とする理由	詳記を要するときは別紙を添付すること。
本人に適すると思われる職業	

昭和 年 月 日

長 官

〇〇〇公共職業安定所長 殿

(2) 労働省收婦第三号

昭和二十七年二月二十日

労働事務次官

各都道府県労働基準局長
同 知 事 殿

いわゆる人身売買対策について（通達）

いわゆる人身売買事件については、従来も労働者保護の立場から各関係機関との協力のもとに、その防止、取締り及び保護措置に当つて来たが、特に、最近関係諸機関の努力にも拘らず、依然として、その跡を絶たないのみか、この種事件の悪化及び増加が各方面の関心を呼び起されてきているところである。中央青少年問題協議会においても、その強力な総合対策樹

立の必要を痛感し、昨年来努力してきたところであるが、今回別紙「いわゆる人身売買対策について」の通り、去る二月十四日の次官会議で、その決定を各關係官庁に別紙（参考）右協議会の基本方針に基づき、それぞれの出先機関に対し、具体的方針を指示することになった。

よつて貴職におかれても左記事項に留意し、これが対策実施については積極的な協力体制のもとに、本問題解決に万遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

一、労働基準監督機関の実施事項

1、啓蒙宣伝

(4) 公共職業安定所、婦人少年局地方職員室、検査庁、警察署、市町村役場、学校、社会福祉事務所、児童相談所、児童委員（民生委員）、地方青少年問題協議会、社会福祉協議会、婦人団体、青年団体等と緊密な連絡を保ち、あらゆる機会を通じて、本問題の啓蒙、宣伝を図ると共に、これら各機関、団体等協力して、本問題の解決を強力に推進するよう努めること。

(4) 新聞社、放送局、映画館、駅等に啓蒙宣伝文書の掲載又は、放送を依頼すると共に、学校の協力を得て、社会科等を利用して、生徒児童を通じてこの啓蒙宣伝を推進すること。

2、監督実施

(4) 都道府県労働基準局並に労働基準監督署は、労働基準法第五條、第六條、第十四條、第十七條、第五十六條、第五十八條、第五十九條等の人身拘束の違反につき嚴重に監督を実施すること。

特に悪質な仲介人については、斷乎たる態度で徹底的に監督を実施すると共に、管内において、この種事犯の多発する局においては、予め考慮して監督計画を樹立すること。

(4) 監督実施にあたり、警察署、公共職業安定所、市町村、福祉事務所又は児童相談所と十分連絡を保ち、情報収集把握につとめること。

殊に、警察署、職業安定所等については、元周旋を業としていた者、学校については、長欠者等の動向を調査して被疑事実の把握につとめること。

(4) 各都道府県労働基準局、労働基準監督署は、相互に緊密な連絡を保ち、被疑者、参考人等管外に捜査依頼を要するものは、速やかに、所轄労働基準局、監督署に捜査を依頼する一方、監督実施の結果「いわゆる人身売買」の被害者を発見した場合は、当該労働基準局、監督署において、自ら仲介人を捜査する場合の外速やかに被害者の出身地、所轄労働基準局、監督署に連絡し、仲介人の捜査を依頼する。局、署間の連絡体制を更に強化し本件の取締りにあたること。

(四) 職業地、集会地等の被害者受入地においては、職物工場、特設飲食店等における長期労働契約、前賃金相殺その他の人身拘束的違反の監督と是正に厳に留意すること。

3、事後の措置

監督実施の結果発見された違反については、直ちにこれを是正し、悪習違反については、所轄地方検察庁と連絡の上厳重に司法処分を付することを要請すると共に、被害者については、児童相談所又は社会福祉事務所に連絡する等被害者の保護措置を講ずること。

二、職業安定機関の実施事項

1、公共職業安定所を利用して、就職する慣習を啓発するに努力すること。

(四) いわゆる「人身売買」は、職業に就こうとする者又はその保護者が信頼してあつたを依頼することのできる機関を知らないために、悪質な仲介人に乗ぜられる場合も多いことを考慮して、職業安定機関の業務内容をより一層周知するに努め、職業に就こうとする場合は必ず公共職業安定所を利用する慣習を啓発するに努めること。

(四) 右のため職業安定機関は、都道府県青少年問題協議会その他関係あるすべての機関団体と密接な連絡を保持しあらゆる手段、方法によつて右の努力を傾注する

こと。

2、職業指導を徹底すること。

(四) 公共職業安定所は、学校の卒業年次にある生徒及びその父兄を対象とし、学校の行う職業指導との関連において正しい職業観の啓発に努めると共に、確固たる判断に基いた職業選択を為し得る職業知識を附与することに努めること。

(四) 右のため職業安定機関は、新規学校卒業業者職業確保業務取扱計画の中にこれを策定し、学校との密接な相互協力の下に組織的にこれを実施すること。

3、就職確保機能を強化すること。

(四) 公共職業安定所は、その業務機能を強化し、就職を希望する者に対する就職確保措置に万全を期すること。

(四) 右のため公共職業安定所は、社会福祉事務所又は児童相談所が、いわゆる「人身売買」の虐めある家庭の構成員又は既にその障害におちいつた者であつて、速やかに職業に就かしめなければならないと認める者につき、別紙様式による通報をなさしめるよう当該機関に協力を求めること。

(四) 公共職業安定所は、前号の取次を受けた者に対し、社会福祉事務所又は児童相談所と緊密な連絡の下に慎重な職業相談を実施し、速やかに退職に就かせ得るよう努力する外、公共職業指導所に入所することが適当

別紙様式

要就職者緊急通報

氏名及び年齢	昭和 年 月 日生 満 才
現住所	
家庭の環境	(詳記を要するときは別紙を添付すること)
就職を必要とする理由	(詳記を要するときは別紙を添付すること)
本人に遇すると思われる職業	

昭和 年 月 日

長 豊

〇〇公共職業安定所長殿

であると認められる者は、その入所をあっ旋し、その就職後の輔導に際しても社会福祉事務所、児童相談所等関係機関の協力を得て、これを十分に実施すること。

4、労働者の募集、供給、紹介行為は職業安定法に照し、違反者を摘発すること。

昭和二十七年三月一日

各都道府県教育委員会殿

文部事務次官 日高第四郎

いわゆる人身売買について

最近、いわゆる人身売買の問題はきわめて重大な社会問題となり各方面において種々論議をされておりますが、今般中

央青少年問題協議会においても、いろいろこの問題について研究した結果「人身売買対策要綱」を決定し、同協議会委員長から同対策の実施について、協力方の申入れがありました。このいわゆる人身売買については、人権保障上その防止につとめる必要があり、またその貴委員会においても、かかるべく協力下さるよう、別記協力実施上の参考事項を添えて、お願いします。

記

1. 目 標

- (1) いわゆる人身売買の意味と実情に關して、広く一般に理解させるようにつとめること。
- (2) いわゆる人身売買に關係ある法令には、いかなるものがあり、その内容がどんなものかを理解させ憲法精神を養うようにつとめること。
- (3) 封建的な道徳觀念の一掃をはかり、人権尊重の思想の高揚につとめること。
- (4) 学校と家庭との連絡を緊密にし、学校においては常に家庭の実情をはかり義務教育における就学の徹底をはかり長期欠席児童生徒に対する調査と指導を十分に行い、また高等学校生徒に対しても、できるだけ、その調査と指導につとめること。

なお、社会福祉事務所、児童相談所との連絡を密にし生活保護の道を講ずること。

- (5) いわゆる人身売買に關し、疑のある事例の起つた場合には、すみやかに児童相談所または社会福祉事務所に通報連絡し、適切な措置を講ずること。

また職業安定法の趣旨を児童、生徒及び保護者に正しく理解させ、なお職業選択についての指導を徹底させ、職業安定所との連絡を密にし、できるだけ職業のあつせんにつとめること。

- (6) 勤労青少年に対する職業教育の振興を図ること。
- (7) 使用主に対し、労働基準法の規定をよく理解するよう啓もうし、また勤労青少年に教育の機会を与え、その教育の振興を図ること。
- (8) 純潔教育を普及し性の純潔を尊重する精神と性道徳の高揚を図ること。

2. 実施方法

- (1) 公民館において、定期講座、討論会、講演会、展示会等を開き、人身売買防止の趣旨の徹底を図ること。
- (2) 成人学校、社会学校、青年学校等の教材中に、人身売買に關する事項、家庭教育の正しいあり方に關する事項を採用し、一般の啓もうに資すること。
- (3) 青少年団体等においては、男女交際の正しいあり方について指導し、健全なレクリエーションの普及につとめ、性道徳の高揚につとめること。
- (4) 婦人団体においては、子女の正しいあり方を指導する

こと。

(3) P.T.A.においては、父母と教師と協力して子女の教育の正しい方について研究し、子女の教育の振興を図り性道徳の昂揚を図ること。

(4) 人権第一九七号

昭和二十七年三月八日

民事法務長官事務取扱 村上朝一

法務局 局長殿
地方法務局

いわゆる人身売買について

いわゆる人身売買の問題は、重要な社会問題の一として最近特に各方面において論議され、人身売買防止のための対策が考案されているところであるが、今般別添のとおり、中央青少年問題協議会委員長の見解に基き、二月十四日の本官会議において対策が決定され、これが実施に関し内閣官房長官より協力方の依頼があつた。

この問題は、人権擁護上極めて重要であり従来各位に於てもこれが防止救済に努力されてきたところであるが、今回各関係機関が緊密に協力して全国に亘り総合的に本問題を取りあげる事になつたものであるから貴局において左記事項留意の上十分な効果をあげるよう御配慮願いたい。

記

一、管内人権擁護委員と協力し、人身売買を防止しその絶滅を期するための人権思想の普及徹底に特に努力するよう配慮すること。

二、本問題についての関係機関は、都道府県青少年問題協議会、教育委員会、社会福祉事務所、児童相談所、労働基準監督署、公共職業安定所、警察、検察庁、市町村長等であり、それぞれ本問題実施についての具体策を考慮している筈であるから、事件の処理その他必要に応じて緊密な連絡協力をはかること。

三、各局で本年四月一日以後受理する人身売買事件のうち、調査を行ったものについてはその都度別紙調査表に該当事項記入の上人権擁護局宛送付すること。(十八歳以上の者についての人身売買事件についても記入すること)

(5) 法務府 検務局 検務第五二七六号

昭和二十七年二月十九日

刑政長官 草鹿淺之介

検事 長
検事 正

御 中

児童に対する人身売買事件の取扱について

いわゆる人身売買の問題については、人権保障の観点から最近各方面において喧しく論議されているところであり、檢察の面よりみても緩がせにしないことは勿論であるが、今回文官会議において別添(イ)の如き決定があり、児童に対する人身売買事件については関係各官庁において右決定に基く「いわゆる人身売買事件対策要綱」の線に沿つてそれぞれ具體的対策を講ずることとなつた。ついでに今後この種人身売買に關連する刑事事件(以下人身売買事件という。)については、左記事項に留意の上、処理上遺憾のないよう期せられたい。

一、事件の範圍

世上人身売買といわれるものの意義は必ずしも明白ではないが、児童に対する人身売買事件とは、差し当りその罪名の如何を問はず「児童をしてその福祉に反するような勞務または不当な人身の拘束を伴う勞務を募集させ、その対価として財物その他を贈付することを内容とする契約またはこれをあつせんする行為」を内容とする刑事事件をいうものとする。なお、これと関連ありと認められる犯罪の主なものについて一覽表(別添(ウ))を添付したから参照されたい。

又右にいう児童については児童福祉法にいう児童(満十八歳未満)の意義にとられることはなく、広く青少年の意義に解して運用されたい。

二、事件の処理

右一に該当すると認められる事件の処理にあたつては、單に犯罪構成要件の捜査に止らず、事犯の因つて生じた諸原因、その背景又は温床たる諸事情等をも究明して社會的事実としての実体の把握に努めるとともに、この種事犯に介在して営利をこととする周旋屋その他の悪質犯罪者に対しては、可及的に懲罰をもつて臨むこと。

三、関係諸機關との連絡

今回の措置の目的とするところは、單に取締を強化すれば足りるというのではなく、関係諸機關相互に緊密に協力してこの種人身売買事件を根絶しようとするにあるのであるから、事犯の取扱にあたつては、特に次の諸点に注意されたい。

(イ) 平生より地方青少年問題協議会、労働基準局、公共職業安定所、社会福祉事務所、児童相談所、警察等の現地関係諸機關或いは事犯に關係の深いと思われる高等学校、中学校、当局等と緊密に連絡し、事犯の防止及び情報の交換に努めること。

(ロ) 事件処理後にもとより、捜査中においても、関係機關の行政措置上改善を要すると認められる事項又は參考となると思われる事項を認知したときは、速かに当該機關に連絡通報すること。

(ハ) 過去において、司法措置として遺憾がなかつたにも拘

昭和二十七年三月八日

国家地方警察本部刑事部長

各警察管区本部長

各都府県方面警察局長
(八) 大都市警察局長

らず、被害者をそのまゝ放任しておいたため、救済の策が及ばなかつたという事例も耳にしているので、事件処理後といえども、爾後の行政措置に欠けることのないよう児童相談所等の関係諸機関に連絡する等被害青少年の保護に万全を期すること。

四、報告

右一に該当する事件で特異又は重大なものについては、今後六ヶ月を限り刑事関係報告規程第六條に基く臨時的報告として報告(受理、処分、裁判結果、上訴及び裁判確定)について事件報告第一号、第二号及び第四号様式による)されたく、必要を認めた場合には恒常の報告事項に繰り入れる予定である。

尤も右に該当する事件であつても刑事関係報告規程第二條によつて既に報告事件とされているもの(例えば第一労働の三の1、4、8)については、従前通り同規程により報告されたく、この場合は同報告に「人身売買事件」である旨附記されたい。

なお、特に事件の処分報告に當つては犯罪事実のみならず、犯罪の動機、原因、背後の事情、児童に対する人身売買事件に該当する事由等をも詳記されたい。

別添省略

いわゆる人身売買事件に関する総合対策について

今般別添の通り中央青少年問題協議会が中心となり、いわゆる人身売買事件に関する総合対策を樹立し、これが実施に關し関係各機関が具體的措置を講ずることとなつた。

警察においても本問題については従来より重大な関心を持ち、その取締にあたつてきた処であるが別添内閣官房長官より依頼の次第もあり今後とも関係各機関との協力を密にし、これが実効があがるようその取扱に遺憾のないよう配慮されたい。

自治体警察にも連絡されたい。

(1) 最高裁判所家庭申第四三三号

昭和二十七年三月四日

最高裁判所事務総局家庭局長 宇田川 潤四郎

家庭裁判所長 殿

いわゆる人身売買について(通達)

(5) 刑務防第十号

標記について、このたび別紙のとおり、内閣官房長官から、当庁事務次長に、その対策の実施につき協力方の依頼があり、ましたから、家庭裁判所においては、特に左記に留意の上、保護の万全を期するよう、格別の御配慮をお願いいたします。

なお、左記(イ)および(ロ)により発見された標記事案の処理に当つて、標記事案を発見されたときは、そのつど該事案の概要を、当局に報告して下さい。

記

(イ) 青少年の人身売買の見地から人身売買に最も深い関係をもつ「成人の刑事事件」の取扱については、特に事案の形式的処理をさけ、背後関係等のは、掘に留意し、調査、審判により標記事案が伏在すること、若しくはそのおそれのある

ことを発見したときは、すみやかに少年法第三十八條の規定により、検察官又は司法警察員に通告するようにつとめること。

(ロ) 未成年者の養子縁組の許可についても、最近人身売買の一方法として、この種申立が利用される傾向があるので、今後ともその取扱については、特に慎重を期すること。

(ハ) 前各項の処理運営にあつては、必要に応じ、検察庁、警察署はもとより、学校、職業安定所、労働基準監督署、児童福祉機関および地方青少年問題協議会等の関係諸機関と密接なる連絡協調を図るとともに、相互間の情報交換につとめること。

三、いわゆる人身売買の關係法規

一、日本國憲法關係

(個人の尊重)

第十三條 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

第十八條 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

二、民法關係

(公序良俗)

第九十條 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

(未成年の養子)

第七百九十八條 未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。但し、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。

三、労働基準法関係

(強制労働の禁止)

第五條 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体ノ自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

(中間搾取の排除)

第六條 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

(契約期間)

第十四條 労働契約は期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものの外は、一年を超えたる期間について締結してはならない。

(労働条件の明示)

第十五條 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

① 前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違

する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

③ 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は必要な旅費を負担しなければならない。

(賠償予定の禁止)

第十六條 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第十七條 使用者は、前借金その他労働することを条件とする前借の債権と賃金を相殺してはならない。

(未成年者の労働契約)

第五十八條 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

③ 親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向つてこれを解除することができる。

(未成年者の独立賃金の請求)

第五十九條 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取つてはならない。

四、職業安定法関係

(有料職業紹介事業)

第三十二條 何人も、有料の職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業を斡旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合はこの限りでない。

③ 労働大臣が、前項の許可をなすには、予め許可申請者についてその資力の状況及び徳性を審査するとともに、中央職業安定審議会に諮問しなければならない。

④ 営利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第四項の規定による補償の金額に充てるため労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

⑤ 前項の者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反することによつて、損害を受けた者は、前項の保証金からその補償を受ける権利を有する。

⑥ 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定める額の許可料を納付しなければならない。

⑦ 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定審議会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定める手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

い。

② 第一項の許可の有効期間は一年とする。

③ 第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に關し必要な事項は命令でこれを定める。

(無料職業紹介事業)

第三十三條 無料の職業紹介事業を行わんとする者は、第三十三條の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

③ 労働大臣が前項の許可をなすには、予め中央職業安定審議会に諮問しなければならない。但し、労働組合法による労働組合に對し許可をなす場合にはこの限りでない。

④ 第一項の許可の有効期間は、二年とする。

⑤ 第一項の許可の申請手続その他無料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(直接募集)

第三十六條 労働者を雇用しようとする者が、前條に規定する方法で、自ら労働者を募集し、又はその被用者をして労働者を募集せよとするときは労働大臣の許可を受けなければならない。但し、通常通勤することができる地域から、労働者を募集する場合は、この限りでない。

(委託募集)

第三十七條 労働者を雇用しようとする者が、その被用者

以外の者をして労働者の募集を行わせようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

② 被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとする者が、その被用者以外の者に報酬金を与えようとするときは労働大臣の許可を受けなければならない。

（労働者供給事業の禁止）

第四十四條 何人も、第四十三條に規定する場合を除くの外、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用してはならない。

（不当な手段による職業及び労働者の斂斂）

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千万円以上三千万円以下の罰金に処する。

一、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由に拘束する手段によつて職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者
二、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者

五、児童福祉関係

（昭和二十七年九月改正による）
（四号の二、三省略）

（禁止行為）

第三十四條 何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一、不具奇形の児童を公衆の観覧に供する行為

二、児童にこじきをさせ又は児童を利用してこじきをする行為

三、公衆の娯楽を目的として、満十五才に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為

四、満十五才に満たない児童に戸戸について、又は道路

その他これに準ずる場所で歌謡、演説その他の演技を業務としてさせる行為

五、満十五才に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為

六、児童に淫行をさせる行為

七、前各号に掲げる行為をする虞のある者その他児童に

対し、刑罰法令に触れる行為をなす虞のある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされる虞があるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為

八、成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、營利を目的として児童の養育を斂斂する行為

九、児童が西親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基くものであるか又は家庭裁判所、都道府県知事、又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き児童の心身に有害な影響を及ぼす行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に

置く行為

③ 養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、上休不

自由児施設又は救護院においては、夫々第四十一條、第四十二條、第四十三條又は第四十四條に規定する目的に反して、入所した児童を酷使してはならない。

第六十條 第三十四條第一項第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千万円以上三千万円以下の罰金に処する。

③ 第三十四條第一項第一号から第五号まで、若しくは第七号から第九号までの規定又は同條第二項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

③ 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免れることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。

六、刑法関係

(淫行動誘)

第一八二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ動誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

(逮捕監視)

第二二〇條 ①不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

② 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ対シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス

(脅迫)

第二二二條 ③生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス(昭和二三法一二四本條改正)

③ 親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

(強制)

第二二三條 ①生命、身体、自由、名誉若クハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

② 親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ

③ 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(略取誘拐)

第二二四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三年以上五年以下ノ懲役ニ処ス

(營利誘拐)

第二二五條 營利、鬻賣又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又

ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

(国外移居誘拐、人身売買)

第二二六條 ①日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

②日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ売買シ又ハ被拐取者若クハ被売者ヲ日本国外ニ移送シタル者亦同シ(昭和一二法一二四本條改正)

(拐取補助、被拐取者收受)

第二二七條 ①前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

②營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス

(未遂)

第二二八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

七、学校教育法関係

(子女使用者の義務)

第十六條 子女を使用する者は、その使用によつて、子女が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

(子女使用者の義務違反の処罰)

第九十條 第十六條の規定に違反した者はこれを三千円以下の罰金に処する。

勅令第九号

(昭和二十年勅令第五四二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く婦女に売淫をさせたる者等の処罰に關する勅令)

第一條 暴行又は脅迫によらないで婦女を困窮させて売淫をさせた者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二條 婦女に売淫をさせることを内容とする契約をした者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三條 前二條の未遂罪はこれを罰する。

註 右勅令第九号は、昭和二十七年五月六日法律第一三七号

「ボツダム宣言受諾に伴い発する法務府関係諸命令の指置に關する法律」として継続存置されることになった。

参考通達 (昭和二四、三、三、基榮第二六四号)

特殊飲食店等における接客婦について

特殊飲食店等において店舗その他の施設を設け、所謂接客婦等売淫を行うことを業とする女子に、これを使用させるものは、たとえ形式的に店舗その他の貸借借契約であつても次の各号のすべてに該当する場合を除き、店主と接客婦との間に實質的な使用従属關係が存在するものと認められる。

(イ) 居室又は衣類等の貸借の料金が接客婦の豫高に關係なく一定していること。

(ロ) 食費の額が接客婦の豫高に關係なく一定していること。

(ハ) 名義の如何を問はず、接客婦の豫高の一部を豫高に充てて店主に支払つていないこと。

(ニ) 衣類、履物、什器等の貸与や新調が制限されないこと。

(ホ) 接客婦の外出又は外泊の自由が店主によつて制限されないこと。

四、女子及年少者の人身売買に関する報告書

(衆議院行政監察特別委員會)

前題の件 行政監察特別委員會設置に關する決議に基き別紙の如く報告する。

昭和二十七年四月 日

行政監察特別委員長 内 藤 隆

衆議院議長 林 譲 治 殿

(イ) 接客婦の營業が店主によつて貸貸されている店舗内に制限されないこと。

(ロ) 接客婦の休業又は雇業の自由が制限されないこと。

(ハ) 店主との間に金錢債務のある間、營業を継続することが約束されていないこと。

(ニ) 花代等の報酬を接客婦が客より直接その全額を受取ること。

(ホ) 營業時間外に店主が接客婦の金を預ることになつていないこと。

目 次

第一章 調査の經過	四
一、調査の動機	四
二、調査要求の趣旨	四
三、証人の喚問	四

第二章 調査の内容

一、人身売買の意義

二、人身売買の概況

三、人身売買の実態に対する監察

四、関係機構に対する監察

(1) 特設街を対象とするもの

(2) 農漁村を対象とするもの

(1) 労働者に関するもの

(2) 厚生省に関するもの

(3) 文部省に関するもの

(4) 警察機関に関するもの

(5) 青少年問題協議会に関するもの

(6) 関係各機構の連絡協調に関するもの

第三章 結論

第一章 調査の経過

一、調査の動機

本調査は昭和二十六年九月廿二日附を以て島田委員から当委員会に提出された「婦人及年少者の人身売買に関する件」に基いて、同日理事会においてこれを基礎調査することに決定したことにより行われたものである。

二、調査要求の趣旨

最近女子及年少者の人身売買事件が全国的に激増の傾向にあり、これが取締り並びに保護救済機関運用に関する総合的監察は、わが国民生活の促進並びに民生対策上緊急を要すると思料せらるゝに由る。

三、証人の喚問

先づ当委員会事務局に基礎調査を命じたところ、昭和二十七年一月二十五日に基礎調査報告書が委員長に提出されたので、これを検討の結果、二月二十五日の委員会に於いて、証人を喚問して調査することに決し、同月二十九日以降左記九名の証人を喚問調査した。

証人氏名

二月二十九日 新潟県地方検察庁次席検事 原 長栄君

警視庁防犯部長 渡辺健次郎君

新館カフェ協同組合組合長 野木与喜雄君

三月 三日	国家地方警察本部神奈川県 高座地区警察署 巡査部長	菊地 清君
" "	神奈川県職業安定課長	木城以未男君
" "	山形県民生兼経済部長	梅津 龍夫君
三月 四日	労働省事務次官	寺木 広作君
" "	厚生省事務次官	宮崎 太一君
" "	文部省事務次官	日高第四郎君

第二章 調査の内容

一、人身売買の意義

本来の意義——刑法第二二六條第二項の「国外に移送する目的をもつて人身を売買したる者は二年以上の懲役に処す」という規定をさすもので、所謂國際的犯罪を意味するものである（原証言）

法律上の意義——不当に自由を拘束するような勞務を提供させ、その代償として金銭其の他の財物を給付するという契約又はそのあつせん行為を意味する（渡辺証言、原証言）

行政上の意義——思慮の熟していないため、非常に不利な公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就く處れのある年少者の福祉保護の観点より、法律上の人身売買事件が取扱われている（渡辺証言）

二、人身売買事件の概況

(1) 増加の傾向

(イ) 新潟地方檢察庁における人身売買事件（児童福祉法違反、職業安定法違反、勅令第九号違反、性利予防法違反）の受理件数左の如し（原証言）

昭和二十三年	一九件
昭和二十四年	一五件
昭和二十五年	一九件
昭和二十六年	一一〇件

(ロ) 山形県内における職業安定法違反による人身売買事件の件数左の如し（梅津証言）

昭和二十四年	二〇件
昭和二十五年	一七件
昭和二十六年	四九件

(ハ) 婦女子の人身売買の受入地たる東京都（旧市内）

十三ヶ所の風俗営業取締條例に基く、特飲食、所謂赤線区域の店数及従業婦数左の如し（渡辺証言）

昭和二十年八月終戦当時	五三七軒	一、五〇〇名
昭和二十七年一月現在	一、〇八二軒	三、六五四名

(2) 増加の原因

(イ) 農村の不況——終戦直後三ヶ年は農村に就いては、比較的金銭収入も多かったが、昭和二十三年末頃より、生活困難者、次、三男や女子の離村者等が増加し、逐次身売りの現象が増加した（梅津証言）

(v) 法の空白——警察犯処罰令が昭和二十三年五月二日廃止となり、売春等処罰法の特例立法が第二国会に於て通過せず、公娼廃止後の娼家の取締は昭和二十三年五月二日以降空白となつたため娼家が激増した(原証言)

(c) 検査の機械化——昭和二十三年末、東京の戦災復興が栃木県に売られた事件を調査した際、福島、山形方面より栃木県の耕作地帯の農家に子供が前借金による長期契約にて作男として就労している事実が判明しこれが、人身売買事件として世の注目を惹き、爾来警察当局のこの方面に積極的活動を促したため、機物工場、特殊飲食店方面への人身売買事件が関係機関によつて発見されるに至つた(寺本証言)

新潟県に於ても県下一斉検査等の取締の強化によつて事件の受理件数の増加をみたといつてゐるのも、この間の消息を語つてゐる。(原証言)

(c) 世論の反映——検査件数の増加は世論が反映したことが大きな原因である(原証言)ことは、否めない事実である点特に留意すべきものと考へる。

三、人身売買の実態に対する警察

(1) 特飲街を対象とするもの

(a) 事件の概要

人身売買事件の特飲街を対象とするものの代表的形態

として本委員会に於て証言のあつた事件は左の二件である。

(イ) 新潟事件

十一名の新潟県の女が、悪魔屋に連れられ、新潟二丁目の特殊飲食店の業者小島清造のところへ売られた。その内の数名が一回となつて逃げ帰つたことがあるが、その以前から売られて行つた女の親の方から捜索願が出て居つたので、この逃げ帰つた女を取調べたところ、同様の運命のもとに働いてゐる新潟の女が相当居ることが判明したので、昨年五月二十九日、小島清造を逮捕し、検事拘留の上取調べたもので、目下公判中である。(原証言)

被疑者小島清造は新潟に於いて特殊クラブエー九軒を経営し、女を八十名かかえて居り、一年間の役額は千六百万円の多額にのぼり、その内訳は所得税八〇万円、娯楽飲食税二五〇一六〇万円、事業税二五〇一六〇万円、区民税六〇万其他五〇一六〇万円で、この収益は結局人肉から上るところの収益である(原証言)

本件は、その起訴の事実が職業安定法第六十三條二号の違反即ち女を公衆衛生上有害な業務につかせる目的をもつて雇入れたと云ふにあつて、従来赤線区域として容認乃至は、黙認されている特殊飲食店の業者を直接起訴したもので、これが有罪となれば、東京は勿

論全国の同業者にとつて致命的な打撃を受けるといふ極めて重要な事件である。(原証言)

(D) 周旋業者の檢舉事件

これは年少女子六十一名を特飲者に売り飛ばし、たらい回しにして前借を踏み倒し、少女を食いものにした事件で、被疑者は東京都足立区千住一〇三の二四、田中為三郎で、同人は終戦後婦女子のもぐり周旋業をしていたものであるが、昭和二十五年かねて博徒仲間で知合いの住所不定井垣米蔵(当時五十才)から茨城県多賀郡高萩町料理屋蕎麦谷村一方陸奥婦老厚みきを(假名当時十八才)の住居へ方を依頼されたのを奇貨として、海老原少女を連出し、東京都台東区浅草吉原町一の五特殊喫茶店大都博太郎方ほか二ヶ所に数日間住み込ませ、海老原少女の知らぬ間に前借金義で合計六万一千円を騙取し、踏み倒した上、静岡県熱海市御川町特飲嬢川エヨコ方に住込ませ、前記同様四万二千円の前借をなし、うち一万五千円を蒲島県下に住む海老原少女の母とよに、娘の身受金と称して自己の金の如く装つて支払い、妾として面倒をみる形として、全く自己の意のままに振舞うだけでなく、海老原少女は僅か六ヶ月で十万三千円の債務を負うか或は前借金欺の共犯となるかと云う悲惨な境遇に追い詰められるに至つたのである。(渡辺証言)

(H) 産出地(新潟県)の闇

(1) 被害者の経済的事情に就いて

新潟県は非常に大地主がある一方、貧農が多く、農家は必要な人手を残した外はことごとく他へかせぎに出すことが昔から行われて居り、女子は紡績女工として、京、大阪方面まで働きに出ることが有名である。

昨年の上半期(一月—六月の間)に於ける新潟県下の女工の就職件数は約一万件に近く、女子が家庭を離れることにより、紡績女工から売淫婦の方に落ちて行く傾向が非常に強い。(原証言)

(2) 被害者の社会的事情に就いて

新潟県は社会的には封建性が強く、親は子供に依存して生活することを当然と考え、財産のないものは結局女の子の働きによつて生活を維持する。(原証言)

被疑では「男の子と杉の木は育たない」と云われ女子の出生を喜ぶ風習があり(原証言)甚だしきは「私らは娘を奉公に出す以上、その主人が手をかけるといふことは当然覚悟している」と農家に奉公にやつて逃げ帰つた女子の母親が検事の前で抗議をしている、(原証言) 事実すらある。

(3) 好んで売笑婦となつた事実について

自分で好んで売笑婦になつたというような事例は殆んどなく、やはり、自分の家が困つておるのだから仕

方がないと云う考えで、それほど悪いことという感じを持たないで身を落している。大休調べた対象者は処女から直ちに売笑婦になつたという者はない。(原証言)

彼女等としてはさほど拘束されて売笑婦となつたという感じを持つていなくて、自由意志と考えているが、社会的或は経済的な要因の結果、目に見えない力によつてそうせざるを得なくなつてゐる事実を彼女等は認識し得ないのであり、教えてやればわかることである。(原証言)

(四) 受人地(東京都)の問題

(イ) 雇用契約の事実について

正式な文書による契約はほとんどなく、口頭契約が大部分である(渡辺証言)

売笑婦は全く自由職業で、業者はただ部屋を貸すのみで、その淫行には関知しないというのが従来法律上の雇用関係を否定する業者側の主張であるが、婦女子の淫行によつて得た金銭の二分の一を主たる営業の収入としている事実及実質的には雇入れの関係を有することが判明した(野本証言)

(ロ) 従業婦の届出の義務に就いて

籍に婦女子を雇入れた場合といえども現在のところ法による届出の義務はなく、従つて実態の把握は困難

である。(井上委員の質問に対する渡辺証言)

(ハ) 前借金(事実)に就いて

渡辺防犯部長の証言によれば、婦女の逃亡により未回収となる危険があるため、衣裳代又は什度料として二、三方円程度渡すのが通例で、親元へ三万―四万と直接渡すのは例外であるとのことであるが、周旋業者が娘の身受金と称して自己の金の如く装つて支払つてゐる事例は、挙げられてゐる。(渡辺証言)

(ニ) 従業婦の人身拘束の事実について

原検事は「買物に出る際、ママと呼ぶ中年の婦人が本人について行つて、ある程度の自由の拘束は絶無でない」と証言したのに対し、渡辺防犯部長は、「ママと称する者が、映画見物に一緒に行くとが、そういうことはあると思うが、特に監視するために常に誰かを付けて牽制するということはない」と反対的の証言を行つてゐるが、結局一緒に行くことは、暗々裡の監視を行つてゐるものといわざるを得ない。

(ホ) 募集方法の事実について

職業安定法により、有害なる業務として一般募集は禁止されているが、現在認められている店頭広告や縁故募集の外に周旋業者による募集や新聞広告なども行はれてゐる事実について、渡辺防犯部長は、営利を目的とする周旋業者にひそかに依頼して募集した違反事

件のあることを証言している。

(ハ) 特飲街は有害なる業務なりや否やの事実就いて

職業安定法第六十三條の立法当局である労働省に於いては、公衆道徳上有害なる業務というのには、淫売婦の如きものであるという解釈である(原証言)。又内務委員長の質問「特飲街の従業婦は職業安定法第六十三條の公衆衛生上又は公衆道徳上有害な業務と認めるか」に對し、寺本労働次官は「労働省としてはさう考へてゐる」との証言があつた。

公衆衛生上有害なる業務なりや否やに就いては、東京都衛生局予防課長、寺野野光氏は昨年十月二十七日新潟地方裁判所に於て赤嶺区域(旧遊廓地)の売笑婦は一週間に一回の検診をして居り、客をとつた前後に洗滌するのだから、性病感染から安全圏にあると証言している。(原証言)

これに對して東大の市川篤二教授は昨年十一月二十九日新潟地方裁判所に於て、一週間に一回の検診や洗滌で性病が予防できると思ふことはナンセンスだと証言している。(原証言)

又内務委員長及浦口委員の質問に對する宮崎厚生次官の証言によれば「風紀上又は人権尊重の上からは特飲街の存在は非常に困るが、性病予防の点からみると

ある場所を集つて目の届く方が梅毒伝播の危険をなくするのには一番よいと思ふ」と述べている。

(ト) 特飲街は黙認されているか否かの事実に就いて風俗営業取締法により社交場茶亭として公安委員会により営業は許可せられてゐるが、(渡辺証言)、昭和二十一年一月十二日の公娼廃止のとき、警視庁保安部長依命として、従来の貸座敷敷のものは慰安所となり、娼妓は接待婦として働くことを黙認され、業主は接待婦の収入の百分の五十以下を取得出来ることになつて現在に至つてゐる(野木証言)。

渡辺証言によれば旧遊廓地帯たる赤嶺区域というものは、慣例的にさういう地域が存在しているので、法律的には存在しないと述べている。

原証言によれば、「赤嶺区域は明らかに売淫を内容とする契約を結んでゐることを業者も認めてゐるので、直接勅令第九号で取締り得るのであるが、取締り外であるとなると、取締り官廳の腐敗の根元が出て來て、結局、法で取締り得るのだが、取締らないのだ。或はおれの手加減一つでできるのだというやうな制度になつてゐると、結局ボスの暗躍することになる」と述べ特飲防止のための集約温存主義に強い反対を表明している。

(ロ) 農漁村を対象とするもの

(一) 事件の概要

人身売買事件の農漁村を対象とするものの代表的形態として、本委員会に於て証言のあつた事件は次の二件である。

即ち

(イ) 山形県の少年八十名を神奈川県に売った事件

本事件発見の経路は、昭和二十六年六月二十三日頃、神奈川県高座地区警察署防犯統計係員が、管内の御所見村附近を巡視中、十四才位の少年が、夕方、見ずばらしい身装で素足のまま、とぼとぼ歩いてゐるのを目撃、事情を聴取したことによるものである。

山形県南村山郡上ノ山町、無職松田ツミ(60)は横浜市戸塚区下飯田町農鈴野キタ(42)と共に、山形県南村山郡上ノ山町無職小笠原ハルノ(42)外八名を使用し、昭和二十五年八月より、昭和二十六年八月まで、山形県の農村より、神奈川県高座郡の農家に八十名の少年を周旋し、この間手数料及び旅費として、一人当たり約二千五百円を受領していた。(菊地証言)

(ロ) 虚偽児童を農家に売り、保険金を詐取せんとした事件

前記松田の使用人であつた山形県南村山郡上ノ山町、保険外交員佐藤安治(62)は単独で、昭和二十五年十二月頃から昭和二十六年七月までの間に神奈川県高

座郡の農家に山形県の少年二十四名を周旋し、一人当たり二千五百円—三千円の手数料を收受していたが、更に同人は、東邦生命保険会社外交員の職務を利用して、山形県の虚偽児童を神奈川の農家に周旋し、随便の未死に洩らしめ、保険金を詐取しようとする計画、子供の親と相談の上実行したが、松田の検挙によつて新聞に露がれたため、保険金の詐取は未遂に終つた。(菊地証言)

(註) 右事件につき山形県民生部長より四月七日、本委員会委員長宛に提出した調査報告には「佐藤安治に關する保険金詐取事件として問題になつた児童は肺結核のため昭和二十三年九月十八日より国立山形病院に入院療養していたものであり、神奈川県には全然行つていなかった」と述べている。

(二) 受入地(神奈川県)の問題

(イ) 身売り児童の状況に就いて
右事件に於ける被害者の年齢は、次表の如くとなり、八十名中、少年は六十二名で、新制中学卒業後の就職先として人身売買による作男、作女の多いが目立つてゐる。

これらの被害者は、七割が農家の作男、三割が商店員、医師及び会社員等の女中に従事しており、被害者の実家(親元)へは、一人当り、年一万円—一万五千円が前金或は分割金で送られてゐる。(菊地証言)

年 齡 別	男 女 別		計
	男	女	
11才	1	0	1
12	0	0	0
13	1	0	1
14	5	3	8
15	9	2	11
16	4	5	9
17	8	7	15
18	9	2	11
19	2	5	7
20	8	1	9
21	1	2	3
22	0	3	3
23	1	1	2
計	49	31	80

又、被害者の給金については、高木（松）委員が、「何年間幾らというようなことで来てるのか、ただ食うだけ、青つてゆくだけのために来ているのか」と尋ねたのに對し、菊地証人は「大体三分の一くらい——約十七才から十六才くらいの中で、たとえげ月に千五百円というふうにきめておいた中から差引くものもあります。また、その二千五百円という金は、雇い主自身、松田フミに全部払つてゐるわけです。それで二十六年ごろにかかつたものの中には、子供の方の給料の中から差引いたものもあるわけです」と答えている。（菊地証言）

（ロ）雇用先の状況に就いて

旧來、神奈川県の農村では、その労働力需給の爲、山形縣から慣習として作男を雇つてゐると謂われているが、このことについての内務委員長の疑問に對し、木城証人は、古い昔に知らないが、大体東北地方が農

業その他の労働力の給源地としては非常に多いと答えており（木城証言）、高厚地方に於ける農業労働力に、
① 農家の二男、三男が東京或いは横浜に近い關係上、うちの農業に携はることが少い。

② 農業労働力の絶対数が少い。

等の理由により、これらの労働力の補足は極めて困難さるべき問題を投じてゐる現状である。（木城証言）
從つて、該地方の農家では、このことに苦慮し、例へば御所見村では、村長の手を延て職業安定所に對し、數回にわたり、労働力の補給を依頼したのであるが、職業安定所に於ては何等の斡旋をしてやることがなかつた為、止むなく、違法行為を遂行したというのが実情である。（菊地証言）

又、これら雇用先の農家は、大体中流以上の農家であるが、その被害児童に對する待遇は、食生活、睡眠等は充分で、奥家よりは良好（幸福）であると見られ

ている。(菊地証言)

しかし、中には、兄弟を慕つて、家出してゐる者があつた(菊地証言)。こと等より考えると、対社会的接觸の機会が殆ど与えられていない向きもあると思料される。

(一) 身寄児童の処置に就いて

帰郷希望、転職希望、現状維持希望につき調査したところ、親元及被害者共現状維持希望が多いが、転職を希望する者も相当見られるということは、就職先が必ずしも、本人の意思に添うものでないことを物語つてゐる。(宮崎証言)

ところで、関係諸機関が如何に、これら児童の事後措置をしたかということについては、極めて、行掛りのな安易さが見られるのであつて、子供の幸福ということを考えて時、山形県に帰省させるよりも、たとえ違法であつても現状維持の方が遙かに幸福であるという見方が強く(菊地証言)、殆どが所謂里親制度の適用に依つて解決され、実体は何等変わる筈がない。

しかし、里親制度の活用ということば、極めて複雑な問題であつて、「里親制度の活用」ということは、これこそが巧妙な人身売買の法をくぐる方法になるようなおそれがあるのではないか」という志田委員の疑問に対し、菊地証人はこれを肯定し、「あるいは、そういう

ふうなものに陥らないとも限りません」と証言している。(菊地証言)

尚、右事件被害者中、就学児童は現在一名で、これはその親主の家庭の状況が良い為であり、その他の子供に対しては、学校へ入れるという熱意のものは、皆証明書を持つてくるのであるが、証主自身が、これに対して何らの処置をしていないという結果になつてゐる。(菊地証言)

(二) 関係機関の処置状況に就いて

右事件に対する、各機関の連絡、協力は、各証人の証言に依つても、非常に不十分であつて、セクシヨナリズムの傾向が多分にうかがわれるのは極めて遺憾である。

即ち、右事件について、職業安定所が違法事実を発見したのは、昭和二十六年一月で、警察より五ヵ月位早かつたが、警察、労働基準監督署と連絡した経緯、及びその結果については明かでない(木城証言)。又、横浜労働基準監督署と高座地区警察署は、同年六月互に内偵中、偶然打つかり合う状況となり、爾来、本件の調査については、関係機関の協力は見られない。(菊地証言)

又、民生委員、児童委員及び社会福祉主事等の活動状況も、非常に低劣で、殆ど有名無実の存在を呈して

いる。(菊地証言)

更に、雇職安定課や児童課等の活動も極めて不活動でこの事件の事情を殆ど知らない。(木城証言)

或は、新聞等に載がれてから漸く、行き掛りの調査を行つてゐる実情である。(菊地証言)

(イ) 釜田地(山形県)の問題

(イ) 親元の状況に就いて

被害者の親元の職業は、農業、日雇、無職の順で、生活状態は中流以下が多く農業と言つても、五反一六反の田地しか持たないもので、然も、一毛作しか出来ず、日雇い人夫の労賃も一日二百円―二百五十円程度であるため、殆ど最低の生活を送つてゐる者である。

(菊地証言)

然も、長い間の慣習からその良心を磨滅して(高木(松)委員等問)、子供を私有視し、口べらしの爲には、子供を売るのも止むを得ないという考えが、未だに潜存している。(菊地証言)

例えば、本事件発見の端緒となつた少年の父は四人の子供を、作男、作女として売り、現在更に他家の幼男を養子とし、養見された少年に対しては、自ら神奈川県に出向き、その不仕末を大いに難詰して来たと称している実情である。

(ロ) 仲介者の状況に就いて

仲介者と親元との関係は顔見知り程度のもものが多く、他人の評判を聞いて親元から依頼に来たものもあるが、その実態は漸次悪質化して、謝礼金を出さなかつた家庭からは、雇用後の給料より差引いて受取つたり、雇主児童間に故意にトラブルを起させて、他に転職させたりした事実があり、極めて憂慮すべき事態を惹起している。

本件に於ける仲介者の周旋料は一人につき旅費として千円―千五百円、手数料として約千円、合計二千円―二千五百円を雇主より取得してゐる(菊地証言)が、更に親元よりは、三百円―四百円又は本炭、野菜等を受領してゐる。これらの仲介者は、雇主から「職業安定所では何もしてくれないから、そういう世話人があるなら、そこへ頼もうじやないか」と、歓迎されている傾向である。(菊地証言)

(ハ) 関係機関の処置状況に就いて

右事件に対する山形県側の調査及び処置状況は極めて不活動で、実地調査は、土ノ山現地に於ける調査のみであり(梅津証言) 志田委員の尋問に対し、梅津証人自身、問題の重大性に鑑み、確かに不十分であつたことを認めている。(梅津証言)

又、神奈川県側の調査に対し非協力的であつたといふことについても山形県側としては、新聞等に誇大に

発表されたため、意外に感じた点から、止むを得なかつたとこれを肯定している。(梅津証言)

更に被害児童の処置については、山形県側としては親元の生活状態から考えて、むしろ子供の幸福だとし、家庭の生活を維持する為、子供達が苦勞を忍んでいるのを当然だという様な傾向とも見られる。(梅津証言)

本事件に対する山形県関係機関の活動は此の如くであつて、神奈川県の係員が山形県に出張したことについて、何等の協力を得られず(菊地証言)当委員会の要請に依り、漸く係員を神奈川県に派遣し、被害児童の調査を行うに到つた状況である。

(二) 山形県に於ける人身売買の原因に就いて

山形県は、積雪寒冷地帯で農民の経済力が弱小であるため、昭和二十三年の暮當時から、農村の生活が困難になるに従い、人身売買も漸増したが特に山形県に於て人身売買事件の極めて多い理由は決して経済的理由のみに依るものではなく、①神奈川県その他労働力需要地と従来、連絡調整が円滑に行われていなかったこと。②昔からの風習が未だに温存されていること。

③人権擁護精神の不徹底。④関係機関が所謂お役所仕事ですませ、熱意を欠いていたこと。等が他府県に比し極めて顕著であつたことに依るものと思料されるも

のである。(以上梅津証言)

四、関係機関に対する監察

1) 労働省に関するもの

(イ) 職業安定法及びその関係機構

職業安定法は人身売買の取締規定として最も適用の多い重要な法律であつて、有料職業紹介の禁止(第三十二條)、委託募集、報償金授与の許可制限、(第三十七條) 不当な手段による職業及労働者のあつ旋の禁止(第六十三條第一号)、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就労さす目的で職業及労働者のあつ旋の禁止(第六十三條第二号)等、は極めて重要な條項である。

右法律運用の指導監督機関としては、職業安定局及各府県職業安定課、並びにその下部機構として、全国四十六箇所の公共職業安定所が存在し、一一、八〇〇名の職員が配置されている。(寺本証言)

(ロ) 法規適用上の問題

右法規は従来周旋業者の取締に対しては有力なる適用規範として実施されて来たが、事実上周旋業者にあつ旋を依頼し、又前借金を支払うのは受入側の業者であるが、これに対する職業安定法の適用としては、「職業紹介」の求人要件と、求職要件の事実認定、「募集」か「あつ旋」かの認定等極めて立証困難な事情があつて、六十三條の如き処罰業者に対する処罰の適用等も

赤穂区域から被虐待の場合は極めて困難である。(原証言) 作男を雇入れた神奈川県の農家の場合に於ても、農家が周旋屋に依頼し、作男の両親に前借金を支払っている事実が存在するにも拘らず、殆んど延滞を免れて居り、又梶子を雇入れた山口県の漁撈家に対しても全然延滞は行われていない。

四 機構運営の問題

一般に職業法違反の意見に対しては、職業安定所が第一義的な責任を持つものと解されているにも拘らず(渡辺証言)、従来職業安定所自体が発見処理した人身売買による職業法違反の事例は極めて稀少である。

人身売買のおそれのある業態の雇主(中小の紡績工場、農家、漁撈家、特設店業者等)に対する日常の監督指導が行われていないことは、業者の証言によつてもうかがい知り得るところである。(野本証言)

職業安定所の配置が都市中心であるため、農漁村方面の労働需給に関しては比較的隔却されて居り(寺本証言) そのために人身売買発生の原因をなしていることも否定し得ぬところである。

農漁村の求人、求職希望者に対する職業あつ旋については、季節労働者の場合は可成りの成績を挙げているが、(寺本証言) 都市に遠い貧困農漁村の義務教育終了者に対する恒久的職業のあつ旋及就職のための職

業指導又農業労働の求人に対する監督指導等については今後特に注意する必要がある。

(ウ) 労働基準法及び関係機構

強制労働の禁止(第五條)、中間搾取の排除(第六條)契約期間の制限(第一四條)、前借金と賃金相殺の禁止(第一七條)、等は人身売買に関する適用條文であり、特に周旋業者の集約に當つて、第六條の適用が行われている。

右法律運用の監督機関たる労働基準局及各府県労働基準局及其の下部機構たる労働基準監督署に司法上の捜査権等を附与された強力な機関である。

(イ) 法規適用上の問題

使用者が労働者を雇入れる際には、例えば労働基準法の適用を除外されている家事使用人として雇われた後、農業その他の実務に就かせている場合に於て、労働基準法違反の事実が存在しても、これを発見することは相当困難である。(寺本証言)

又親が子供に代つて労働契約を結んだり、給料、労働時間、待遇等が明示した事実と相違した場合も亦労働基準法違反となるのであるが、(寺本証言)

実際にいける違反の立証によつて使用者側が処罰せられた例は殆んど存在しない。

又雇用手続の制限が設けられているが、事業主が年

離の確保をしなければならぬと云う根拠法則が存在しないため、年齢制限の條文違反を適用し得る場合が多い。(原証言)

付 機構運営上の問題

人身売買に關する右の法律違反の発見及び処置については、大部分警察の活動の事後に於いて行われている。これは従来主として警察の行つて来たものを労働立法による行政犯として、第一義的には労働省の機関が担当することとなつた事情もあるが、(寺本証言)従来大規模の適用事業場に重点が置かれて、特に人身売買のおそれある中小の事業場や農漁村の事業主に対しては積極的な日常の監督指導が行われなかつたことも看過出来ず、この方面への立法上及び行政上の配慮が必要である。

(一) 調査機関

人身売買等女子及年少者の労働に關する専門の調査を行い、労働基準局の出先機関を設置する機関として婦人少年局及その下部機構として各府県に婦人少年局分室が設置されている。(寺本証言)

婦人少年局は労働條件の保護又は違反の取締を行うものではなく、婦人及少年に關する一般的な問題について調査して、單に労働基準監督機關に助言勧告を行うのが主たる業務であつて、助言勧告の採扱は監督機關の任意

にまかされている。従つて婦人職員をもつて構成された右機関の特色ある調査活動が、実務行政面に与える効果は比較的僅少であり、又調査の範囲が労働基準法關係に限定される傾向もあり、婦人及少年の人身売買の如き機安、労基、児童福祉等に属する調査に於いては、婦人少年局の調査意見を關係機關に対し積極的に採扱せしむる道を開き、そのための必要なる権限が附与せられるべきである。

(2) 厚生省に關するもの

(イ) 児童福祉法及び關係機構

児童福祉法第三十四條の各項に掲げられた行為の禁止規定は、いずれも人身売買取締に關係し、なほなく、「児童に淫行をさせる行為の禁止」(第六号)は直接児童の雇用主に対する処罰であり、又「禁止された行為をなす處ある者に対し、児童の引渡し又はあつて旋する行為」(第七号)、「正当な職業紹介機關外の者による營利的児童養育のあつて旋行為」(第八号)は所謂周旋業者に対する有力なる処罰規定である。

児童福祉法に關する行政機關としては、厚生省児童局の下部機構として各府県民生部児童課が置かれ、児童福祉機關として児童福祉司、児童委員(民生委員が兼任)が夫々配置され、人身売買の原因、実情の調査発見等に努め、事後の保護に就いては被害児童を養育へ帰すこと

を原則として、児童相談所その他の児童福祉施設又は里親、養親（保護受託制度）等への委託による保護を行っている。（官制証言）

（イ）法規適用上の問題

「児童に虐待する行為」（第三十四條第六号）の処罰規定を適用するに當つて「届主が、前十八才未満の児童を成人に達した際迄行させる約束の下に子守その他の家事使用人として雇入れた場合など右罰則の適用は甚だ困難である。（原証言）

又「四親等以外の児童を、その親権者の手から離れて同居させている者に対して届出の義務」（第三十條）が課されて居り、この條文は人身売買の事件の防止及発見に役立つ規定であるが、実際には人身売買の虞のない者のみが届出されていて、一般に周知不徹底であり、又届出の履行も徹底していない。（官制証言）

届出を履行させるために、住民登録法の施行の際市町村の戸籍係と連絡の上充分之を明らかにすることが必要である。（官制証言）

（ロ）機運運営上の問題

児童福祉機関たる児童委員や児童福祉司等の人身売買に対する保護活動は、通常警察の事犯となつてから始めて積極化するのが実情である。（梅津証言）

従つて児童福祉機関にその人を得ることは誠に重要

であるが、神奈川県警察署巡査の証言によれば、児童福祉司自身の家に山形から子供が雇われて居り、而も所管地区の六十名以上にのぼる人身売買に就いて何等積極的福祉活動が行われていないと云われている。（梅津証言）

（ハ）罰則証言

里親制度及び保護受託制度（養親制度）は、児童相談所が中心となつて、児童福祉司、児童委員、社会福祉事業等の連絡の下に府県知事の審査を経て登録された上で運営されている。（官制証言）

人身売買による被害児童及び買主に対する事後処置として、里親制度及び保護受託制度に切換えられた例があるが、これは児童が使用主の許にとどまる希望の申出があつたり、又養元が養育上不適當と考えられた場合に適用されたものであろうが、元来労働力の不足を補う目的をもつて雇用された関係に対して養育を主とする里親、里子の関係に切換え、又人身売買による低賃金労働によつて漸く経営を維持し得る業態の経営者から職を見習うための里親、養子の関係に切換えることは、右二制度創設の本来の趣旨に反するおそれがあるのみでなく、被害児童の恒久的な希望達成への道を願望することなく単に里親となつた買主に対して低賃金労働力を温存せしめるために間接地方公共団体より扶養料を支払う結果を招来するおそれがある。

(ロ) 生活保護法及び関係機関

身売り児童を出て生活困難家庭に対する事前及事後救済として、生活保護法の適用が考えられるが、人身売買事件の発生し易い家庭は、生活保護法適用の一手事前の生活状態にあるものが多い。(宮崎証言) 従つて、事件発生前に就いて生活保護の手が差しのべられるよう、生活保護法適用範囲の拡大と、事前発見の努力が必要である。

生活保護法の関係機関としては、厚生省社会局の下部機構としては各府県に社会課が置かれ、社会福祉主事及民生委員が夫々配置されているが、民生委員は従来の制度が改められ、単に意見を述べ又申出に協力する機関となつたため、活動の積極性を失つたと謂われているが、(宮崎証言) 社会福祉主事と民生委員との協力態勢については現行委員制度の再檢を要するものがある。(宮崎証言)

(ハ) 性病予防法及び関係機関

婦女の人身売買の温床と謂われる淫行を業態とする特飲店に關係ある性病予防法は、厚生省公衆衛生局及びその下部機構として各府県予防又は衛生課に於いて行政的措置が行われている。(宮崎証言)

所謂赤線区域と呼ばれる集娯楽域の存在に対しては、宮崎厚生式官は、性病予防法の見地からは之を肯定して

いるが、(宮崎証言) 一週間に二回の検診をもつて安全圏にあるとする東京都予防課長と謝野氏の公判証言に対しては、行政上は肯定出来ぬと述べ、又児童福祉の立場からは、人権の尊重や婦人の自由権を犯す弊害が生じ易く、従つて的確なる策ではないが、止むを得ざる処置であると述べている。要するに公衆衛生上は散娯に比較して有害ではないが、公衆衛生上は有害な地域であるという認識と思われるが、公衆衛生上行政的措置が比較的容易であると云うに止まり、医学的にも梅毒検診の統計がなく、散娯と集娯といずれが性病予防上安全圏であるかはにわかに断定は致し難い。従つて集娯存続の有力なる根拠となつてゐる公衆衛生上の行政的肯定は極めて検討を要するところである。

(3) 文部省に關するもの

学校教育法第十六條は、要就学児童を使用する者は児童の義務教育を受けることを妨げてはならぬことを規定して居るが、法律上の親権者及保護者に入らない使用者の場合には、就学に対する義務規定が欠陥しているため、人身売買等によつて雇入れた児童の就学保護については、児童が就学を希望しない故、妨げるにあらずという云い逃れが出来、この点改正の要ありと思料せらる。

人身売買防止策の一環として文部省は義務教育修了者の就職あつ旋については労働省と協力して充分力を注ぐべく

努力しているが（日高証言）、職業教育、職業適性検査等に一層の工夫と努力が必要である。

純潔教育に関しては、主として個人指導にゆだねるべきで、性の事実については生物学的知識を与えることになつてゐるが、（日高証言）性知識の背後に倫理的価値判断が与えられなければ、却つて知らざるより危険となり、純潔教育の実施には充分なる検討が必要である。（日高証言）長期欠席の児童についてはよくその家庭との連絡を密にして、人身売買を未然に防止すべきである。（日高証言）

(4) 警察機關に關するもの

(イ) 勅令第九号及び関係機密

勅令第九号が「婦女をして暴行、脅迫によらないで、隠匿せしめて売淫をさせた者」（第一條）及「婦女と売淫を内容とする契約を結んだ者」（第二條）に対する処罰を規定した業者に対する売淫取締法規であるが、従業婦が雇主からの報復を恐れて、自分は自発的に売淫したのであるとの供述をした場合は、右の法にいう隠匿せしめた」とことはならず、又売淫を内容とする契約は、部屋を借りて、任意に客をとつてゐるとの供述があれば、第二條に該当せぬこととなり、實際の適用は立証の点に於て困難な実情にあり、又罰章も比較的輕いからみがある。

(原証言)

右の取締機關としては、国警及び日警が之に當つてゐる

が、受入地が比較的都市に集中しているため、主として自警管内に於いて右事犯が多く発生している。しかるに都市における特飲街が、取扱上勅令九号の外に置かれてゐるとすれば（野木証言）、結局右法律の適用は極めて不明瞭となるおそれがある。

(ロ) 地方條令及び関係機密

売淫を直接取締る條例が施行されている地域は、東京都、新潟県、宮城県、別府市等であつて、その施行されている地域は部分的である。（原証言）

従つて売娼婦及び風俗営業者に対する取締の強度は、地方によつて異なり、又各地方の條例もそれぞれ取扱上の差異が存在する。然るに売淫のための婦女の人身売買事件が他府県にまたがる場合が多いに拘らず、取締規則の統一性がないために、捜査上種々の困難が予想される。従つてこの弊害を除去するためにも、この種の雇主に對する取締の強力なる特別立法の措置が要請される。

(ハ) 行政犯の取締の問題

人身売買に關係ある職安法、労基法、児童福祉法等による取締りに對しては、夫々の特別官庁を第一義的責任と考えて、警察としては刑法定に重点が置かれてゐるため、東部警察官の善意が欠けていると云われるが、（豊田証言）主管官庁も亦本来の保護及び予防の行政面に重点が置かれてゐるため、実情としては人身売買の如き行政

犯の発見も亦警察に依存せざるを得ない。従つて現状としては、警察官が行政犯に対して刑法犯同様の熱意を持つよう、又行政的知識の涵養に努むる必要がある。

(四) 青少年問題協議会に関するもの

昭和二十五年四月三十日政令第一〇〇号により内閣に設置され、その後適議によつて各府県に設置されたものである。(海津証言)

同協議会は人身売買に關係ある行政機關及び民間有識者によつて構成され、各省各局におかれては諸問題を討議して、相互の連絡協調をはかり、対策を樹立する合議機關である。(宮崎証言、寺本証言)

同協議会の實際上の活動としては、人身売買に関する行政機構に対する具体的改善案を提出したことはなく、(寺本証言)中央に於いては主として情報交換や警察対策の協議が行われ、地方に於いては、事件の事後調査や啓蒙宣伝乃至社会教育計画等が実施されている。従つて同協議会が地域的に錯雑せる行政機構に対し、統一ある強力なる行政力を發揮し得るためには、協議会の権限、予算等についても再検討の要があると思料せられる。

地方青少年問題協議会に於ては、特に民間の有識者の積極的活動を容易ならしめ、單に教育家、社会事業家のみでなく、農漁村の貧困家庭の奥情に体感的に精通した積極的な民間人の参加を考慮すべきである。

(四) 關係機構相互の連絡協調に関するもの

婦人児童に関する行政機關が極めて複雑多岐にわたつてゐるため、各機關の責任觀念が薄く、又権限争議などの發生するおそれがある。寺本所働次官及び宮崎厚生次官は多くの眼で見ていつた方が子供の保護問題に眼が届き易く、(寺本証言)又連絡協調の問題は青少年問題協議会の運営によつて補われる。(宮崎証言)と述べているが、青少年問題協議会は前述の如く單なる各省各局の協議機關で、中心のない存在であり、殊に地方協議会に到つては、中央より何等の予算措置が講ぜられていない為、経費もなく中心となる機關がない。従つて各機構の末端に於ては、重層連絡協調の円滑を欠く実情も看過し得ざるところであり、人身売買に関する諸法律の整備と共に、行政機構簡素化による行政力の集中、移くとも応急措置としては、青少年問題協議会の改善に極めて必要であると思料せらる。

第三章 結 論

(本文二三三頁参照)

五、判 例

判例一、

赤間初三郎にかゝる商業關係の
所謂人身売買事件

(宮城労働基準局)

一、被疑者

日雇 赤間初三郎 (四十七才)

二、違反條文及び罰條

労働基準法第六條(中間搾取の排除)

同 第四百十八條(一年以下の懲役又は一万円以

下の罰金)

三、違反事實の概要

被疑者は終戦前は芸妓の周旋を業としており、終戦

後暫く中止していたが、昭和二十三年九月仙台市内昌誠

博抱娼妓連勝たつ子を宮城県本吉郡気仙沼町広沢千代吉

方に周旋し、約八百円を得たのを始めとして、同年十二

月に至る間前後十一回にわたり女子十三名を気仙沼町、

仙台市、一関市内に周旋し、周旋料各八百円乃至三千五

百円を收受したものである。被疑者は右のような周旋が
法律上禁止されていることを承知の上新聞紙上に数回に
わたり女給募集の広告をなす等専ら娼妓の周旋を業とし
て来たものであり、最近監督機關の調査がその身邊に及
ぶを知ち、直ちに周旋せる業者と連絡し、その証拠隠
滅を図る等その行為は悪質なものである。なお、被疑者
は既に周旋業に絡む詐欺横領罪により二回懲罰されてい
る。

四、送 検

昭和二十四年三月五日

仙台地方檢察庁

五、起 訴

昭和二十四年五月二十八日

仙台地方裁判所

六、判 決

判 決

本籍並住居 仙台市元寺小路十三番地

日 雇

赤間 初三郎

明治三十六年三月二十七日生

本籍 宮城県本吉郡気仙沼町高八日町九番地
住居 同県同郡同町高八日町九番地

特殊喫茶店業

廣 沢 千代 吉

明治二十一年七月十五日生

主 文

被告人赤間初三郎を機役六ヶ月に、被告人広沢千代吉を罰金三千円に処する。

但し被告人赤間に対しては本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

被告人広沢が右の罰金を完納することが出来ない時は金百円を一日に換算した期間間被告人を労務場に留置する。

事実の要旨

被告人赤間初三郎は

法定の除外事由なく

第一、昭和二十三年九月頃前記相被告人広沢千代吉方居書住居で同人に対し機役たつ子（当十七才）を同人方の女中として雇旋しこれが謝礼及び諸経費として右広沢から汽車賃を含めて金千参百円を

第二、同年九月十日頃同県同郡同町字釜の前二〇ノ一

特殊喫茶店つむや事坪田長治方で同人に対し阿部トシ

子（当二十三才）を同人方の女中として雇旋しその報酬として右坪田から汽車賃を含めて金八百円を

第三、同年九月十五日頃前記坪田方で同人に対し齋藤ゆり子（当二十二才）を同人方女中として雇旋し、その報酬として右坪田から汽車賃を含めて金五百円を

第四、同年九月三十日頃前記広沢方で同人に対し中野秀子（当二十一才）を同人方の女中として雇旋し、その謝礼及び諸経費として右広沢から金千三百円を

第五、同年十二月十五日頃前記広沢方で同人に対し松井富貴子（当二十六才）を同人方の女中として雇旋しその謝礼及び諸経費として右広沢から金千参百円を

それぞれ受領し以て有料で職業紹介事業を行い他面他人の就業に介入して利得を得

被告人広沢千代吉は

居書住居で特殊喫茶店を営んでいるものであるが昭和二十年十一月頃かねてから親交あつた前記相被告人赤間に対し自己営業の使用人とする目的で女中の雇旋方を依頼していたところ労働大臣の許可を受けないで

第一、昭和二十三年九月初頃居書目宅で前記赤間から遠藤たつ子（当十七才）を同人方女中として雇旋されたのでその報酬として金千参百円を

第二、同年九月三十日頃同所て右同様中野秀子（当二十

一才)を同人方女中として周旋したのでその報酬として金千參百円を

第三、同年十二月十五日頃同所で右同様横井富貴子(当二十六才)を同人方女中として周旋したのでその報酬として金千參百円を

それぞれ前記各間に對し募集の代償として与えたものである。

罰條

被告人各人に對し

労働基準法第六條第百十八條

職業安定法第三十二條第一項第六十四條第一項

刑法第五十四條第十條第二十五條

被告人各人に對し

職業安定法第三十七條第二項、昭和二十四年法律第十八号による改正前の第六十五條第一号

刑法第四十五條第四十七條第十條第十八條第六條

罰金等臨時措置法第二條

昭和二十四年十一月二十五日

仙台地方裁判所

裁判官 島 沢 喜 一

判例二、

菊地廣吉にかかる農業関係の所謂
人身売買事件

(岩手労働基準局管内
水沢労働基準監督署)

一、前提者

日雇 菊 地 広 吉 (四十六才)

二、違反條文及び罰條

労働基準法第六條(中間搾取の排除)

労働基準法第百十八條(一年以下の懲役又は一万円以下の罰金)

三、違反事実の概要

被疑者菊地は昭和二十二年五月二日同人横つや子(江刺郡愛宕村後藤藩邸の周旋により埼玉縣比企郡小見野村野口勝治方)に行く際附き添つて行き、野口勝治から附近に人が要るからと人の周旋を頼まれ、一人世話することによつて壹千參百圓及び費圓三升程貰えろと言われ、昭和二十二年八月頃以降昭和二十三年四月頃迄の間において合計十三名を周旋し、衣服又は小遣錢を貰うという漠然たる契約をなさしめ、埼玉縣の雇主方に直接或は同地野口勝治方に連れて行き、周旋料として合計壹万七千三百圓他に米一斗二升及び大豆三升以上を雇主又は野口勝

治より受領し、かつ川タマの屋主田城寺善作から参千円を廻旋料の外に受領して利益を得たものである。

四、送検

昭和二十四年四月三十日

盛岡地方檢察庁水沢支部

五、起訴

昭和二十四年六月二十一日

盛岡地方裁判所水沢支部

六、判決

判決

本籍及び住居 江刺郡岩谷堂町高中野二十四番地

日 堀 菊 地 廣 吉 (四十六年)

主 文

被告人を罰金貳万円に処する。

右罰金を完納することが出来なときは金百円を毎日

に換算した期間被告人を労役場に差置する。

事実の要旨

被告人は日堀の傍ら農業を営んで居るものであるが、何等法定の除外事由がないのに營利の目的で

第一 昭和二十三年十一月七日頃堀玉原比企郡小見野村

渡辺宗三郎方で同人に対し菊地金昭(当時二十年)を

農傭に斡旋し之が報酬として右渡辺より現金千三百円

及米二升を受領し

第二 前同月初旬頃同郡伊草村小谷野多聞治方で同人

に対し佐藤五郎(当時十八年)を農傭に斡旋し之が報

酬として右小谷野より現金千二百円を受領し

第三 前同月下旬頃同郡三保谷村開政治郎方で同人に

対し菊地昭夫(当時十九年)を農傭に斡旋し之が報酬

として右開より現金千三百円を受領し

第四 昭和二十三年二月一日頃同郡小見野村野口勝治

方で同人に対し菅野功(当時十八年)を農傭に斡旋し

之が報酬として右野口より現金千三百円を受領し

第五 前同月頃同郡伊草村片山翁次方で同人に対し及

川米子(当時十九年)を工場従業員として斡旋し之が

報酬として右片山から現金千五百円を受領し

第六 前同月頃同村小谷野多聞治方で同人に対し沼田セ

リ子(当時十四年)を農傭に斡旋し之が報酬として右

小谷野より現金千円を受領し

第七 同年十月頃同郡小見野村田城寺善作方で同人に

対し及川タマ(当時十八年)を農傭に斡旋し之が報酬

として右田城寺より現金千三百円を受領し

以て營利を目的として職業紹介事業を行い他面他人の就

業に介入して利益を得たものである。

罰 條

労働基準法第六條第百十八條刑法第四十五條第四十八條

第十八條

第四乃至第七の事実に対しては右の外職票安定法第三十二條第六十四條刑法第三十四條第一項第十條

昭和二十四年七月十一日

盛岡地方裁判所水沢支部

裁判長 樋 橋 茂 夫

判例三

遠藤鶴治にかかる紡績業関係の
所謂人身売買事件

〔宮城労働基準局管内
宮城労働基準監督署〕

一、被疑者

石工業 遠 藤 鶴 治（四十九才）

二、違反條文及び罰條

労働基準法第六條（中間搾取の排除）

労働基準法第一百八條（一年以下の懲役又は一万円以下の罰金）

三、違反事実の概要

被疑者は昭和二十二年九月末頃より昭和二十三年十一月頃迄の間に近傍の婦女二十三名を愛知縣瀬田郡岩津町紡績工場その他へ斡旋し、世話料として合計一万一千八百円の利益を得た。

四、追 検

昭和二十四年六月十七日
仙台地方檢察庁石巻支部

五、起 訴

昭和二十四年七月二十八日

仙台地方裁判所石巻支部

六、判 決

判 決

本 籍 宮城県桃生郡雄勝町大字雄勝字唐桑二十番地

石工業 遠 藤 鶴 治

明治三十四年六月十八日生

右の者に対する労働基準法並職業安定法違反被告事件について当裁判所は検事士井義明國々の書理を逐て次の通り判決する。

主 文

被告人を懲役六月に処する。

但し本裁判確立の日から三年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

被告人は従来右住居で石工業を営んで居る者であるが婦女子の紡績女工への就業に介入して利益を得ようと考へ何れも法定の除外事由なくして別表（略）記載の通り昭和二十二年九月末頃から昭和二十三年十一月頃迄の間

前後十回に亘り愛知縣田部岩津町に於て右住居地から連れて来た阿部てる子外二十三名の女子を右町に於て紡績工場を經營している工場主細井金一外四名に夫々女工として周旋就職させ其の都度即時同所で右主等から一名につき四百円乃至六百円合計金一万一千九百円の周旋料を受領し以て職業紹介事業を行つたものである。

右の事實は

一、被告人の檢事に対する供述調書

一、被告人の労働基準監督官に対する供述調書

一、三浦敏雄、遊佐ふゆ子、高橋さだ子、眞谷園子、遠藤園子、鈴木あさ子、阿部たつ子、小松登子、千葉おき、大西利子、奥田りつ子、高橋貞子、柴田一美、柴田智一、城野彦晴、細井金一、細井清の労働基準監督官に対する各供述調書

を綜合してこれを認め得るから判示事實はその証明十分である。

法律によると被告人の所為中第一、第二は各労働基準法第六條第百十八條第三乃至第十は各労働基準法第六條第百十八條職業安定法第三十二條第一項本文第六十四條に該当するが、後者は一個の行爲にして數個の罪名に触れるから刑法第五十四條第一項前段第十條により職業安定法違反の罪の刑に従ひ右第一乃至第十の全部所定刑の懲役刑を選択し以上は刑法第四十五條前段の併合罪である

から同法第四十七條第十條により犯情重き第六の罪の刑に法定の加重をなした刑罰範圍内において被告人を懲役六月に処しなす情状刑の執行を猶予するを相当と認め同法第二十五條により本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予し訴訟費用については刑事訴訟法第八十一條第一項に則り全部被告人をして負担せしむべきものとす

仍て主文の通り判決する。

昭和二十四年九月九日

仙台地方裁判所石巻支部

判事古里直義

六、婦人及び兒童の売買禁止に関する

國際條約拔萃（法務府檢務局資料より）

（一）婦人及兒童の売買禁止に関する國際條約

一九二一年九月三十日「ジュネーヴ」において作成。
 大正十四年九月二十八日批准。
 大正十四年十二月十五日陸海軍省登記。
 大正十四年十二月二十五日施行。
 大正十四年十二月二十一日公布。

第一條 締約国ニシテ未ダ千九百四年五月十八日ノ協定及千九百十年五月四日ノ條約ノ当事国タラサルニ於テハ右締約国ハ成ルヘク速ニ右協定及條約中ニ定メラレタル方法ニ從ヒ之ヲ批准書又ハ加入書ヲ送付スルコトヲ約ス

第二條 締約国ハ男女兒童ノ売買ニ從事シ千九百十年五月四日ノ條約第一條ニ規定スル如キ罪ヲ犯ス者ヲ搜索シ且之ヲ処罰スル為一切ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス

第三條 締約国ハ千九百十年五月四日ノ條約第一條及第二條ニ定メタル犯罪ノ未遂及法規ノ範圍内ニ於テ該犯罪ノ予備

ヲ処罰スルコトヲ確保スル為必要ナル手段ヲ執ルコトヲ約ス

第四條 締約国ハ締約国間ニ犯罪人引渡條約存在セサル場合ニ於テハ千九百十年五月四日ノ條約第一條及第二條ニ定メタル犯罪ニ付起訴セラシ又ハ有罪ト判決セラレタル者ノ引渡受ハ之ヲ引渡準備ノ為其ノ為シ得ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス

第五條 千九百十年ノ條約ノ最終議定書四項ノ「調二十才」ナル語ハ之ヲ「調二十一才」ニ改ムヘシ

第六條 締約国ハ職業紹介所ノ免許及監督ニ関シ未ダ立法上又ハ行政上ノ措置ヲ執ラサル場合ニ於テハ他國ニ職業ヲ求ムル婦人及兒童ノ保護ヲ確保スルニ必要ナル規則ヲ設ケタルコトヲ約ス

第七條 締約国ハ移民ノ入國及出國ニ関シテ婦人及兒童ノ売買ヲ防遏スルニ必要ナル行政上及立法上ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス特ニ締約国ハ移民船ニ依リ旅行スル婦人及兒童ニ付

其ノ出發地及到着地ニ於ケルノミナラス亦其ノ旅行中ニ於ケル保護ニ必要ナル規則ヲ定ムルコト並婦人及兒童ニ該売買ノ危險ヲ警告シ且留泊及援助ヲ得ヘキ場所ヲ指示スル揭示ヲ停車場及港ニ掲タル手配ヲ為スコトヲ約ス

第八條 本條約ハ仏蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ本日ノ日附ヲ有シ且千九百二十二年三月三十一日迄之ニ署名スルコトヲ得

第九條 本條約ハ批准ヲ要ス批准書ハ國際連盟事務總長ニ之ヲ送付スヘキ事務總長ハ之ヲ受領シ他ノ連盟國及本條約ニ署名ヲ許サレタル國ニ通知スヘシ批准書ハ事務局ノ記錄ニ寄託セラルヘシ

事務總長ハ國際連盟規約第十八條ノ規定ニ從ヒ第一批批准書ノ寄託ト共ニ本條約ヲ登録スヘシ

第十條 連盟國ニシテ千九百二十二年四月一日前ニ本條約ニ署名セサルモノハ之ニ加入スルコトヲ得

連盟理事會カ正式ニ本條約ヲ送付スルコトヲ決定スルコトアルヘキ非連盟國ニ付亦同シ

加入ハ連盟事務總長ニ之ヲ通告スヘキ事務總長ハ一切ノ關係國ニ對シ右加入及其ノ通告ノ日ヲ通知スヘシ

第十一條 本條約ハ各當事國ニ付其ノ批准書又ハ加入書ノ寄託ノ日ヨリ實施セラルヘシ

第十二條 本條約ハ本條約ノ當事國タル連盟國又ハ其ノ他ノ國ニ於テ十二月ノ予告ヲ以テ之ヲ廢棄スルコトヲ得

廢棄ハ連盟事務總長ニ宛テタル書面ノ通告ニ依リ之ヲ為スヘシ

事務總長ハ直ニ他ノ一切ノ當時國ニ右通告ノ原本ヲ送付シ開通告受領ノ日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ事務總長ニ通告アリタル日ヨリ一年ヲ經テ其ノ効力ヲ生ジ且通告ヲ為シタル國ニ開シテノミ効力アルモノトス

第十三條 連盟事務總長ハ本條約ニ署名シ之ヲ批准シ之ニ加入シ又ハ之ヲ廢棄シタル當事國ヲ表示スル特別ノ記錄ヲ保存スヘシ右記錄ハ連盟國ヲシテ何時ニテモ之ヲ閱覽スルコトヲ得シムヘキ又連盟理事會ノ指示ニ從ヒ成ルヘキ屬之ヲ公表スヘシ

第十四條 本條約ニ署名スル連盟國又ハ其ノ他ノ國ハ其ノ署名カ其ノ殖民地、海外屬地、保護國又ハ其ノ主權若ハ權力ノ下ニアル地域ノ全部又ハ一部包含セサルコトヲ宣言シ得ヘキ右宣言ニ於テ除外セラレタル右殖民地、海外屬地保護國又ハ地域ノ何レノ為ニモ後日各別ニ加入ヲ為スコトヲ得廢棄モ亦右殖民地、海外屬地、保護國又ハ其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル地域ノ何レニ開シテモ各別ニ之ヲ為スコトヲ得ヘキ且第十二條ノ規定ハ右廢棄ニ付適用セラルヘシ

千九百二十一年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ國際連盟ノ記錄ニ寄託保存ス

(二) 成年婦女子売買の禁止のための

国際條約

(條約局假訳)

一九三三年十月十一日ジュネーヴで開かれ、
一九三四年八月二十四日に署名。

第一條 何人であつても、他人の情慾を満足させるために、

他國で行われる贖行を目的として成年の婦女を勧誘し、誘引し又は連れ去つた者は、本人の承諾を得た場合でもこの犯罪の構成要素である諸種の行為が異つた國で遂行された場合でも処罰しなければならない。

米遂罪及び法の範圍内で前記の犯罪の予備行為もまた、処罰しなければならない。

この條の適用上「國」という語は、当該締約國の植民地及び保護領並びにその宗主権下の地域及び同締約國に統治が委任された地域を含む。

第二條 締約國は、現在その法令が前條に明記した犯罪に対処するに充分でないときは、この犯罪がその輕重に従つて処罰されることを確保するために必要な措置をとることを約束する。

第三條 締約國は、この條約又は婦女及び児童の売買禁止に關する千九百十年及び千九百二十一年の條約に掲げた犯罪で、その構成要素である諸種の行為が異つた國において遂

行されたか又は遂行されようとしたものを行つたか又は行おうとした男女に關して、次の情報(又は当該國の法令の下で提出しうる類似の情報)を相互に通報することを約束する。

(a) 有罪の判決の記録及び犯罪者に關して得られる有益な情報、たとえ、戸籍人相書、指紋、写真、警察の記録、犯罪の手口等。

(b) 犯罪者に対して適用された入国拒否又は国外追放の措置に關する明細。

これらの文書及び情報は、千九百四年五月十八日にパリにおいて締結された協定の第一條に従つて指定された官憲が、各事件ごとに關係國の官憲に對し、直接且つ遅滞なく、また、できうれば犯罪、有罪の判決、入国拒否又は国外追放が正当に認定されたすべての場合に送付しなければならない。

第四條 この條約又は千九百十年及び千九百二十一年の條約の解釈又は適用に關して締約國間に何らかの紛争が生じ、これが外交手段によつて満足に解決されなかつたときは、この紛争は、國際紛争の解決に關して締約國間に効力を有する協定に従つて解決しなければならない。

締約國間に有効なこのような協定が存在しないときは、この紛争は、仲裁裁判又は司法的解決に附さなければならぬ。他の裁判所の選択について合意がない場合において紛

争中のすべての締約国が国際司法裁判所規程の当事国であるときは、この紛争は、当事国のいずれか一国の請求によつて国際司法裁判所に附託しなければならない。また紛争中のいずれかの締約国が国際司法裁判所規程の当事国でない場合は、国際紛争の平和的処理のための千九百七年十月十八日ヘーグ條約に従つて設立された仲裁裁判所に付託しなければならない。

第五條 フランス語及び英語の本文を双方共に正文とするこの條約は、今日の日付を有し、且つ千九百三十四年四月一日に至るまで、國際連盟のすべての加盟国及びこの條約を作成した會議に代表された非加盟国又は國際連盟理事會がその目的のためにこの條約の謄本を送付した非加盟国による署名のために開放されるものとする。

第六條 この條約は、批准されるものとする。千九百四十八年一月一日以後は、批准書は國際連盟事務總長に送付しなければならない。事務總長は、その受領をすべての國際連盟加盟国及び事務總長が條約の謄本を送付した非加盟国に通告しなければならない。

第七條 國際連盟加盟国は、この條約に加入することができる。

國際連合經濟社會理事會がこの條約を正式に通報することを決定することのある非加盟国についても同様とする。

加入書は、國際連合事務總長に送付しなければならない。

事務總長は、この受領をすべての國際連盟加盟国及び事務總長が條約の謄本を送付した非加盟国に通告しなければならない。

第八條 この條約は、國際連盟事務總長が二通の批准書又は加入書を受領した時から六十日の後に効力を生ずる。

この條約は、その効力発生の日に事務總長が登録する。その後の批准書又は、加入書は、事務總長が受領した時から六十日の後に効力を生ずる。

第九條 この條約は、國際連合事務總長にあてた通告によつて廢棄することができる。この廢棄は、廢棄通告の受領の一年後に、廢棄を通告した国に關してのみ効力を生ずる。

第十條 事務總長は、國際連盟のすべての加盟国及び事務總長が、條約の謄本を送付した非加盟国に対して、第九條に定めた廢棄を通報しなければならない。

この條の第一項に基いてなされた宣言にかかわらず、第二條第三項は、適用される。

(三) 人身売買及び売春により利益を得る行為の禁止に關する條約

(檢務局刑事課仮訳)

一九四九年十二月二日に國際連合會議により承認された。

條約本文

前文

売春及び売春の目的で人身を売買する附随的悪性が人間の尊厳及び価値に反し、且つ個人、家族及び社会の福祉を危うくするが故に婦人及び児童の人身売買禁止に關して

一、明治三十七年五月十八日の離業を行わしむるための婦

女の売買取締に關する國際協定（昭和二十三年十二月三

日國際連合總會採択の議定書により修正）

二、明治四十三年五月四日の離業を行わしむる為の婦女売

買禁止に關する國際條約（前記議定書により修正）

三、大正十年九月三十日の婦人及び児童の売買禁止に關す

る國際條約（昭和二十二年十月二十日國際連合總會採択

の議定書により修正）

四、昭和八年十月十一日の成年婦女子売買の禁止のための

國際條約（前記議定書により修正）

等の國際手段が現に講ぜられているが故に、

昭和十二年國際連盟において前記諸國際手段の範圍を拡張

する條約案が準備されたことがあるが故に、

昭和十二年以來の情勢の進展は、前記諸手段を強化する一

條約の締結を可能とし、且つ昭和十二年條約案及びその望

ましい改正を具体化することを可能ならしめるが故に、締

結当事国は、ここに以下の規定するところに同意する。

第一條 この條約の締約國は、何人であつても、他人の情慾

を満足させるために、

1、人を売春の目的で、その本人の承諾を得た場合でも、

勧誘し、誘引し、又は連れ去り

2、本人の承諾を得た場合でも人の売春により利益を得る

行為をなす者を処罰することに同意する。

第二條 この條約の締約國は、更に

1、売春窟を占有し、管理し又は情を知つてその資金を提

供若しくは提供に参加し、

2、他の者の売春の目的のために、情を知つて、建造物又

はその他の場所若しくはそれらの一部を賃貸し又は提供

し、

た者を処罰することに同意する。

第三條 國內法の許す範圍において、第一條及び第二條に掲

げた罪の未遂行為並びに予備行為もまた処罰しなければな

らない。

第四條 國內法の許す範圍において、第一條及び第二條に掲

げた行為に、故意に加功するものもまた処罰しなければな

らない。

國內法の許す範圍において、加功行為を処罰する必要を認

めたときは何時でも別箇の罪として取り扱わなければならない。

ない。

第五條 國內法によれば、被害者が本條約に掲げた各罪に關

する訴訟手續の当事者たり得る場合は、外國人にも本國人

と同じ條件の下に同様の權利を付与しなければならない。

第六條 この條約の各締約國は、監督又は届出のために、元

春に従事し、又は従事している疑のある者を特別に登録せしめ、又は特別の書類を携帯せしめ、若しくはその他何らかの特殊の必要條件を要求するような現行の法律、規則又は行政規定を無効ならしめ、又は廃止するに必要な措置を講ずることに同意する。

第七條 この條約に掲げた罰について、外国において、かつ有罪の判決をうけた事実が、国内法の許す範囲で

1、常習犯罪者の確立

2、この種犯罪者から市民権の行使権のなく奪等の目的の下に、考慮しなければならない。

第八條 この條約の第一條及び第二條に掲げた罪は、この條約の締約国の何れかの間に締結された、又は、締結されることのあるべき犯罪人引渡條約における犯人の引渡を要する犯罪とみなさなければならない。

現行の條約によつて、條件附引渡を行つていない本條約の締約国は、今後、この條約の第一條又は第二條に掲げた罪を各該該国間における引渡を要する犯罪として承認しなければならない。

犯人引渡は、引渡の要求を受けた国の法律に従つて承諾されなければならない。

第九條 自国民の引渡を法律上、許されない国にあつては、その国民が外国においてこの條約の第一條又は第二條の罪を犯した後自国に帰つた場合、この者を訴追し、その国の

裁判所において処罰しなければならない。

この條約締約国における同様事件において外国人の引渡を承諾できない場合は、前項の規定を適用しない。

第十條 第九條の規定は、起訴された者が外国において裁判をうけ、その刑の執行を終り又はその外国の法律によつて刑を免除若しくは軽減されたものであるときは、適用しない。

第十一條 この條約のいかなる規定も、國際法の下における刑事裁判権の限界に關する一般問題に對する締約国の態度を決定するものとして解釈してはならない。

第十二條 この條約は、それが犯罪とされる行為は、各該該国の法律に従つて定義され、訴追され、且つ、罰せられるものとする原則に消長をもたらしめるものではない。

第十三條 この條約の締約国は、この條約に掲げられた罪に關する請求状を國內法及び手続に従ひ執行する責を負う。請求状の迅速は左記の場合、有効とする。

1、司法當局間の直接通信

2、兩國司法省間の直接通信又は請求国の主管當局から被請求国の司法省に對する直接通信

3、被請求国駐在の請求国外交若しくは領事代表を經由
右外交代表等は、直接主管司法當局又は被請求国政府の指定する當局に請求状を發付し、これらの當局から直接請求状の執行に關する文書を受領することとする。

前項第一号及び第三号の場合、常に請求状の写の一通を請求された国の上級機関に送付しなければならない。

特に同意のない限り、請求状は請求国の国語によるものとする、但し、被請求国は、請求国に対し何時でも自国語への翻訳、真正成立の証明を要求することができる。

この條約の各締約国は、他の各締約国に対し、前記のうち、伝達方法として承認するもののないし二以上を通告しなければならない。

右通告がされるまでは、請求状の伝達についての、その国の現行手続を有効とする。

請求状の執行に当つて、その経費又は費用に関しては、鑑定人に対する費用を除く外、いかなる種類のものに対してても弁済の要求をすることは得ない。

本條の規定は、この條約の締約国に対し、各その国内法に反した証拠の形式又は方法を採る義務を負わせるものと解釈してはならない。

第十四條 この條約の締約国は、この條約に掲げた罪に関する捜査の調整及び調査の結果を中央に集中せしめるための機関を設立し、これを維持しなければならない。

第十五條 国内法の許す限り、且つ、前第十四條に掲げた機関としての担当当局が望ましいものとして判断する限りにおいて、右担当当局は、他の諸国の相当機関に対し、

1、この條約に掲げた罪又はかかる罪を犯せうと企圖した

事件の詳細

2、この條約に掲げた罪に関し行われた捜査訴訟、逮捕、有罪判決並にかかる罪により有罪とされた者の入国拒否又は国外追放、かかる者の動向及びその他かかる者についての有用な情報を提供しなければならない。

前項により提供する情報は、犯人の人物指紋、写真、犯行の口、警察の記録及判決記録等を含むものとする。

第十六條 この條約の締約国は、売春の防止及び売春、若しくはこの條約に掲げた罪による被害者の更生並びに社会的調整のための措置を講じ、又は公私の教育、保健、社会、経済及び他の関係機関を通じて、かかる措置が講ぜられるよう奨励することに同意する。

第十七條 この條約の締約国は、出入国に関し、この條約に基く義務条件として要求されることに従い、売春目的による男女両性の人身売買につき取調を行う措置を執り、且つ維持しなければならない。

特に各締約国は

1、出入国者、特に婦人、児童を調査地、出港地、旅行途中の何れにおいても保護するために必要な規則を設け

2、一般に前項の人身売買の危険を警告するに適當な広報措置を講じ

3、売春目的の国際人身売買を防止するために鉄道停車

場、空港、海港及び旅行途中その他の場所における監視のために適切な措置を講じ

4、主管機関がかかる人身売買の主犯及び共犯又は被害者と外見上疑われる者の到着につき情報を得られるよう適切な措置を講じなければならない。

第十八條 この條約の締約国は外国人である売春婦の身許及び身分を明らかにし、且つ何人がその者をしてその本国から離れしめたかを発見するために、国内法の條件に従い、その者から陳述を聴かなければならない。

この陳述によつて得た情報は、それらの者を終局的に送還するために、本国の当局に通報することとする。

第十九條 この條約の締約国は、国内法の條件に従い、また違反行為に対する訴追その他の処分に妨げとならない限り、且つ可能な限りにおいて、

1、売春目的の国際人身売買の被害被害者に対する送還措置が完了するまでの間、これらの者を一時的に保護、扶養するために適当な規定を設けなければならない。

2、第十八條に掲げた者で、自ら送還されることを希望し、それらの者を主管する執行機関から請求され、又は法律に従い退去を命ぜられた者を送還しなければならない。

この送還は、その目的地たる国との間に、送還されるべき者の身許、国籍並びに到着地及び国境に到達する月日

等につき同意がなければ執行することができない。この條約の各締約国は、かかる者の自国領土内通過につき便宜を与えることとする。

前項に掲げた者が、自ら送還費用を弁済できず、且つ、他に代つて弁済し得べき配偶者、親戚、保護者等の何れもがないときは、最近の国境線、乗船港又は本国向け空港に至るまでの費用を、それらの者の滞在する国において負担し、その後の部分の旅費はそれらの者の属する本国において負担することとする。

第二十條 この條約の締約国は、もし今までにその措置をとつていなければ、求職者、特に婦人、児童が売春の危険にさらされるのを防止するために職業紹介機関を監督するために必要な措置を講じなければならない。

第二十一條 この條約の締約国は、本條約の目的に関係ある既存の法令を国際連合事務総長に通報すると共に今後、毎年公布せらるべき法令並びにこの條約の適用に関し執つた一切の措置を通報しなければならない。

事務総長は、右により受領した情報を定期的に公刊し、且つ、国際連合加盟国及び第十三條によりこの條約を公式に通報した非加盟国に送付する。

第二十二條 この條約の解釋につき締約国の間に何らかの紛争が生じ、且つ、これが他の手段で解決されないときは、この紛争は当事国の何れか一方の請求によつて、これを国

際司法裁判所に付託しなければならない。

第二十三條 この條約は、國際連合加盟國及び經濟、社會委員會から提議を發せられたその他の國による署名のために開放されるものとする。

この條約は、批准されるものとし、批准書は國際連合事務總長に寄託しなければならない。

第一項に掲げた、この條約に調印しなかつた國はこの條約に加入することができる。

加入は、加入書を國際連合事務總長に寄託することによつて効力を生ずる。

この條約の目的のために「國」という語は露印國又は加入國の全植民地、信託統治領及びその國が國際的に責任を負ふすべての領土をいう。

第二十四條 この條約は、第二番目の批准書又は加入書の寄託があつた日から九十日の後に効力を生ずる。

この條約は、第二番目の批准書寄託があつた後に本條約を批准し、又は本條約に加入する國に対しては、本條約は、これらの國が批准書又は加入書を寄託した日から九十日の後に効力を生ずる。

第二十五條 この條約発効後、五年経過した後は本條約の締約國は、國際連合事務總長にあつた文書通告によつてこの條約の廃棄を宣言することができる。

この廃棄は、國際連合事務總長が廃棄通告を受領した日か

ら一年後に廃棄を通告した國について効力を生ずる。

第二十六條 國際連合事務總長は、全國國際連合加盟國及び第二十三條に掲げた非加盟國に対し

(イ) 第二十三條により受領した調印、批准及び加入

(ロ) 第二十四條による本條約発効の日

(ハ) 第二十五條により受領した廃棄通告を通報しなければならない。

第二十七條 この條約の各締約國は、各その憲法に従ひ、立法又はその他この條約の適用を確保するために必要とする措置を講じなければならない。

第二十八條 この條約前文第二條第一号乃至第四号に掲げた國際手段の各條項は、この條約各締約國間の關係においては、本條約の規定によつて置き換えられるものとし、且つ、前記各國國際手段の各締約國がすべてこの條約の締約國となつたときは、前記各國國際手段は終結したものと見なされなければならない。

最終議定書

この條約のいかなる規定も、人身売買及び賣春目的のために他の者をさく取する行為の禁止を確保するために、この條約の規定するところにより、より嚴重な條件を科す立法を妨げるものと見なしてはならない。

この條約の第二十三條ないし第二十六條の規定は、本議定書にも適用する。

七、第四回人身売買全国調査統計中間報告

一、調査期間——昭和二十六年七月から、二十七年六月末日までの一年間に発生した事件。

一、調査対象——満十八才未満のいわゆる人身売買事件被害者。

一、調査担当者——婦人少年室。

一、調査方法——各都道府県の関係各方面にすでに把握されている資料に基く調査。

第一表 男女別、年齢別、被害者数

男女別 年齢別		男	女	計	%
10才未満		1	3	4	0.3
10才		-	2	2	0.1
11才		1	1	2	0.1
12才		3	7	10	0.7
13才		4	22	26	1.7
14才		16	65	79	5.3
15才		29	205	235	15.8
16才		56	392	448	30.1
17才		54	629	683	45.9
計		162	1,327	1,489	100.0
%		10.9	89.1	100.0	

第三表 男女別、年齢別、仲介者数

男女別 年齢構成別		男	女	不明	計
満十八才未満の者のもの	20才未満	7	7	-	14
	20才～29才	89	45	14	148
	30才～39才	87	70	13	170
	40才～49才	114	114	22	250
	50才～59才	72	61	18	151
	60才～69才	37	21	5	63
	70才以上	14	5	3	22
	不明	68	51	10	129
計		488	374	85	947
満十八才以上の者のもの	20才未満	3	3	-	6
	20才～29才	27	14	-	41
	30才～39才	19	18	-	37
	40才～49才	32	29	2	63
	50才～59才	22	18	-	40
	60才～69才	19	5	-	24
	70才以上	4	7	-	11
	不明	18	5	-	23
計		144	99	2	245

(第二表は別掲)

第四表 被害者就業状況

就業業務別	18才未満	就業業務別	18才未満
接客婦	310	商店	55
売春婦	326	サ-カス	3
酌婦	206	行商	19
芸妓	31	乞食	4
女給	48	土建業	1
作男	106	劇団	1
作女	77	人夫	1
子守	22	不明	4
女中	155		
紡績女工	89		
工員・徒弟	30	計	1,489

第五表 教育状況

就学状況	児童数
小学校通学中	2
" 中退	49
" 卒業	182
高等小学校中退	2
" 卒業	19
新制中学中退	78
" 卒業	239
" 在学中	18
新制高校中退	9
不明	880
不就学	10
特殊学級に在学 (週2回)	1
計	1,489

第六表 仲介手数料

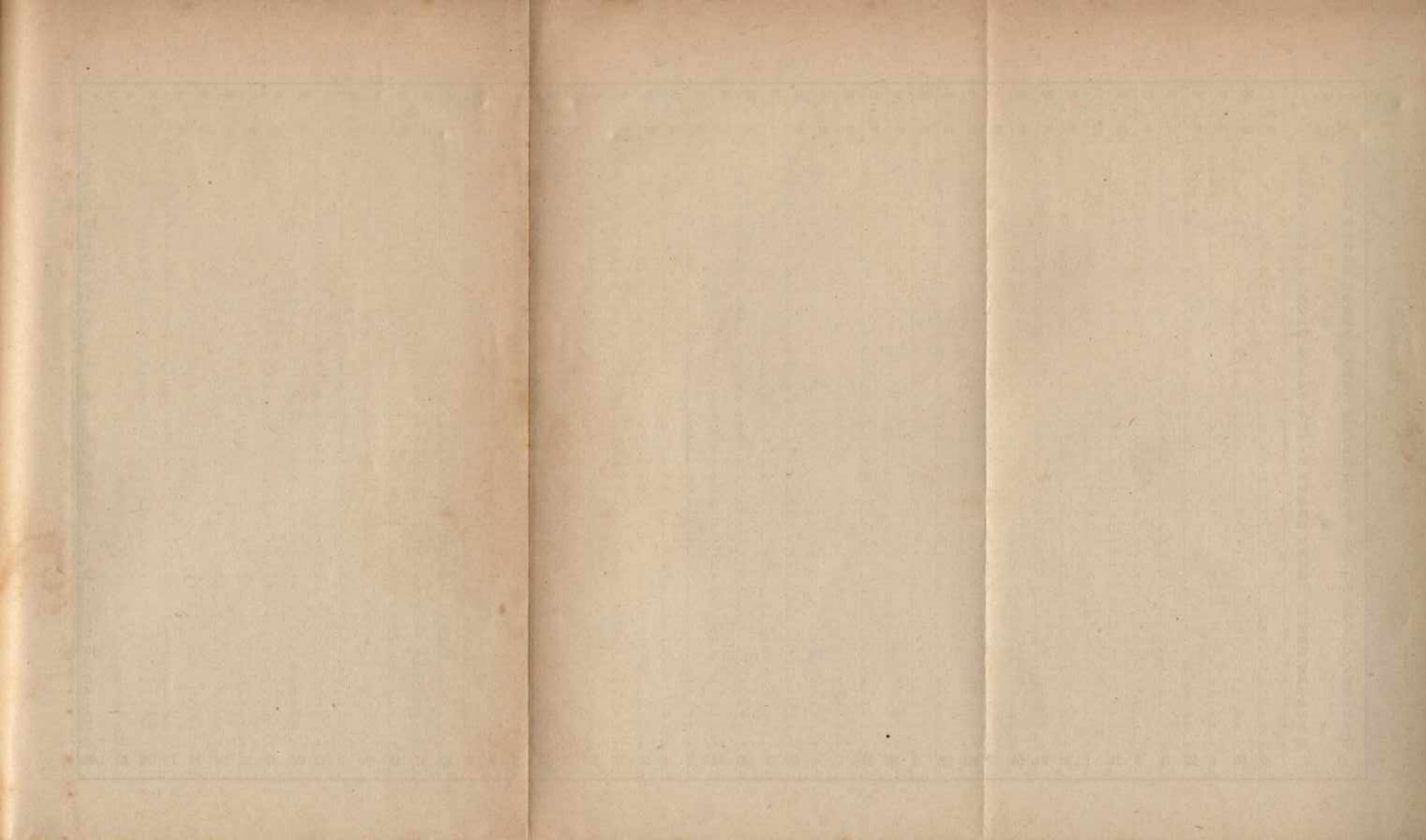
仲介料 円	被害 児童数	仲介料	被害 児童数
500 未満	60	20,000 以上	6
500 以上	103	30,000 "	1
1,000 "	180	40,000 "	2
2,000 "	113	汽車貨物	3
3,000 "	71	と現物	
4,000 "	21	汽車賃	4
5,000 "	49	と賃	
6,000 "	6	賃	10
7,000 "	11	現物のみ	25
8,000 "	9	無し	118
9,000 "	1	不明	668
10,000 "	28	合計	1,489

第七表 契約時期別

契約 時期別	児童数	契約 時期別	児童数
昭和23 年以前	25	26 年月	58
		6 月 "	60
24年中	27	7 月 "	94
		8 月 "	90
25 年月	2	9 月 "	66
1 月 "	1	10 月 "	47
2 月 "	10	11 月 "	57
3 月 "	11	27 年月	
4 月 "	9	1 月 "	41
5 月 "	8	2 月 "	66
6 月 "	6	3 月 "	54
7 月 "	12	4 月 "	87
8 月 "	19	5 月 "	47
9 月 "	10	6 月 "	17
10 月 "	24	7 月 "	7
11 月 "	11	不明	278
12 月 "		世話さ れる途 中発見	
26 年月	12		4
1 月 "	37		
2 月 "	40		
3 月 "	79		
4 月 "	68	合計	1,489
5 月 "			

第 二 表

[illegible]



昭和二十八年二月二十日 印刷
昭和二十八年二月二十八日 発行

(不許複製)

年少者の特殊雇用慣行

——いわゆる人身売買実体——

編集者

東京都中央区内大手町一ノ七
労働省婦人少年局

印刷者

永井直保

印刷所

東京都中央区入船町二ノ三
永井印刷工業株式会社

